

## 環境福祉経済委員会記録

平成 25 年 3 月 8 日 (金)

第 1 委員会

10 : 00 ~ 16 : 44

### 1 水道局関係分 (10 : 00 ~ 12 : 08)

#### (1) 付託事件審査

#### ①議案第3号 平成25年度光市簡易水道特別会計予算

【説 明】 : 宮崎業務課長 ~ 別 紙

#### 【質 疑】

##### ○笹井委員

それでは、牛島簡水について何点か質問させていただきます。まず、歳入で 38 ページ、簡易水道使用料 52 万円とあります。これはもう平成 24 年度に料金の引き下げがあつて、当然市内の水道料金と同じレベルの引き下げだったですかね。その上で見込まれているので従前よりは下がった数字になっていると思うのですがどうですか。この 52 万円というのはさきほど 62 棟家があると言われました。そうすると、単純に割ると 1 万円、1 件当たり 1 万円平均でいくと切ると思うのですが、市内と一緒にされたというのは知っておりますが、結果的にその 1 万円切って、単純にいうと 9,000 円くらいですか、これは市内の実際の結果としての支払額として大体平均的に同じような額になるのでしょうか。

##### ○宮崎業務課長

今年度の 2 期分から上水道の料金体系に牛島簡易水道もあわせたわけですが、それ以降の使用水量を見てみますと増えているのかなと思ったのですが、従前と変わっておりません。それは、牛島の方が過去からの節水意識が高いということもございまして、今までどおりの使用量ということで、1 カ月当たり平均約 3 m<sup>3</sup> しかお使いになられませんで、上水をお使いの方と比べるとかなり低い水準でございまして。

##### ○笹井委員

わかりました。料金体系的に何立方で何円ということは変わらないが、牛島の方はもともと水をそんなに使わないから、結果的に支払う額としては、本土に比べると低い額になるということですね。理解いたしました。

次に、40 ページに参ります。上から 3 段目のところ、修繕料 300 万円というのが計上されています。これについてお聞きしますが、これは毎年ある定期的な

修繕料なのか、それとも25年度に特別な要因があって積み増されたものなのかということ。

そして、一応確認ですが、今後、突発的な修繕とか改修があった場合でも、料金は本土並みに下げたのであるから、そういう修繕とかの経費が出てきたときの対応は基本的には、一般会計からの繰り出しで対応するという予算の組み方であるのかを確認したいと思います。

#### ○宮崎業務課長

こちらの修繕費につきましては、毎年行わなければいけないものもございます。特に、牛島の施設につきましては、水源が塩をかんでいるということもあります。そして、外的に潮風を浴びるということもあり、とても厳しい状況の中にある施設であります。毎年修繕を行うものと計画を持って行うものがあります。このたびの予算の中には浄水施設のRO膜の交換というのがございます。これは膜を使って浄水にするという施設ですが、このRO膜の交換が4年に1度この交換になります。

ただ、これは2系統でございますので、2年に1度の交換ということで、この費用が毎年上がるのではなく、4年に1度、2年に1度上がってきます。またこの修繕費の中には、突発事故等に対応するための予備的修繕費も多少組んでおります。そういう突発等の事故等がなければ、この修繕費は当然余ってくる形になります。

今委員さん言われました突発的の事故等修繕等がかさんだ場合でも、現行の料金体系は維持していく考え方でございます。

#### ○笹井委員

わかりました。料金体系維持ということは、その分かかった分は一般会計からの繰り出しになるという理解でよろしいわけですね。了解いたしました。

#### ○大樂委員

それでは、1件だけ確認させてください。予算書40ページです。水質検査負担金の80万2,000円、消耗品費の中の49万1,000円ですか、先ほど課長説明の中にpH系のいろいろ調整機とかそういうことをおっしゃったと思うのですよ。そのあたりのダブりがどうなっているのかという確認をさせてください。

#### ○岩本浄水課長

消耗品の中のpH調整というのは、カキ殻シェルといいまして、そのカキ殻シェルを買って、膜が汚れるので一旦塩酸で酸性にして、そのあと水が酸性に

なるので水道の基準に近づけるという、基準内に入れるためにカキ殻シェルを入れる。そのカキ殻シェルの値段です。だから、水質検査とは全く異質のもの  
です。

○大樂委員

よくわかりました。

**【討 論】**：なし

**【採 決】**：全会一致「可決すべきもの」

## ②議案第8号 平成25年度光市水道事業会計予算

**【説 明】**：宮崎業務課長、田中水道局次長、岩本浄水課長 ～ 別 紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

**【質 疑】**

○萬谷委員

それでは予算書の10ページの負担金ですが、周南都市水道水質検査センター負担金、この負担金の内容をもう少し詳しく教えていただきたいのと、このセンターについて説明をいただければと思います。

○岩本浄水課長

それでは、水質検査センターについて説明申し上げます。厚労省において、平成4年12月に水質基準が大幅に改正され、水質基準対象項目の大幅な増加が行われました。この新水質基準に対応するために、近隣3市、当時は徳山市、下松市、光市による共同水質管理体制でより質の高い水道水を目指して、水源の水質管理から浄水処理過程の水質及び給水栓水の水質まで広範囲に行い、水質を厳しくチェックし、信頼される水道を供給するために水道検査センターを設立しました。

供用開始は平成7年の4月であります。3市で共同処理することで職員の確保、あるいは技術水準の向上、あるいは財政の効率性、そして水質事故時の対応等から最適の選択だったと考えております。

それで、3市の協議会方式によるセンターでございますが、会長に周南市、

現在では上下水道管理者、副会長に光市、下松市の事業管理者で協議会をつくって、そこで決定されます。水質検査の職員は8名でございまして、周南市が6名、下松市が1名、光市が1名でございます。

担当事務は、水道法20条に定める水質検査及びその他必要とする検査にかかわる事務並びに水道の水質に関して調査研究にかかわる事務であります。このことは、協議会規約4条に明記されてあります。

負担金についてでございますが、協議会の事務の管理及び執行に要する費用は規約第17条により各関連市が負担いたします。負担割合は協議会で決定されます。これは施行規則第7条に記載されております。

平成25年度の負担割合は、下松市19.88%、光市19.55%、周南市60.47%でございます。その負担割合の根拠でございますが、3つの要因でそれぞれの(アルケ)率を計算してございます。

まずは、均等割で20%は均等割でございます。20%を3市で分けまして6.66%、最後の割り切れない6.68%が周南市でございます。人口割は、平成23年度末の給水人口によりアロク率(負担割合)の決定をします。光市分は4.32%となります。最後に一番大きい割合を占めるのが、検体数割であります。検査数割でございます。全体の60%を占めるわけですが、実際に検体数を数えることはなかなか困難でございますので、簡易的に浄水場の規模によって決定しております。1万トン以上の浄水場に関しては4点とか、点数方式でやっております。簡易水道については2点ということでございます。それで、計算しました結果、光市の負担割合は8.57%になります。それぞれの3つを合算しまして、光市の負担割合は19.55%となります。

#### ○萬谷委員

一定の理解はいたしました。次に、参考資料の7ページ、水道料金が平成20年度から少しずつ少なくて、上がっているところもあるのですが、26年、27年、28年、29年と下がる予想が立てられておりますが、水道局としての思い、その理由をお聞かせいただければと思います。

#### ○宮崎業務課長

この財政計画の概要の収益的収支の、水道料金のところだろうと思いますが、20年から23年度につきましては決算値を記載させていただいております。23年度に収益が増えておりますのは、これは料金改定23.14%の料金改定の影響によるものでございます。24年度につきましては、実際今年度になりますが、これくらいの収益が上がるだろうという見込みでございます。

今委員が言われましたように、25年度から徐々に下がっている原因につきま

しては、家事用水、家庭用水の減少に伴うものでございます。ここに載せております数字は、料金改定の際にお示しをしましたが、実績値から時系列傾向分析に基づきましてはじきました料金収益でございまして、家事用水は減っていくという結果になりました。その原因は、給水人口の減少と節水機器の普及によるものだと推測はしております。

○萬谷委員

ありがとうございました。それでは、以前に光合成プランを発刊されたと思うのですが、お持ちの方は62ページ、水源涵養林取得に向けた審議会の立ち上げというのが、この予算書にも入っているのですが、この予定では24年、25年には森林取得ということが書いてあるのですが、その辺の進捗状況をお願いできればと思います。

○宮崎業務課長

確かに、水道ビジョンでは水源涵養林取得に向けた審議会の立ち上げというところで、計画では22年度、23年度で審議会ないし懇話会の立ち上げを行うというようにしておりますが、今時点におきましても審議会ないし懇話会の立ち上げはできておりません。23年度、今年度にこの立ち上げを行いたいと思ひまして、予算にはその委員の報酬は計上させていただいておりますが、実際設置に向けた準備をしてみますと、水源涵養林に携わる難しさを実感しております。ただ、将来にわたって安全安定そして持続可能な水道事業ということを考えますと、やはり水源涵養林に水道事業もかかわっていかねばいけない。その必要性は重要だと考えておりますので、なるべく早い時期に立ち上げたいと思ひますが、漠然とは立ち上げたくありませんし、内部でよく議論した上で立ち上げていきたと思っております。ちなみに25年度予算におきましても、委員報酬については計上はさせていただいております。

○萬谷委員

了解いたしました。審議を重ねていただきましてやっていただければと思います。

○畠堀委員

初めに予算書の5ページの収入ですが、その他の受託工事の収益のところ、熊毛地区の送水工事にかかわるものと、以外にその他の新設工事受託によるというものがあるのですが、その内容についてお聞かせ願いたいというのが、まず1点です。それから、もう1点は予算書の28ページに記載しております一時金の

借り入れということで3億円が上がっておりますが、この意味についてお尋ねしたいと思います。

○宮崎業務課長

5ページのその他新設工事にかかる新設工事受託による収益という内容でございますが、この内容につきましては熊毛地区送水施設整備事業のほかに、学校給食施設の水道管の引き込み工事の受託を受けております。それと、光虹ヶ丘西土地地区画整理事業の配水管の布設の受託もを受けております。これらの受託工事に係る収益でございます。

それと、7条の一時借入の御質問でございますが、これにつきましては、23年度に料金改定を行いまして、23年度には純利益を計上することもできまして、経営状況につきましてはかなりよくなっている状況ではございます。資金につきましては、潤沢にあるわけではございませんが、よい状況にあります。ただ、予算書を見ていただきますと、25年度には、受託工事で約6億5,000万円、建設改良費で5億円の事業を発注してまいります。そうした場合、支払時期等が重なれば資金ショートのおそれもあるということで、備えとして一時借入金の設定をさせていただいているということでございます。

○畠堀委員

続きまして、参考資料の3ページにございます委託料の見込みですが、前年度に比べて25年度は減額という形になっているわけですが、このあたりの主な要因についてお尋ねしたいのが1点。

もう1点が、予算資料の3ページにあります人件費のことですが、25年度については大変真摯な行政改革の取り組みを行っていただき、大幅な削減が見込まれているわけですが、人件費の先ほどの財政計画の中では、過去毎年上がったたり下がったり経緯はあります。その中で、また26年度以降増加の見込みになっているわけですが、そのあたりの経緯についてどのような見込みをされているのか。また今年度、大幅に下がるわけですがその要因について御供述いただけたらと思います。

○宮崎業務課長

委託料の減少について、今思い浮かびませんので、先に人件費の減少について御説明をしてみたいと思います。予算書の29ページをお開きいただきたいと思います。人件費につきましては、この表の職員数のところを見ていただきますと、比較、一番下のところですが、職員が2名減、括弧がこれは短時間勤務職員の数ですが2ということで、職員が減って短時間労働者が増えたというこ

とでございます。職員のトータル数は変わらないのですが、新陳代謝によるもの、高い給料の方がやめられて、安い給料が入られたということでの効果でございます。

委託料の減少について24年度は、現在アセットマネジメントという形で、現在施設の状況等をいろいろ調査をしております。その管路上調査等を24年度には予算として組んでおりましたが、25年度については計上しておりませんのでその分が減少したということでございます。

#### ○畠堀委員

特に人件費のところにつきましては、先ほどの説明の中では昨年度人件費の見直し等を行ったという御説明もございましたので、そのあたりの影響で大幅に本年度下がる影響が出たのかと思ったのですがそのあたりはどうか。

#### ○福島水道局長

人件費は相当落としておりますが、この主な要因は、今年度退職者が4人おりますのでその新陳代謝等によるものです。その他職員の人件費の合理化としては、企業手当等も相当落としております。主な要因はそういうことでございます。

#### ○畠堀委員

人件費削減につきましては、行政改革として大変重要な取り組みとして真摯に行われていると思いますし、いろいろ評価制度等によって人件費が下がる中で、やはり24時間市民の水道を守っていただいている皆さんのモチベーションが下がらないような施策も片やで考えていく必要もあるのではないかと思いますので、そちらのほうの取り組みもあわせてお願いしておきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、もう1点質問ですが、先ほどの説明の中でビニル配管更新ということでかなりのところで進んできたとありました。大方の事業が終わったというような御説明だったのですが、大体市内におきましてはビニル配管の更新については、ほぼ終了したと考えてよろしいのでしょうか。まだ、どれくらいが残っているのか、もしわかれば教えていただきたいと思っております。

#### ○田中水道局次長

先ほども申し上げましたが、旧光市においては平成21年度から平成25年度までは時限措置として老朽铸铁管のみが補助対象となりましたので、当初の計画

を見直しました。26年度からは補助が出ませんので、水道ビジョンで示しておりますようにバランスよく老朽管を年5km更新していきたいと思っています。申しわけありませんが、ビニル管がまだ延長何km残っているかというのは、今のところ資料がございませんので、お答えできません

○畠堀委員

御説明いただきましたのでわかりましたが、ビニル配管については安全の問題等いろいろあると思いますので、そのあたりについても着実な取り組みをよろしく願いしておきたと思います。

○田中委員

基本的なことをお聞きしたいのですが、このたび第4次拡張事業ということで取り組まれていると思いますが、その基本的な概要をどういったことが取り組まれているかということの説明をお願いいたします。

○田中水道局次長

第4次拡張事業は、まず未給水地域の解消事業と簡易水道の統合事業、そしてクリプトスポリジウム対策施設や配水池の築造などが主な内容です。目標年度は平成28年度まででございます。

○田中委員

先ほど地図を使って丁寧な説明をしていただいたのですが、この取り組み補助事業という補助がつくつかないということでの優先順位があるということでしたが、水道管、水を運ぶという意味でやはり皆さんどうしても水を運んでほしいという要望もあるかと思うのですが、その工事の着工する基準というか、このたびは補助事業が優先されているとは思いますが、基本的にどういったものを優先して工事を着工しているのかという部分をお聞かせください。

○田中水道局次長

基本的に、現行当市が埋設する水道管は、全てが耐震性のあるものを採用しております。平成23年度末で耐震化率が24.3%ですが、とりわけ現行の残りの老朽管をすべて耐震管に更新できるのは、2049年になると試算しております。距離でいえば経年管の管延長がまだ9万3,849m残っております。これが全体的でいうと33%です。ですからまず今委員さんがおっしゃられたことに関しましては、やはり重要な施設があるところと、そして事故が多いところを優先して施工していきたいと思っています。今は補助の対象となる布設替工事を施工して



いますが、今後についてはやはり水道管の破損事故というのは90%以上がビニル管なので、そちらの改修を図るとともに、鉛管給水管の解消についても考慮し年次計画を立てて、これからの事業を進めていきたいと思っております。

ただし、財政面の問題もありますからその費用と効率化、そういったことも考えながらの事業の施行を行っていききたいと考えています。

○田中委員

理解いたしました。もう1点だけお聞きします。水道事業会計予算書の7ページの収入ですが、その他雑収益で施設利用料ほかで77万円上がっています。これはどういったものの施設の利用料でしょうか。

○宮崎業務課長

この施設を指しておりますのが、電食防止施設といいまして、管の腐食を防ぐ施設でございます。この電食防止の施設を企業と一緒に使っておりますので、その施設利用料の電気代を頂いたのが、その他雑収益の施設利用料であります。

○田中委員

わかりました。

○笹井委員

まず、予算参考資料の9ページ、東荷の第4次拡張事業でございます。一昨年くらいから計画的に整備されているかと思いますが、ここの加入の状況はどういう状態になっているのでしょうか。そして、東荷の計画を立てられてときに何割くらい加入するであろうという計画を立てられたと思いますが、それとの現実の加入の乖離の状況というのはありますでしょうか。

○田中水道局次長

今のこの東荷の野尻で申し上げますと、対象戸数が53戸、加入戸数が19戸です。そして、当初、この東荷地区の未給水地域の解消事業を図る前には東荷地区全体のアンケートを実施しましたが、当初要望としては28.4%の方が給水希望となっておりますが、この3カ年を集約すると、見通しとしては44.2%という形になっております。

○笹井委員

わかりました。2年前か3年前に第4次拡張事業つくられたときに28.4%で、そんなに低いのにやるのかなという議論は委員会でもあったところですが、過

去そういうところでも周防地区のように結果的にはまたどんどん給水のメリットが理解されて入ってきたという話も聞きましたし、今回そのアンケートのときよりはよくなってきている、よい状況にいらっていると理解いたしました。

それでは、次に11ページ、12ページで、観音寺とか儀山とか、塩田で、水の出が悪いとか鉄が出たとかそういう話で地区別の拡張計画はあると思います。こういう地区でさきほど対象戸数はそれぞれ8件とか13件とか言われたのですが、基本的にそういうところに入るのは、これは全部入るのが条件なのでしょうか。それとも事業はしたが入るところと入らないところというのは出てくるのでしょうか。

#### ○田中水道局次長

実際、未給水地域の解消事業を図るときには、アンケートを取ります。そして、アンケートを取っただけでは、その住民の方というのはなかなか納得されないのですよね。というのが金額がどのくらいかかるのだろうかということで、今度は住民説明会をいたします。住民説明会をしたときに、それぞれの御家庭の引き込みに関しては幾らかかりますよというところまで説明します。

そうすると、そんなにかかるのだったらやめようとか、止水栓まででとめておこうとか、それぞれの個々の意見がでてきます。今委員さんがおっしゃった全ての地域においても、給水を希望されている戸数は調べておりますし、何%の方が取りたいという情報もこちらは集約しております。しかし、現実的には実際工事にとりかかるとそういう誤差が発生するということです。

#### ○笹井委員

わかりました。では結果としては今、対象件数のうち大体平均的には何割くらい入るのが普通でしょうか。

#### ○田中水道局次長

25年度の工事でいいますと、三井地区が62%です。儀山38%、大田57%、三輪30%、東荷41%でございます。

#### ○笹井委員

わかりました。随分地区によって差があるということでございます。そうすると、それは事前に事業アンケートをする段階で、これは結果だから当初と違うのかもしれませんが、やはりたくさん入ってこられるならきちんと整備しますが、これだけしか入らないのであれば少し難しいですよとか、あるいはできるだけ皆さん事業やりますが、半分くらい入ってもらわないと事業ができません

んからお願いしますというような地域への誘導とか、説明というのはないのでしょうか。もう、とにかく水が悪ければやはり地元から要望が上がれば加入率にかかわらず工事をするのでしょうか。

○田中水道局次長

今委員さんがおっしゃるとおりだと思います。それで、観音寺に関しまして、現実にはいいますと話がころころ変わってきているんですよね。ですから、事業の見直しも考えております。

○笹井委員

わかりました。個別の事情もいろいろあるかとは思いますが、やはり投資する場合はそれに対しての加入がないと公共事業とはいえないと思いますので、その辺ひとつ事前の精査と事業の協力の周知をよろしくお願いいたします。

次、14ページに参ります。ここからは老朽管更新の箇所だと思います。老朽管更新については、私もテレビ等で幾つかいろいろ公共インフラの問題なんかを見まして、相当古い管のままでは震災にも弱いし、水質とか水漏れとかも出てくるということは理解しておりますがどうですか。光市水道局さんとしてやはりそういう老朽管があると、危険ですよとか、あるいは老朽管になっていきますよというような、そういう部分での事業のPRというのを、水道局の建物なり上水道なり、あるいはイベントなどでされたことはあるのか。また、今後そういうような取り組みの予定があるのかについてお聞きします。

○田中水道局次長

先ほどの質問の中で、委託料の問題がありましたが、現在アセットマネジメント、そういった取り組みをしております。現在は、道路を掘って、管を出して、土壌を調べてそしてまた管自体の肉厚を調べるという作業を行っております。ですから、これらの調査結果をもとに老朽管においては全てを布設がえするというのではなしに、もてる管はもたすといった考え方を今後予定しております。改定後の光合成プランにもりこみたいと考えております。さらに先ほどふれましたようにビニル管に関してはやはり事故率が高いものですから、その辺は工事費も、若干安いですし、それから人口の減少も見まして従来の管より若干小さくするというようなことも考えて費用の効率化による健全な経営を図っていきたいと考えております。

○笹井委員

実際の事業の進捗に関しては、そのように取捨選択されてやっておられると

いうのは理解いたしました。ただ、私が聞きたいのはやはりこれも公共事業で水道料金なり使って、一般会計も含めていろいろ公共としてやっているわけですから、その事業の必要性を市民の方に幅広く理解していただくような取り組みが必要ではないのかなという部分についてお聞きしたいわけです。

水道局さんは今まできれいな水とか、おいしい水という部分のPRはされておられるし、私もいろいろイベントで見させていただきましたが、今のままですと危険ですよ。水道管がぼろぼろになりますよというような、その事業の説明はされないのでしょうか。他の市でそういう展示コーナーがあるのも見ましたので、そういう部分の市民への周知普及というのはされないのでしょうか。

#### ○宮崎業務課長

料金改定をしましたときに、経営懇話会で御指摘をいただきましたのが、情報の公開をもっとするように、水道事業のPRをするようにという御指摘もいただいております。そういう御指摘もありましたことから、広報、最近におきましては水道の独自広報紙を作成をしたところでございます。情報の提供をする場合におきましては、広報もありますしホームページもあります。独自広報紙も作成しております。水道祭りというものも行っております。25年度におきましては、エコフェスタにも水道局として参加をする予定でございます。今、委員が言われましたようなPR、よいことばかり言うのではなくて、現状等も伝えていくPRもしていきたいと考えております。

#### ○笹井委員

わかりました。よろしくお願ひします。それでは、参考資料の31ページです。熊毛の送水管の布設のルート図があります。先ほど説明があったように、当初島田川の右側をやろうとしたが、なかなか許可が難しいということで、今度は左の上島田側を通す計画をしたが、また工期の関係とJRの関係ですか、また今後やはり右側を通すということになったというその経緯は今説明を受けたとおりです。

ただ、そこで私が疑問に思うのが、当初右側がなかなか難しいであろうと言われた理由の説明がなかったのですが、恐らく河川の縦断占有の問題ではないかと思ひます。河川沿いに管を通すのは許可がなかなか難しいというのを、私聞いておりますので、それが最初の理由であったのだと思ひます。今回右側を通して上がってしまひて、地図を見ると河川沿いにかかっているところがありますが、ここの部分についての問題点というのは解決をされたのでしょうか。

○田中水道局次長

これは、河川の縦断部分というのは約600mあります。その600mに関しましては、県の河川課の条件のもとにおいて、コンクリートを巻くとかそういったことで許可を得たということでございます。

○笹井委員

わかりました。それから、31ページについては光市内しか図がありませんが、ここから先は熊毛に管を入れて、最終的に熊毛の配水池というのができると思うのですが、そのできた後の管理の区分について、どこまでが光市水道局の担当で、どこから先がその周南の水道局の担当になるのか。それが市町村境なのか、排水管なのか、それとももっと先まで光市が担当なのか、その辺のことについてもう決められたものがあるのでしょうか。

○田中水道局次長

現在は、平成24年度の工事についてのみ契約を交わしておりますが、これから業務サイドで今後の維持管理とか水価の問題とか、そういったことの協議を図る予定でございます。

○笹井委員

現状は、工事の契約までということですが、これから管理区分は決めるということによろしいのか。そして、今のところ水道局の収支に関しては今後数年間の見通しというのを立てられていますが、この熊毛の送水に関してはその部分はまだ未定で反映されていないということによろしいのでしょうか。

○宮崎業務課長

どういう委託を受けていくのかというのは、これからの協議でありまして、その中でどこまでの委託を受ける。どこまでの責任を負うのかということもこれからの協議になっております。財政計画の中の収益のところには、この委託に関する収益については含んでおりません。

○笹井委員

わかりました。先ほど工事で平成27年度となったと、お尻が決まっているということで急ピッチでされるということはわかりました。それであればもうそろそろそういう話も詰まってもよいのかなと思ってきております。現状まだこれからということですから、またその辺がありましたら委員会等で報告をいただければと思います。

では、予算参考資料5ページに戻ります。4ページから5ページで、資本的収支の赤字部分についてで、2年前も聞いて説明を受けたのですが、なかなか理解が難しいので、もう1回聞きます。4ページの終わりに25年度予算収支というのがあって、資本的収入3億円に対して資本的支出が7億4,000万円ですか、4億3,000万円の赤字であると。その内訳5ページに補填財源として、減災積立金があるのはわかるのですが、過年度損益勘定留保資金と当年度損益勘定留保資金というのが3億1,000万円と5,900万円あります。このお金というのは結局どこにどれだけあるのですか。そして、これは使ったらどこかが減ってなくなって困るものではないのでしょうか。

#### ○宮崎業務課長

なかなかわかりやすくというのが難しいのでございますが、確かに委員が言われますとおり、じゃあどれくらい損益勘定留保資金があるのかと、予算書のどこにも書いてあるわけではございませんが、しいて言わせていただければ予算書の39ページをお開きいただきたいと思います。39ページのところに流動資産というところがあると思います。流動資産がここでは11億4,731万3,000円あると思います。この流動資産から、次のページ40ページの流動負債4億2,763万6,000円あると思いますが、この差し引きが補填財源、内部留保資金になるということでございます。ですから、どこにあるかと言われますと、この中にあることをご認識いただきたいと思います。

#### ○笹井委員

そういう説明になるのかなと思います。予算参考書の7ページの下で資本的収支の今後の見込みがありまして、25年度は今のところ4億円。今後見ますと、また4億円ずつ出ていく。収入は、収益収支はぎりぎりとんとんくらいでやっていくのですが、資本的収支は毎年4億円ある。事業的にもやはり建設も進めなきゃいけないし、第4次拡張事業も進めなきゃいけないし、排水管の取りかえもやっていかなければいけないということで、これ先々どこかでこのままでいったら行き詰るということはないのですか。

#### ○福島水道局長

まず、当年度分損益勘定留保資金がどのくらいあるかといいましたら、予算書の19ページ、18ページを見てください。減価償却費3億3,990万円、資産減耗費1,100万円、それに繰延勘定焼却20ページの1,816万円、これが現金支出を伴わない費用でございます。これが、当年度分損益勘定留保資金です。それと、赤字がここまであるのはどうかと、お金も借りているのですが、資本的収支の

赤字額が多いというのは、自己資金をそれだけ投入しているということなのです。お金を借りていないということです。そういう形の中でこの辺を理解していただければ、資本的収支の関係については今後見通しは明るいということでございます。

#### ○笹井委員

私も2年ぶりで大分勉強したつもりですが、また持ち帰って勉強したいと思います。最後の質問です。下松市で今回上下水道局の設置を検討、始まるということが新聞報道されておりますし、県内見ましても防府市は上下水道局になったということでございます。光市においてこの上下水道局についての検討は過去されたことがあるのか。そしてまた今後これについて検討される予定、また検討されないのであれば、こういう理由でということがありましたらお願いいたします。

#### ○福島水道局長

上下水道局の関係については、県下では下関、山口、防府、周南、美祢が上下水道局になっております。美祢につきましては、上下水道課ですが、この5つは公営企業法を適用しております。要するに減価償却をしているということです。そして、減価償却をせずに上下水道部になっているのは萩市です。上下水道がいっしょになっていないところが岩国、柳井、山陽小野田、長門、光でございます。

この問題については、水循環、水環境という視点に立てば、上下水道局になるのが自然なのかなとは思いますが、ただ1つだけ、懸念されるところがあります。今の下水道は特別会計で行っておりますが、これを打ちきり決算をして、上下水道局にして、地方公営企業法の全面適用するということになれば、23年度の累積欠損金が24億円近くありあますので、これを全て補填しなければなりません。補填する財源として一時借り入れでお金を借りて、帳尻を合わせても、次の1年間で、これを借り入れなしで返さなければいけないということになります。この累積欠損金があればなかなかそういう方向にはいかないと考えます。そのような問題もあるうえで上下水道局にするのがいいのか悪いのかというのは、これは市長の政策的判断になると思います。市長がするといったらもうそうなります。誰も抵抗する人はおりません。せざるを得ませんし、ですから、それをどういう方向でするのかということについては、市長の判断であり、水道局が検討するしないということについてもおこがましい話でございます。しかし、流れとしては全国的にも、山口県下の動向もそういう方向にはいっております。

○笹井委員

わかりました。市長の判断と言われるところで市長に聞いてみたいと思うところでもあります。一方私も自分なりにまだメリットとかデメリット、まだ勉強できておりません。とりあえず隣の市があったということで、これからまた興味を持って勉強していきたいと思います。

○大田委員

笹井委員の質問の続きですが、参考資料の5ページの財源補填、4億3,270万円と現在なっているわけですね。23年、24年度はもっと少なかったんですね。それがなぜこのように、増加しているのかをお聞きしたい。

○宮崎業務課長

それでは、4ページの表で説明をさせていただきたいと思います。中断のところの支出が資本的支出でございまして、建設改良事業を行う費用が5億660万円、借金を返すのが2億3,450万円と、この財源をどのように確保するかが上の収入のところに書いてあります。資本的収入、企業債・出資金、工事負担金、他会計負担金とあります。ここに書いてある科目の中には、水道局からの持ち出しについてはこの固定資産売却代金を除けば、ほぼないと考えていただければと思います。

委員さんが言われますように、22年くらいからこの不足額が増加しているということは、先ほど局長が申しましたように自己財を使おうとする場合、支出に対して収入の不足額を発生させるというのが水道の会計の方式であります。不足額を発生させてそれを自己財で補填するという形になりますので、今財政状況もよくなってまいりましたので、企業債の借り入れを抑制して、残高を減らしていくという局の方針で、自己財を使っていきたいということで、不足する額が増えているということでございます。

○大田委員

わかりました。予算書の22ページの国庫補助金5,699万6,000円になっているんですね、25年度はついているんですね。これが今後は、まだ国庫補助金として維持して行かれるのかどうかというのをお聞きします。

○宮崎業務課長

内訳のところでお説明をいたします。まず、水道管路耐震化等推進事業の補助ですが、これは経済危機対策としまして21年度から25年度までの時限付補助事業であります。このときに補助採択基準の緩和ということが行われたわけ



でございます。その緩和が行われたことでこの事業が対象になったということでございます。なおこの緩和は25年度で切れますのでこの事業についての補助は今後もらえなくなるという方向でございます。

次の、水道未普及地域解消事業につきましてでございますが、これは東荷地区の配水施設整備事業に対するものでございますので、25年度をもって東荷地区の整備事業が終わるということで、これもなくなるということでございます。

生活基盤近代化事業につきましては、これは統合簡易水道、旧大和簡易水道に対する補助でありまして、今のところ28年度までの時限付となっておりますので、28年度までありまして29年度以降については補助の対象にならないということでございます。

#### ○大田委員

わかりました。わからざるを得ないような感じでございます。今後とも国庫補助がなくて財源不足にならないようによろしくお願ひしたいと思ひます。予算書の40ページ企業債、60億1,769万8,000円について返済経過を教えてください。

#### ○宮崎業務課長

それでは、まず46ページをお開きいただきたいと思ひます。46ページの一番下のところにも企業債、61億2,619万8,000円と載っていると思ひますが、46ページに載っておりますのが24年度末の企業債残高でございます。委員さん言われました40ページの一番下の企業債残高が、これが25年度終わった時点の企業債残高になります。1年間で約1億円の減少になっていると思ひます。それで、料金改定を行う前の起債がどのくらいあったかと申しますと、約64億円近くあったと思ひます。3カ年で約3億7,000万円の企業債残高の減少ということになっております。今後につきましても企業債を減らしていく考え方でありまして、事業の財源を企業債に求めるのではなく、企業債を抑制する。補償金免除繰上償還等の制度も活用し、企業債の残額を減らしていく考えであります。

#### ○大田委員

そしたら、その企業債の繰上免除やらいろいろな3億円、1億円ずつ返していくとなると今後増える見込みですか。それとも何年ごろまでに返済する見込みかというのを教えてください。

#### ○福島水道局長

企業債の借り入れは、今後老朽管更新等については2分の1を自己財源でやるということを水道ビジョンの中でうたっております。そのとおりにやっていきます。そうすると、企業債残高は年々減っていきます。減らす方向です。事業をしながら借金を減らす。ただ、大田委員が先ほど言われましたように補助などがなくて大丈夫なのかということは心配です。ですから、熊毛の送水なり、いろいろなことを考えながら純利益を出していく。純利益を出して積立金に処分して事業費に充てていくというのが基本です。年間5kmの老朽管更新をするということも、このような考え方で財政計画をつくっております。このことは、前回の料金値上げの中でも明確にしており、企業債残高は年々減っていくと考えております。

#### ○大田委員

わかりました。最後に、4次拡張事業の中で未給水地域をなくす方向に進んでいくというそういう説明がありましたが、24年度の水道普及率は確か92.9%だったと思うのですよ。それを100%に持っていくには何年かかかると思うのですよ。大和地域でも大きなところでは塩田地域が現在行ってないわけですが、塩田地域まで持っていかれる計画があるのかを教えてください。

#### ○田中水道局次長

塩田地区は、現在計画給水区域外です。それで、給水区域外を給水区域内にするためには厚生労働省と協議を行います。それで、現在厚生労働省とは平成28年度まで認可を得ています。未給水地域の解消事業においてはですね。しかしながら、給水区域内に入れていくからといいましても、先ほど笹井委員さんが言われたように、給水の希望者がなかったらやはり事業の効率化、健全経営ではなくなりますので、それは事業を取りやめる。塩田地区においても平成28年度以降、住民の皆さんの要望等があれば国への認可を取りにいきたいと考えております。

#### ○大田委員

ただいまの答弁は、丸つきり計画にないように私は受けとめたのですが、それは住民の要望ないし請願で今後28年度以降に計画は立てるかもわからないと、そういう解釈でよろしゅうございますかね。

#### ○田中水道局次長

現在のところ、第4次拡張事業の竣工年月日であります平成28年度まで、ま

たその後につきましても塩田地区を給水地域に入れるということは、全く考えておりません。

○大田委員

塩田地区の皆様いろいろな水質検査をしたりして、それで要望やら出していただくように努力いたします。

**【討 論】**：なし

**【採 決】**：全会一致「可決すべきもの」 以 上

## 2 福祉保健部関係分（13：10～16：44）

（1）付託事件調査

①議案第26号 光市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

②議案第28号 光市憩いの家条例の一部を改正する条例

（一括議題）

**【説 明】**：古迫福祉総務課長 ～ 別 紙

**【質 疑】**

○笹井委員

それでは、議案第26号、52ページ、53ページ、お伺いいたします。先ほど総合福祉センター使用料について、減免規定があって8割は対象になるといいますが、具体的にはどういう方が対象になるか。その詳細について御説明ください。

○古迫福祉総務課長

具体的には、福祉団体はもちろんのことでございますが、市内の団体においても、福祉向上、健康増進を目的に使用するというのであれば全額減免をさせているところでございます。

なお、市内の社会教育団体が福祉目的以外の活動に使用するときは、半額の減免があるということで、あと市外の団体とか、そういったものについては減免の適用がないという状況でございます。

○笹井委員

次に、議案第28号、59ページにいきます。先ほどの説明の中で、年間の利用者が1万3,000人と言われました。これ確認ですが、これは入浴の部分が1万3,000人ということですか。それとも減免されている普通の部屋の利用、これも含めて1万3,000人でしょうか。

○古迫福祉総務課長

入浴部分の利用者が1万3,000人、両施設あわせて1万3,000人でございます。

○笹井委員

わかりました。それでは、参考にお尋ねしますが、施設全体の年間利用者数の数字を教えてください。

○古迫福祉総務課長

平成23年度ベースで申し上げますと、東部憩いの家が約1万5,000人、西部憩いの家が約2万7,000人となっております。

○笹井委員

わかりました。ということは、全体では約4万2,000人近く利用者がおって、これは、そのうち有料、今回入浴が1万3,000人で、今回利用料の改定があるのは、さらにその中の市外利用者約200人のみが改定の影響を受けるということでしょうかね。

○古迫福祉総務課長

そのとおりでございます。

○笹井委員

理解いたしました。

○土橋委員

議案第26号の影響額は幾らっておっしゃいましたかね。

○古迫福祉総務課長

1万3,000円を見込んでいますところでございます。

○土橋委員

これは全部ですか。

○古迫福祉総務課長

はい。年間利用件数で申しますと、部屋の貸館でございますが、年間大体800件程度の利用がございますが、そのうちの8割は全額減免ということでございます。残りの2割の中には半額減免というのがございますので、影響額は非常に少ない状況でございます。

○土橋委員

わかりました。

### 【討 論】

○土橋委員

財政健全化計画に基づいて受益者負担をとということではありますが、どのような状況であろうとなかろうと、もう機械的に値上げをするというようなやり方について、私は反対をしたいと思います。

○笹井委員

それでは、議案第26号及び28号について、賛成の立場から討論に参加いたします。

議案第26号は、総合福祉センターの利用の条例の改定でございます。今回の改定に当たっては、財政健全化計画で全体としての方向が定められているということ。そしてまた、受益者負担を求めていくということで、個別の施設でなくて光市全体の今後の財源確保や財政健全化を見据えた上での改定と理解しております。

一方、個々の施設を見ますと、総合福祉センターについては、もう基本的に減免規定があって、8割の方はもう全額減免、ゼロ円であるということであるので、そういう福祉の目的というところに関しては、常に法規定できちんと対応されていると理解いたします。

また、28号の憩いの家条例につきましても、これも施設の部屋利用自体はもう無料であるということ。ただ、入浴料に関してはお金はかかります。当然この入浴に関してはそれなりの経費と手間もかかる部分があるかと思えます。その部分に関しては、やはり適正な受益者負担の考え方が必要であると考えますし、全体的な使用料の改定というのはある段階においてはやむを得ないことと理解いたします。以上の理由をもちまして賛成をいたします。

**【採 決】**：賛成多数「可決すべきもの」

### ③議案第27号 光市子ども・子育て審議会条例

**【説 明】**：太田子ども家庭課長 ～ 別 紙

#### **【質 疑】**

○大田委員

子ども・子育て審議会委員の選び方は、どういう選び方されるのですか。

○太田子ども家庭課長

委員の選考につきましては、子育て関係者あるいは子育てに関係する方々を予定しております。具体的に申しますと、関係機関としては、例えば小学校の校長会であったり、あるいは幼稚園協会等、地域の活動団体から考えますと、地区で活動されてる母子寡婦福祉連合会であったり、ボーイスカウトの方々をお願いしたいと思っております。あわせて、チャイベビの利用者であったり、その他のサービスを利用される方、ほかにも公募委員も選定してまいりたいと思っております。

ちなみに、57ページに施行規則の案を記しております。その第2条に委員の内訳を記しております。御参考いただければと思います。

○大田委員

大体ここに書いてあるのでわかるのですが、公募は何人ぐらい含められようとされているのですか。

○太田子ども家庭課長

公募につきましては、2、3名程度を予定しております。

○大田委員

了解しました。

**【討 論】**：なし

**【採 決】**：全会一致「可決すべきもの」

④議案第29号 光市障害者自立支援法の施行に関する条例等の一部を改正する条例

【説 明】：古迫福祉総務課長 ～ 別 紙

【質 疑】：なし

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第30号 光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

⑥議案第31号 光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例  
(一括議題)

【説 明】：中邑高齢者支援課長 ～ 別 紙

【質 疑】

○田中委員

195ページですが、独自基準を設けられるということで、1番目のほうは土砂災害に、警戒区域に指定されていることから県条例と同様の規定ということで、これは理由があってわかりやすいのですが、2番目の定員について、1部屋2人、国のほうでは居室の定員を1人のところと2人とすることができるを、1人とするところを4人以下とすることができるということですが、これはどういうメリットがございますか。

○中邑高齢者支援課長

4人以下とすることができるメリットでございますが、利用者の方にとりましては、多人部屋の場合、利用料金の設定で軽減されるのではないかと考えております。

○田中委員  
理解いたしました。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

⑦議案第32号 光市新型インフルエンザ等対策本部条例

【説 明】：奥河内健康増進課長 ～ 別 紙

【質 疑】：なし

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

⑧議案第1号 平成25年度光市一般会計予算（福祉保健部所管分）

【説 明】：古迫福祉総務課長、中邑高齢者支援課長、太田子ども家庭課長、  
～ 別 紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【質 疑】

○田中委員

事業についてお聞きしたいと思います。予算説明資料の26ページです。自殺対策緊急強化事業というものがあるのですが、光市で自殺があるということはなかなか身近でないというか、あるということをお聞きしていただけない気持ちになるのですが、実際光市ではどのくらいの人数の方がいらっしゃいますか。



○奥河内健康増進課長

それでは、光市の自殺者数についてお答え申し上げます。

平成21年が14人、22年が4人、23年が6人、24年につきましては、手元の、私どもの集計ということで御理解いただきたいと思いますが、13人ということでございます。毎年数名から十数名の方が自殺でなくなっておられます。

○田中委員

これは年齢的には大人の方が多いのでしょうか。

○奥河内健康増進課長

手元にそこまでの集計は今ございませんが、中高年以上の方が多いうように感じております。

○田中委員

続いて予算説明資料の24ページで児童虐待についてお聞きしたいのですが、児童虐待対策強化に向けた取り組みということで事業がありますが、これを具体的に教えていただけますか。

○太田子ども家庭課長

児童虐待対策強化に向けた取り組みの具体的な内容でございますが、25年度の取り組みとしましては、まず一つが、24年12月議会において補正予算をお願いをいたしました。小中学校、幼稚園、保育園を初め、民生委員など100名を超える参加者による児童虐待に関する研修会を実施しました。こうした研修会につきましては、新年度におきましては当初予算に計上して、引き続き開催したいと考えております。

それと、25年度におきまして、児童虐待防止啓発用パンフレットを購入いたしまして会議や研修会あるいはイベント等のさまざまな場面におきまして配布し、児童虐待の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

それと、予算からは見えないところではあります。現段階の案ということでお聞きいただきたいのですが、26年度ごろを目指して光市独自の児童虐待に関する防止マニュアル、手引書、こういったものを作成してまいりたいと考えております。25年度はこの冊子の全体的な構成や、あと織り込む内容などの準備を行ってまいりたいと考えております。

その他継続分としては、職員資質向上のための研修会参加等の経費を計上しております。

○田中委員

それでは続いて、その下の部分になりますが、新規事業で地域子育て見守りネットワークモデル事業にも虐待予防ということが書かれているのですが、これはどのような事業になりますか。

○太田子ども家庭課長

本事業の実施内容でございますが、この事業につきましては、潜在的虐待要因の早期発見という観点から、地域で暮らす多くの方に虐待等についての正しい知識を持ってもらい、虐待あるいは虐待とまではいかないが、適切に養育されていないケース、そういったものが身近にも多く存在しているということを認識していただこうと思っております。また、もし身近に虐待の疑いがあるケース、あるいはそんな話を聞いた場合には、ちゅうちょすることなく子ども家庭課や児童相談所等に連絡、情報提供をしていただく、そうした仕組みづくりを市内につくっていかうというものでございます。民生委員や児童委員の方々にもこうした活動をお願いしておりますが、地域に根差した、もっと多くの方がこうした意識を持って児童あるいは地域を見守っていただければ、虐待の早期発見につながるのではないかとということで、この事業につきましては、25年度から28年度にかけて年次的な取り組みをすることとしております。

○田中委員

次に、説明資料25ページの養育支援訪問事業について、平成24年度の取り組み実績をお聞きいたします。

○太田子ども家庭課長

この事業につきましては、24年度からの実施事業でございます。養育不安を抱える家庭に対しまして臨床心理士、助産師あるいは保健師を派遣して、将来的な虐待要因のリスクの軽減を図ることを目的にしております。

24年度につきましては、保健師による訪問件数は、9月末現在で168件を訪問しております。そのうち産後鬱、育児不安、不適切な養育状態、発達障害疑い等、これが41件ございまして、その中で特に気になる3件につきまして臨床心理士あるいは助産師の派遣を行っております。

ちなみに、臨床心理士と保健師のペアの派遣が2回、助産師と保健師の派遣が1回といった状況でございます。

○田中委員

子供のときの虐待の経験とかは、大人になってもずっと残って自殺とかにも

つながるという話も聞きますので、ぜひ、優しい心を育てる意味でもしっかり児童虐待をなくして取り組んでいけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

#### ○畠堀委員

今、一般会計について御説明いただきました。その中で、特に光市の掲げております3つの宣言、それにしたがっていろいろなものが具現化されて、積極的な活動が今年度展開されているわけですが、その中で、特に一般会計に関するところで、子ども・子育て支援事業計画策定事業並びに災害時の要援護者把握事業、これらにつきましては、今年度は調査研究だとか、支援体制構築のための準備をしていくというような説明がございましたが、27年度と期限を切られていかとは思いますが、このあたりの策定に向けてのタイムスケジュールなり、今後の事業の方向性について御説明いただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

#### ○太田子ども家庭課長

それでは、私のほうからは、子ども・子育て支援事業計画につきましてお答えさせていただきます。

先ほども説明いたしました、本計画につきましては、子ども・子育て支援法に基づく平成27年度から31年度の5年間の事業計画でございます。本計画にはニーズ調査に基づく教育、保育、子育て支援の量的見込みと、確保の方策並びに市独自の施策等を織り込みまして、先ほどお諮りしました子ども・子育て審議会におきまして審議の後、諸手続を経て、平成26年度に策定完了、27年4月1日から実施といった形になります。

計画策定と審議会のスケジュールや内容を具体的に説明いたしますと、審議会では若干名の委員を公募する予定としておりまして、4月になりましたら速やかに公募を行いたいと思っております。あわせて、他の審議会委員も選考してまいりたいと思っております。6月か7月ごろには、国のほうからニーズ調査の基本的指針やひな形が示される予定でございますので、市独自の視点を加えた調査票を8月ごろには作成しまして、第1回目の審議会にお諮りしまして、9月には約3,000件のニーズ調査を実施してまいりたいと思っております。11月ごろをめどに、この調査の結果を集約いたしまして、12月ごろに第2回の審議会を開催しまして報告、協議を行い、その後、計画の骨子の案を作成し、2月あるいは3月ごろに3回目の審議会において意見集約等を行う予定でございます。26年度につきましては年度当初から、国から施設の認可基準、運営基準あるいは児童に対する認定基準等が示される予定でございますので、計画の素案を作

成しまして、適宜審議会を開催するとともに、議会の皆様方にもお示ししながら、最終的にはパブリックコメント等の定められた手続を経て、26年度3月に計画策定といったことになろうかと思えます。

ただ、現時点におきましては、国から詳細な部分がまだ示されていないことが多くございます。今後、情報収集に努めまして円滑に事業の実施をしてまいりたいと考えております。

#### ○中邑高齢者支援課長

それでは、私のほうから要援護者の把握調査についてお答えをさせていただきます。

この要援護者といいますのは、先ほど説明させていただきましたが、災害が起きたときに自力で避難ができない方が、どういった方がおられるかという調査を民生委員、児童委員協議会に委託して調査をしていただくものでございます。これについては、毎年行っている調査でありまして、いつ終わるといえるものではないです。毎年、大体5月から7月にかけて調査をしていただいております。その中で、当然身体状況というのは皆さん変わられますので、年によって対象者が増えたりということがございます。一斉調査は5月から7月でございしますが、平素の民生委員さんの活動の中で、新たに対象になる方がわかった場合には随時高齢者支援課に御連絡をいただき、情報については高齢者支援課で新しいものとして管理をしているところでございます。

#### ○畠堀委員

災害時要援護者把握事業につきましては、そういった実態調査を含めて支援体制の構築に向けて取り組みますというようなところまで一歩進んだ取り組みが示されてるわけですが、そういった展開について今後の動向といたしますか、スケジュールについてお伺いしたいのですがお願いします。

#### ○中邑高齢者支援課長

この調査を実効性あるものにするためには、支援者の体制を整えていくということが最も大事でございます。現在、防災担当課で自主防災組織等への支援を行っております。現実には支援を必要とされる方で、個人的に支援者がおられる方もいらっしゃいますが、なかなかそういったのは難しゅうございますので、地域で支援をされる方を育成というか、体制を整えていかないと、市で全てをとというのは難しいかと思っております。現実として、支援を必要とされる方に対して全て支援者の方が整っているかという点、実態はまだ半分程度でございます。今後は防災担当課とも連携を図って、その辺の体制を進めていかな

ければならないと考えているところでございます。

○畠堀委員

限られた中でいろいろと体制をつくっていくの大変だと思いますが、いざというときの安心のためにも、制度構築については積極的な取り組みをお願いをしておきたいと思います。

それから、新しい事業として、不妊・不育治療費の助成が取り入れられておまして、特に不育治療につきましては、ある意味なかなか画期的な取り組みではないかなと考えております。これにつきましては、先ほど年間20万円で5名分というような設定がされておったかと思いますが、そのあたりの水準の根拠と申しますか、考え方についてお伺いしたいと思っておりますし、あと、いろいろな制限も若干あるのではないかなと思っておりますが、そのあたりのもう少し詳細な内容について説明いただけたらと思っております。

○奥河内健康増進課長

20万円の根拠ということでございますが、これにつきましては、医療保険が適用になるもの、ならないもの、検査も含めてでございますが、さまざまなものがあります。一例を申し上げますと、血液検査、甲状腺機能、凝固因子、染色体、こういった検査で5万から10万かかると聞いております。

また、治療でございますが、アスピリン療法でありますとか、ヘパリン療法、また子宮の形成術等々の治療があると聞いておりますが、ヘパリンの自己注射、自分で注射を打つという治療でございます。これが自己負担額12万円ということでございます。これ以上にかかるものもあれば、少なくとも済む場合ももちろんあるかと思っておりますが、ただ今の説明が20万円を上限とするという数字の根拠でございます。

それから制限ということですが、これは所得制限を設けております。夫婦の所得、730万円未満という所得制限を設けることとしております。

○畠堀委員

今、5名分ということで予算化されているわけですが、そのあたりの根拠と、実際に、本当に御苦労されている方というのは本当になかなか表に出てきづらいところがあるのですが、この5名の設定根拠というものと、それがもし増えたり減ったり、希望者が増えた場合にはどのようなお考えをお持ちなのか教えていただけたらと思っております。

○奥河内健康増進課長

5名という根拠でございますが、過去に2名の方についてこういった御相談があったということは聞いております。さらに、こういった事業を展開する中で、広報啓発もしていくわけでございますから、増えるであろうという予想のもとに5名という数字を出しているところでございます。

また、5名以上の希望者が来られたらというところでございますが、これについては財政当局と、補正がよいのか、あるいは流用等で賄えるのかなど、協議していきたいと思っております。

○畠堀委員

この不妊・不育については、先ほど申し上げたように、当事者としたら本当に切実な問題で、長期間にかかって多額の費用がかかるということで大変な負担を強いられていると思います。そういった意味ですごく好評ではないかと思えますし、今、申し上げていただいたように、PRについてもぜひ積極的にお願いしておきたいと思えます。

それから、市立保育所の施設耐震化計画について、先ほど御説明をいただきましたが、対象となる3つの施設につきましては、昭和40年代にもう建てられたものということで、耐震化の取り組みについては市民として大変ありがたい、安心につながる取り組みだろうとは思いますが、建物の寿命といえますか、もう既に40年近く建っておりますが、今後、それらの建物について耐震化を含めてどのように、どれだけ長く使っていこうと考えておられるのかについてお尋ねしたいと思います。

○太田子ども家庭課長

まず、施設が何年もつかということでございますが、一般的には、鉄筋コンクリートについては50年、70年、実際には80年でももつのではないかと話を聞いております。

建てかえ等にできなかった理由につきましては、まず、東日本大震災が2年前にございましたが、いつ大きな地震が来るのかわからないことを考えると、市としては、児童を預かっているという立場から、速やかに安全・安心を確保できる、工期が短い耐震補強の工事を選択しております。また、夏休み等が保育園にはございませんので、保育と同時に工事もしなければなりません。実際に工事に入るとすれば日曜や祝日等に重点的に工事を行っていくようにはなるかとは思いますが、やはり安全面からでも短い工期がよいのではないかと。それと、浅江東保育園につきましては、平成18年度に大規模改修もしております。このように、いろいろな方面から勘案する中で、財政的な面も考慮しまし

て、早急に耐震化を図る手だてをしなければいけないとの考えから、このたびの計画にしております。

#### ○畠堀委員

耐震化についての取り組みについては、やはり第一に安全という観点から、速やかに取り組んでいただくということについては大変ありがたいと思いますし、今、お話伺ったとおりで、耐震化についてはまた積極的に進めていただけたらと思います。幼稚園、保育園のほうに関連いたしまして、先般も地方紙に幼稚園の入園者の数なども出ておりましたが、今、需要として幼稚園から保育園のほうへの需要が高まってきているのではないかと思います、そのあたりの今後の幼稚園、保育園の運営について、何かお考えがあればお聞きしたいと思います。

#### ○太田子ども家庭課長

保育園、幼稚園の今後の見通しという御質問でございます。公立の保育園につきましては、将来的には、運営を民間に移管するなど、運営方法についての協議、検討はあるかとは思いますが、現段階につきましては定員いっぱいに入っているということを考えれば、再編、統廃合といったことを考えるとやはり園が少なくなるということは、その分、待機児童が発生してしまうということになりますし、やはり公立の保育園4園は存続の必要があるのではないかと考えております。

もう一点が、幼稚園のことについてでございますが、幼稚園につきましては、少子化と母親の就労が増えたことにより、入園児数が確かに減少しております。少子化が進行する中で、特に少子化が顕著にあらわれている周防地区にあるさつき幼稚園におきまして入園児の見込みがゼロといった報道が出ております。大変残念なことです、過去の庁内検討会議におきましても、その現状のままでは3園を維持していくのは無理があるというようなことが認識されておりますが、先日、周防の公民館長とお話をさせていただきました、また今月も周防の公民館長あるいは連合自治会長とお話をする機会をいただいております。地域の方にとっては存続を願う声が大変強いといったのも事実でございます。ただ、入園児が少なくなってくるといったところも、これもまた事実でございます。委員御紹介のとおり、さつき幼稚園の入園児が来年度ゼロであるといったことを踏まえまして、今後につきまして、やはり地域や保護者の方々の御意見に耳を傾け、また、民間事業者、関係団体の方とも協議を進めながら、今後の幼稚園のあり方については検討してまいりたいと考えております。

○畠堀委員

いずれにしても急激な変更というのは、使用されてる方、必要な方が困るとい話もありますので、やはりそのあたりのところは市民の皆さんのニーズなり、御意見、その地域の状況等もしっかり把握いただいて、ぜひ検討いただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

○萬谷委員

何点か聞こうと思っていたのですが、丁寧な御説明で十分理解できました。特にないのですが、みんなでハッピーバースデー子育て応援事業で、少し予算とは違うのですが、僕が聞いた話では、アメリカではオバマ大統領が直筆で書いて印刷したものが届くそうで、本市のメッセージは、ワープロが全てだと思いののですが、市川市長が直筆で書かれたものを送ってはいかがかと思います。

○前田福祉保健部長

今、御提言をいただきました。そういう工夫ができるものならしていきたいと思っております。

○笹井委員

それでは、予算書81ページからまいります。予算書の81ページ中段に、社会福祉法人等指導監督事業があります。先ほどの説明で、この法人への認可とか報告の権限が県から市へおりてきたということでこの予算が計上されたとお聞きしましたが、こういった事務の委譲に関する財源とか人員というのはきちんと手当されているのでしょうか。財源は国、県からもらっているのか。あるいは、その仕事が増えたことによって人員増とかそこら辺の対応というのはされているのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

財源につきましては、県からの手当はございません。人員等につきましては、人事所管をお願いをしているところでございます。

○笹井委員

わかりました。民間法人を指導監督する事業ということで、市内ですと件数が少ないが、なかなか奥が深い仕事になるのかなと思っておりますので、スムーズな権限委譲が行われるよう、ひとつよろしく願いいたします。

次に、83ページにまいります。海浜荘管理運営事業でございます。先ほどの説明で、基本構想を作成して、建てかえ等も検討していきたいという御説明で



ございました。これについては、これから形が見えてくるのだと思うのですが、とりあえずその検討に当たって単独で建てかえるのか、それとも他の施設と複合化するのかとその辺の方針というのは決まっているのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

今、具体的に広く検討してる状況でございますので、そこまで細かくは決まっておりませんが、既存施設の活用も含め、検討をしている最中でございます。

○笹井委員

海浜荘も、これも随分前からいろいろな話が出ておまして、コンピューターカレッジの跡地に行ったらどうかとか、あるいは室積公民館建てかえに合わせて複合施設をつくったらどうかとか、これは行政内の話ではなくて、私ども委員会で議会側が言ったこともあるかと思えます。

それで、確認したいのですが、現在、室積コミュニティセンターは場所も決まって、これから計画していくと。こちらの基本構想の中には複合化も検討したいというような書き方になっているのですが、何の施設と複合化するかというところまでは書かれていなかったかと思えます。海浜荘については、とりあえず今から基本構想を作成するということですが、室積コミセンに複合化というのは今の段階では全くそういう話には入っていないわけでしょうか。

○古迫福祉総務課長

室積コミュニティセンターの中に複合化ということで、検討はどうかということですが、もし仮にそういった障害者の方と一緒に入れるということでありますと、まず、平家建てが最良といったことや、障害者の方は敏感でございますので集中して作業ができる環境があるかとか、送迎など出入りにおける出入り口が同一であれば、他者との関係があったりもしますので、そういったことを配慮することが必要であると思っておりますので、そのようなことも含め検討が必要ではないかと思っております。

○笹井委員

わかりました。コミセンのほうは、もう近々計画がまた出てくると思えます。今の答弁であると、海浜荘は、これは基本構想つくるが今、進んでいるコミセンの中にはどうも入っていないという理解をいたしました。

それでは、そのページの下ですが、自立支援給付事業の中の就労系事業利用に向けたアセスメント整備実施連携事業補助金、これは中身は何ですか。

○古迫福祉総務課長

障害者自立支援法では、障害者の方の地域移行ということで進めているわけですが、例えば精神障害者の方が入院をされている。そういった方を地域に移行して就労系の事業所に入ってみてはいかがででしょうかと、そういったことのケア会議を開催する会議の費用でございます。予算額8万円は、1回1万円の8回分ということで計上させていただいております。

○笹井委員

わかりました。次に87ページの重度心身障害者医療費、通称口福（かくふく）と言われているものですかね。これについてお聞きします。

先ほどの説明で、自己負担分を市が見るということで2億1,000万円ですかね、結構な額です。これについては、過去、県も負担しておりましたが、たしか2年前からですかね、県が負担分をやめたということになりまして、それで各市町によって、じゃその分を市が肩がわりするのかしないのかという大激論があって、県に文句も言ったりという経緯もあったと思いますが、現状において、この2億1,000万円のうち過去の考え方で言ったら、県が負担すべきものは幾らぐらいあるのかと。それからまた、県内の他市町の予算の対応状況、24年度予算で結構ですが、全部光市のように県負担分見ているのか、それとも本人負担に転化したのか、その辺の状況がわかりましたら教えてください。

○古迫福祉総務課長

先ほど説明のときに説明をさせていただきました。2億1,000万円のうち個人負担の影響額は1,500万円で、そのうち市が負担するのは750万円、県が750万円ということで、県負担分は750万円ということでございます。

市内の他市町の状況でございますが、ほとんど県の負担分を市町が負担している状況にあると思っております。

○笹井委員

わかりました。会計サイドでいろいろ要望も上げられておったりしたかと思いますが、なかなか一度、県が廃止したものを戻すのは難しいのかなという状況は理解いたしました。市にとっては大変辛いところでございます。

91ページにまいります。91ページ下段、総合福祉センター管理運営事業費、この中に委託料が結構ありまして、大きいものですと空調設備が163万円というのがあります。市の規定では50万円以上は基本的には入札であるというところがありまして、昨年、大分見直しがされて、幼稚園、保育園の機械警備なんかは入札になったというのは把握していますが、総合福祉センターに関しての

こういう業務委託は、過去聞いたところは随契であるというお返事でしたが、現在、随契なのか入札になったのか。随契であるとしたらその理由について教えてください。

○古迫福祉総務課長

空調設備保守点検委託でございますが、随意契約でございます。これは非常に機械が複雑で、非常に点検も難しいということをお聞きしております。他の業者では困難ということで、当初から随契ということでやらせていただいております。

○笹井委員

わかりました。市の基幹部、総務サイドが中心になってこの辺は昨年度、大々的な見直しがされたというのは把握しております、その中でも残ったということは、それなりの理由があったのであろうと理解をいたしました。

次に、93ページにまいります。93ページ、三島温泉健康交流施設管理運営事業の説明の中で、事業損失補償金の説明で隣接家屋に損害が出たということでした。幾つか説明も受けたのですが、なかなかそんなにあるのかなというのが、実態が見えませぬので、実態をお聞きしたいのですが、今一番ひどいもの86万円の補償金が予定されているという説明があったのですがどのような被害というか、影響が出ているのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

先ほど説明もさせていただきましたが、特に一部の家屋において土間とか床、それから天井、内壁、クロス等に亀裂が生じているものでございます。

○笹井委員

わかりました。中にやはりそういうのがあるわけですね。

最後、109ページに参ります。109ページ、生活保護費のうち、大分下のほうに、生活保護版レセプト管理システム導入委託料、これ186万円ほどこれ導入ということで新規になるのですかね。このシステムを導入することによって、今までどういう点検をしていたものが、このシステムを導入するに当たってどうよくなるのかということについて御説明をお願いいたします。

○古迫福祉総務課長

このシステムの導入によりまして、業務の効率化、迅速化はもとより、重複受診や多受診といったものをチェックを行って医療扶助費の削減を図ろうとい

うものでございます。

○笹井委員

今は重複受診や多受診については、点検ができてなかったということになるのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

点検はしております。時間が非常にかかる。なかなか見つけにくいという面があったということでございます。

○笹井委員

このシステムを導入して、多受診とか重複受診がわかった場合、それに対する指導というのはできるのですか。例えば重複受診した中の1個は、2つも3つも行かんで1個にきなさいというような指導はできるのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

事情はやはりお聞きをさせていただいて、必要があればそういったお願いなりをするということでございます。また、嘱託医がおられますので、そちらで検査をしていただいて、指導するということでございます。

○笹井委員

今回、健康福祉部が持っている医療制度というのは国庫になりまして、国保とか別部になるかと思うのですが、そのレセプトの点検の仕方というのは共通したノウハウとか共通実施というのがあるのか。それとも、もう政府は政府だけで福祉部の中だけでやるということでしょうか。

○古迫福祉総務課長

診療報酬については、生活保護は生活保護でやっております。

○笹井委員

わかりました。このシステムを導入しても、実際に分析まではできても、なかなか指導とかいうことになると具体的に難しいところもあるし、ノウハウなんかもあるのかなと思いますが、この辺、私もひとつよく勉強していきたいと思っております。

○大田委員

予算説明資料の26ページの口腔がん検診、それから予算書の121ページですかね。それで50歳から79歳を対象に口腔がんの集団検診7回と書いてあるわけですよ。これ、集団検診7回というのは、どこでどういう検診を受けられるのでしょうか。

○奥河内健康増進課長

口腔がん検診の集団検診7回についてでございますが、これは、あいぱ一くで6月から12月までの毎月1回実施をしております成人歯科健診でございます。さらに、歯科医師会との共同により実施する健診が2回あるわけでございますが、6月の日曜日に行う歯の無料健診と、11月の日曜日に行うふれあい健康フェスティバルでの健診の2回につきましては、歯科医師会の経費の負担により実施をすることとしており、合計9回の内7回が市の負担ということでございます。

○大田委員

これが43万3,000円と書いてあるのですが、121ページ、43万3,000円は歯科保健事業委託料の中に入っているのでしょうか。

○奥河内健康増進課長

121ページの歯科保健事業の中の4行目、印刷製本費というのがありますが、この中に検診の案内でありますとか、受診票、精密検査票等の印刷製本費が16万7,000円、それから一番下の歯科保健事業委託料、歯科医師に支払います委託料でございますが、これが26万6,000円、あわせて43万3,000円ということでございます。

○大田委員

わかりました。それから6行目のがん検診受診率向上戦略ですかね。予算書では119ページです。先ほどの説明で、お店の協力によりクーポン券を出すという説明だったと思うのですが、ここにクーポン券制作委託料と書いてありますがその整合性がわからないのでお聞きします。

○奥河内健康増進課長

クーポン券作成の委託料でございますが、これは国のがん検診推進事業、国庫補助金にかかわるもので、子宮頸がん、大腸がん、乳がん検診を節目年齢の方が無料で受診できるクーポン券を作成する費用ということでございます。先

ほどのがん検診推進協力店舗を募集する事業とは違う事業でございます。

○大田委員

了解しました。

○大樂委員

それでは、一つ、二つ質問させてください。

民生費につきまして、81ページ。今回の予算案に関係あるかどうかわかりませんが、自主防災組織をつくっていく上で民生委員との連携は非常に大きいものがあります。民生委員の今の区割りや自治会について考慮しながら選定していただくと運営がみやすいのですけどね。いかがお考えかお聞かせください。

○古迫福祉総務課長

民生委員の区割りでございますが、確かに今、そういった自治会が別というのはございますが、なかなか民生委員各自が抱えている要援護者とか、見守りをする人とか、そういったものを抱えておりますので、なかなか簡単に線引きというのは、バランスも含め非常に難しいのではないかなと思っております。

○大樂委員

よく事情はわかります。結局よくわかるように、明確に連携をとるようしてもらったらと思うのですよ。例えばお二人さんとか3人ほど絡んでおったら、ここの地区はこのAさん、道路から南側はBさんとか、そういうきちんとわかるようにしていただかないと、北側だけはCさんがやったでは、ちぐはぐになってきますので、そのあたりの連携をよろしくお願いします。

もう一点ですが、先ほど先行委員の質問もありました。光市公立保育所施設耐震化の件ですが、これ年度別に事業を見ておりますと、1年ごとに設計工事、設計工事と入っておりますね。設計のときは非常に予算が少ないと思います。工事期間になると八千何ぼと、高い、千万単位ですね。これが切れ目なくできないかという要望ですが、これ何でそういうことを言うかという、小中学校耐震化26年度末で終わると思いますので、それにひっかけてやっていくと安全安心が保てるのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

○太田子ども家庭課長

耐震化の年度別の進捗計画につきましてでございます。確かに、委員さん言われるように、こういうように設計、工事、設計、工事とやっていきますと、この計画では6年かかるということで、1年ずつかぶらせる形であれば早くに

進むのではないかというお考えのお示しだったと思います。

この件につきましては、耐震計画を作成する中で、そういったプランも考えましたが、やはり財政的なこと、いろいろなことを考えますと、現在におきましては、光市ではこういった形で6年間の耐震工事をやっていくといった結果になっております。

○大樂委員

よく事情はわかるのですが、後半になるにつれてI s値（耐震指標）が高くなっておりますので予算が少なくて済むと思うのですよ。耐震0.5とか高い値ですから。そういうことで、この費用というの、やはり低いほどたくさん補強材を入れなきゃいけませんので高くつくと思います。いろいろ大変でしょうが、なるべくそういった形をお見せになったらよいのではないかと思います。できなかったら要望でも提案ということで終わっておきます。よろしくお願ひします。

**【討 論】**：なし

**【採 決】**：全会一致「可決すべきもの」

⑨議案第6号 平成25年度光市介護保険特別会計予算

**【説 明】**：中邑高齢者支援課長 ～ 別 紙

**【質 疑】**

○畠堀委員

これも今年度の新しい事業として計画に上がっておりましたが、地域包括ケアシステムの考察事業ということで、これ一般質問でも質問あったかと思いますが、今年度については学識的見地からの分析、課題の整理を行うということで、実際にシステム構築のタイミングといいますか、そのスケジュール感について伺いたいのと、予算の中でございました、考察事業の委託料というのが上がっておりますが具体的にこれどういう内容になっているのかお聞かせ願えたらと思います。

○守山地域包括ケア調査担当次長

ただいま地域包括ケアシステムの関係についてお尋ねをいただきました。全

体のスケジュールという御質問もございましたので、まず、地域包括ケアシステムの全体的なイメージ、今後の予定等についてまず説明をさせていただきたいと思います。

まず、本市の目指す地域包括ケアシステムでございますが、介護保険制度が目指す地域包括ケアの創造を基本に、介護、医療にとどまらず、生活支援、住まい、予防の5つの視点による取り組みを推進し、高齢者見守りネットワークの構築など、地域とのきずな、連携による地域や関係機関、行政が一体となって支援できる仕組みを目指すものでございます。このように、システムは広範多岐にわたりますことから、2期に分けて取り組んでまいりたいと考えております。現在は、まず、第1期としまして、医療と介護の連携、在宅医療の推進、病診連携の強化など、医療が支える地域包括ケアとして、医師会との意見交換、在宅医療等の実態調査など医療連携システムの構築に向けた取り組みを行っているところでございます。また、第2期としましては、高齢者見守りネットワークの構築や地域と連動した交通や買い物等の生活支援、住まい、予防、権利擁護などの高齢者支援システムの構築に向けた取り組みを行いたいと考えております。そのうち今、委員より御質問のございました地域包括ケアシステムの考察事業でございますが、これは、先ほど説明もしておりますが、学識的な見地から本市の高齢者の人口、また要介護認定者、認知症高齢者などの現状や将来推計、今年度実施いたしました在宅医療等実態調査、また、新年度実施予定の医療連携等実態調査、日常生活圏域ニーズ調査等を分析し、課題、問題点の整理とともに、医療と介護のほかさまざまな生活支援なども含めた総合的な考察を行ってまいりたいと考えております。

また、この事業の実施時期は、平成25年5月頃から年度内を予定をしているところでございます。

また、委託料95万円の内訳でございますが、今申しましたようないろいろな調査とかを分析をしたり、それに対する学識的な見地からのアドバイス等をいただくようなものでございまして、委託料としては95万円を見込んでいます。

○畠堀委員

理解いたしました。

○田中委員

1点だけお聞きします。97ページの計画策定市民協議会費で、今、お話もありました日常生活圏域のニーズ調査委託料、委託料というか、2,000人を対象にアンケートをされるっていうことをお話されていましたが、その2,000人の



対象ですね、抽出方法というか、2,000人どのような方を選ばれるのかというのが、病院も含め、旧大和地域と生活圏という意味で方向というか、色があるのかなっていうのがあるのでその辺をお聞きかせいただけますか。

○中邑高齢者支援課長

住民情報をもとにして、65歳以上の方を対象に無作為で抽出をさせていただくように今のところ考えております。

○田中委員

旧大和地区と言ってもいいのかわからないのですが、生活圏でそれぞれの色というか、生活スタイルがあると思うのでその辺が、皆さんの意見が満遍なく聞けるようお願いいたします。

**【討 論】**：なし

**【採 決】**：全会一致「可決すべきもの」

以 上

平成 25 年 3 月 11 日（月）

第 1 委員会

10：00～16：39

### 3 病院局関係分（10：00～11：58）

#### （1）付託事件審査

#### ①議案第44号 光市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

**【説 明】**：西村経営企画課長 ～ 別 紙

**【質 疑】**：なし

**【討 論】**：なし

**【採 決】**：全会一致「可決すべきもの」

## ②議案9号 平成25年度光市病院事業会計予算

【説明】：守田病院事業管理者 ～ 別紙

【説明】：西村病院局経営企画課長 ～ 別紙

### 【質疑】

○大田委員

参考資料の11ページ、先ほどの説明で光市の総合病院で医師が今1名増と言われたのですが、管理者は1名減と言われましたがその違いはどうなっているのですか。

○西村病院局経営企画課長

今、管理者が言われたのは、この予算を策定した段階ではその見込みはわかっておりませんでしたので、その辺でギャップが出たものでございます。

○大田委員

1名増と言われるのは、この予算を立てるときに1名増だったと思うのですが、その1名増はどこから入ってくるのですか。

○西村病院局経営企画課長

1名増といいますのは、昨年度の予算を立てたとき、それから、今年度の予算を立てたとき、それとの比較での1名増でございます。昨年、年度の途中に内科医師が1名増加をいたしましたのでその1名の増ということでございます。

○大田委員

わかりました。事務員が2.5人減って看護師が13人増えています。それで、7ページの賃金を見ると昨年より、1,756万円も増えているんです。賃金というのは臨時とかパートとか言われるのだろうと思うのですがどういう理由で1,700万円も増えたのか教えてください。

○田村業務課長

光総合病院3ページになると思うのですが、3ページの賃金のところで、平成24年度と25年度の差し引きで1,756万円増えています。これは今年度でございますが、看護師が産前産後休暇とか育児休業とかが増えたこと、それから、

年度途中の退職が多かったことなどから看護師が不足しました。それで臨時職員で対応をしております。

臨時職員を5名増加させております。1人当たりが300万円から320万円になりますのでこのような増加になっております。

○大田委員

今の説明だったら24年度が増えたということでしょう。

○田村業務課長

はい。現在が増えております。25年度につきまして新たに採用予定がございますが、看護師として経験がない職員、光総合病院に経験がない職員もおりますので、今のところ臨時職員を減らす予定で予算は作成しておりません。

○大田委員

そしたら、今決算が出てないのですが、決算でも増えたまま出てくるということですね。

○田村業務課長

そのとおりでと思います。

○大田委員

光総合病院のほうは少し理解しました。大和総合病院は、賃金が7,600万円も増えております。それは大幅に増加したためと最初に説明がありましたが、7,600万円というのはすごい増加ですがその内訳を教えてください。

○小田業務課長

内訳としましては、看護師が4名、介護福祉士が1名、看護助手が5名、作業療法士が1名、今のが臨時職員さんです。それから、パートの看護師が3名、准看護師が3名、それから、パートの医師、非常勤の医師が4名以上、増加するようにしております。

○大田委員

今、臨時で看護師が4名、介護士が1人、看護助手5人、作業療法士が1人と言われましたが、正社員として雇い入れることはできないのですか。臨時でなければいけないのですか。

○小田業務課長

正職員の採用につきましては、年度末に来年度の採用人数を決定しまして、試験を行いまして合否を判定して入職という流れにしておりますので、臨時職員をそのまま正職員にするということはありません。

○大田委員

だから7,600万円賃金が増えた。そういうことでございますね。

それから、病院のことについて、今、管理者も新築移転のことについて言われました。土地なんかは早急に決めたいと言われたのですが、まず移転の土地というのはある程度の設定目標を決めておられるのですか。

○田村病院局管理部長

それにつきましては、まだ未定でございます。

○大田委員

私が一般質問でお聞きしたときに、病院局は病院の建物に対して大体37年ぐらいが耐用と、そして、大体28年から31年ぐらいで建て替えるよと言われた。それは間違いないですか。

○田村病院局管理部長

大田委員さんの一般質問に対する私の答弁は、あくまでも鉄筋コンクリートの病院施設の耐用年数、これは法定耐用年数ですが39年、これは決まっております。一方、日本医師会とか四病院協議会が行った実態調査としては平均31年であったという答弁はしております。

○大田委員

そのときに私、大和総合病院の本館6階については何年ごろ建てられたかと聞いたときに、「知っておりません」と言われました。確か昭和50年と思うのですが、耐震にはなっていないと思うのですがそのところは知っておられませんかね。もう一遍お聞きします。

○田村病院局管理部長

一般質問のときは私存じておりませんでした。その後調べまして、中央棟病棟につきましては50年の10月に完工しているということは確認をいたしました。

○大田委員

そこでお聞きするのですが、光総合病院の南棟は建てて28年か9年ぐらいたっているわけです。それが老朽化しているから建て替える。大体28年から31年ぐらいで建て替えておられると。大和総合病院の6階のところは昭和50年の耐震化になっていないのにまだそのままお使いになると。その矛盾はどう解消されるわけですか。

○田村病院局管理部長

まず、光総合病院でございますが、私は一般質問の答弁で、31年を経過、おむね30年を経過したからすぐ光総合病院を建て替えなければならないという趣旨では言っておりません。

あくまでも光総合病院の今後のあり方という報告書を委員さんも熟読されておられると思いますが、その中に述べているように、まず、現施設での老朽化とか狭隘化の問題があること。それと今後、光総合病院が急性期病院としてどういった医療機能を行っていくか、いくべきか、それを考えたときには現施設では限界があると、そのためには抜本的な施設整備が求められると、これは報告書にも書いております。

その整備方法としては、現地での新築であったり現地での増改築ということを検討したが、敷地の面積だとか、あるいは仮設の問題等があつて移転新築が望ましいというように報告書で述べているということでございます。

それと、大和総合病院の耐震化の問題でございますが、確かに50年の10月に建てられています。その後平成12、13年、本館を含めて新築だとか中央棟の増改築もされているという、現状、大和につきましては耐震診断を受けておりませんから、実際、確かに旧建築基準法によりますので、56年以前になりますから、その辺で耐震化がないかもしれませんがはっきりとした確定したことは申し上げられません。

○大田委員

改修されたとしても、50年の10月に建てられたのだったら耐震化がない。一般の市民は思うのではないですか。違いますか。

○田村病院局管理部長

私が言いたかったことは、耐震診断を大和総合病院においては行っておりませんので、確定したことが申し上げられないと、そういった意味合いでございます。

○大田委員

光総合病院は狭隘化、老朽化したから、それで駐車場などないから、救急施設などもっと充実したほうがよいから建て替えるというように報告書に書いてあると言われたのですが、実際に、今私あそこで提案したように、北棟のほうは耐震化になっていませんから、あそこだけを取り壊して、ある程度もたしてもできるのではないかと思うのですが、その狭隘化、老朽化と言われるところも少しその周りの土地も買われて、そこには駐車場なんかもできるのではないですか。違いますか。

○田村病院局管理部長

これは一般質問の答弁原稿を持ってまいりました。質問の3点目として、大田委員さん言われたのは、光総合病院の病棟である南棟は建て替える必要がないのではないかというような御主旨であろうということで御答弁をさせていただいております。

その中で、私、前段はしよりますが、「今後、急性期医療機能の充実を図っていくためには、患者の視点からは療養環境に配慮したプライバシー、アメニティーの確保、バリアフリーなど不可欠であり、また、医療者の視点からは高度な医療機器などの整備や救急処置室、放射線室、手術室などの機能や整備等の向上を図っていく必要がある。現状の施設ではそういった課題を解消するスペースがないことや、施設自体が老朽化していることから、耐震性に不安のある北棟だけの改修ではなく、病院施設全体の抜本的な整備を行っていく必要があると考えております。」

というような御答弁をさせていただいております。

○大田委員

だから、私は、南棟は今言われたように救急施設の、手術室のところなんかもいろいろ言われておられますが、建物自体はもつのだから、その中の改修でよいのではないかとやっているわけです。

○田村病院局管理部長

ですから、報告書にも書いてあるように、病院局としては移転新築が望ましいということをお示しさせていただいたと。ですから、大田委員さんとの考え方は違うのですが、病院としてはそういうように望ましいということで報告をさせていただいたということでございます。

○大田委員

このことについては、今後ともいろいろ私も勉強させてもらおうと思っているし質問もしていこうと思います。

今度は視点を変えます。市長が岩田駅前のコンパクトシティ化というのを昨年24年の3月に言われました。そのときに、この中にいろいろ課題が載っているわけです。地域包括ケアを病院局もやるようにと。今、病院局は福祉保健部と連絡を取りあって地域包括ケアの取り組みをやっておられるのかをお聞きします。

○田村病院局管理部長

これも一般質問の最終日でございますが、ほかの議員さんから、地域医療包括ケアシステムについては御質問がございまして、そのときでも御答弁をさせていただいておりますが、当然、光も大和もそれにかかわっていくと。その主体はあくまでも福祉保健部内にある地域包括ケア調査室、そちらのほうでやっておりますので、それと協力連携しながらやっていくという御答弁をさせていただいております。

○大田委員

今、福祉保健部の地域包括ケア調査室と一緒に連携してやっておられると、今そう言われているのですが、実際にどういうことをやっておられるのか、私はやっておられない感じがしているのでお聞きします。

○田村病院局管理部長

福祉保健部も御答弁しておりますが、昨年、公立のみつぎ病院に大和総合病院から、福祉保健部と一緒に視察に行っております。

それと、過去、私の記憶で2回か3回、あいば一くに集まりまして、当然私も参加しますが、福祉保健部、病院局ということで、そういう会合を持って今後の進め方だとか今どういうことを進めているというような報告を地域包括ケア調査室から受けております。そういう連携等はとっております。

○大田委員

病院局としては連携を今、三者で話をしているという答弁だったですね。福祉保健部と一緒に話しているという答弁ですね。

それで、コンパクトシティで市長は、平成23年の12月に「地域に集積する医療、福祉施設や様々なサービス、有機的に連動される地域包括センターの構築」と答弁されているわけです。

それから話をしているとされるが、実際には医者がいないわけでしょ。医者がいないから、医療の地域包括ケアというのはできないようになっているわけでしょ、実際には、大和総合病院に対しても。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

先ほどから、地域包括ケアのことを病院局にお聞きしているのですが、たしか病院局は医療連携室が地域包括ケアに入っていると思うのです。それで、この地域包括ケアに対する予算が、大和総合病院の予算のどこに入っているのかが全然わからないのです。そここのところはどう思っておられるのかお聞きします。

○福野事務部長

今、予算をどこに組んでいるかということですか。地域医療連携室の予算、給与のところですか。

○大田委員

当然、地域包括ケアというのは大和総合病院の地域連携室を通して訪問診療なんかも考えておられると思うのです。それと福祉のほうと連携して一緒にやろうとしておられると思うのです。そここの予算が組み込まれているだろうと私は思っていたのです。

そこが全然ないから、市長がコンパクトシティの中に置いて地域包括ケアをするといっておられたので、当然大和総合病院としては訪問医療なんかも考えておられると思っていたから、予算もつけておられると思ったのです。そこが読み取れないのでお聞きしたわけです。

○福野事務部長

言われることは大体わかりましたが、一応、予算というのは、例えば訪問看護をするにしても、訪問医療をするにしても、人件費を組んでおけばそれでできるわけですから新たに特に予算を設けるということは必要ないということですよ。

○大田委員

人件費の中に入っているからやっていかれると考えてよろしいわけですね。



○森重副市長

地域包括ケアシステム、この新年度予算の中での御質問ですが、地域包括ケアシステムの現状について少し御説明をさせていただこうと思います。

今、委員が御心配いただいておりますように、それぞれの病院において地域包括ケアシステムの中に地域医療で入っていけという御主旨だろうと思いますが、昨年の4月に調査室を設けまして、光市としてどうしたらいいのかということをお考えしている最中でございますので。

具体的なものについては今後一定のものをお示しをさせた上で、また実行に移していくという段階でございますので、現段階ではその地域包括ケアシステムにのっとった事業予算は病院の中では組んでいないということで御理解いただければと思います。

○大田委員

仕方ないですね。

それと、大和総合病院の年間の外来患者数が4万4,100人から4万3,920人に減っています。どうして減ったのですか。

○小田業務課長

診療実日数が今年度につきましては245日、来年度については244日で計算をしていることでそういう計算になると思います。

今年度が245日です。来年度が244日です。

○大田委員

1日減ったからそれだけ減ったとそういうことですね。そしたら、光総合病院は1日の平均外来患者数が390人から370人に減っているのはどういう理由ですか。

○田村業務課長

今年度の実績に基づいて患者の1日平均を出しておりますが、診療報酬の改定の影響もございませぬかもしれませんが、薬品とかの長期投与が可能になっております。その薬品が増えております関係上、どうしても患者様がかかられる回数が減ることになったのが原因の1つとも考えられます。どうしても患者さんの受診の実績に基づいて予算を組むようになりますので、実績に基づいてのものでございます。

○大田委員

わかりました。

それと、大和総合病院は収入が減ったのは、院内薬局から院外薬局にされるから収入が減りましたという報告がありましたが、それは薬剤師さんが1人やめられるとお聞きしているのですが、薬剤師さんは院内薬局のときに、早くから「私は、やめるから薬剤師さんを心配してもらえませんか」といっておられたということをお聞きしているのですが、そこは入れられないから院外薬局にされたのか。それとも初めから院外薬局にするつもりで入れないでおられたのかお聞きします。

○福野事務部長

管理部長が院外薬局にしたときの答弁で答えていると思うのですが、医薬分業ということで、薬剤師は院内の入院患者さんの薬剤業務、そちらのほうに専念をするということで院外処方を導入しております。

○大田委員

薬剤師さんは、3人で今度是对応されようとしているわけですね。やめられたからではなくて、院外にするから1人要りませんよ。やめられたら、どうぞ御自由ということでございましたか。どうですか。

○福野事務部長

やめられたからというのではありません、先ほども説明したように、やめられたことに対しては、当然今3人で院外処方に持って行ったときに、たまたま3人で足りるだろうという考えで、新たな採用はしていないということです。

○大田委員

納得しがたいのですがわかりました。終わります。

○畠堀委員

予算について詳しい説明をいただきましたが、個別項目について2点ほど教えていただけたらと思います。

まず1つは、参考資料の2ページと6ページにございます病院の医業外収益の件でございます。この件については両病院とも昨年度に比べて進捗率が大きい数字になっているわけですが、この中身について教えていただけたらというのが1点です。

もう1点は、たな卸資産減耗費についてですが、参考資料の4ページと8ペ

ージに記載されておりました、光総合病院については180万円、大和総合病院については96万円という金額が、昨年と同額の金額が計上されているわけですがこのあたりの内容について教えていただけたらと思います。

○田村業務課長

1点目の質問ですが、2ページの医業外収益の総額でございましょうか。

○畠堀委員

その他の医業外収益、一番下に記載されております金額のところ、4,024万5,000円という数字が25年度、大和総合病院では、6ページには載っているのですが、「その他医業収益」のさらに「その他医業収益」という項目でございいます。

○田村業務課長

医業収益のその他医業収益のところでございますが、文書料とか病衣とか、患者さんの負担される費用が入っております。それが増加したものと思われませんが、大和につきまして大きく増加しているのは、大和からまた後ほどお答えするようになると思います。

2点目の質問のたな卸資産減耗費でございますが、これは医薬品の在庫切れで、医薬品には期限がございますが、その在庫です。どうしても必要な医薬品を置いておく必要がございます。その期限が切れたときに、棚卸しをして廃棄する費用を計上させていただいております。

○小田業務課長

大和総合病院のその他医業収益のところの増加分のことについてですか。よろしいでしょうか。1,273万4,000円増加を見込んでおりますが、これについては入院患者数が増加をしまして、主におむつ代の使用についての金額を増加をしております。

それから、棚卸しの減耗費につきましては、光総合病院と一緒にございます。薬の期限切れ、あと薬のアンプルとかを、割った場合を計上をしております。

○畠堀委員

その他の医業収益の件につきまして、今、両病院から御説明をいただきましたが、光総合病院においては医師の診断書の発行という、そういう文書の収入のことというような感覚で受け取れましたし、大和総合病院につきましては患者さんが使っておられるおむつの利益差からの収益が主なものだという認識で

よろしいでしょうか。

○小田業務課長・

おむつにつきましては利ぎやとかではなくて、おむつ1枚幾らということで患者さんからいただいておりますので、その金額が上がるということになります。

○畠堀委員

了解しました。それから、棚卸資産の減耗費については、主に医薬品の消費期限切れと伺いましたのでこれについても了解いたしました。

○笹井委員

では、数点、当初予算に絡めて質問をしたいと思います。

まず最初に、管理者のほうから報告のありました医師の退職についてでございます。

光総合病院の消化器内科の医師が1名退職されるということで、先ほどの質疑応答の中で、それが予算計上ではわからなかったが、急な退職であったというところまでは今のやりとりでわかったのですが、この退職というのは、山大の医局の人事に基づいて山大に戻る。もしくは山大系列病院に異動になった退職なのか、それとも、時々ありますように勤務医をやめて医局から離れて独立開業するという形での退職、こういった形の退職でしょうか。

○田村事務部長

医師の件について報告させていただきます。

退職したいという申し出がございましたので、大学の医局に確認をしに行きました。大学の医局は退職願を受けてくれということの返事だけ受けています。医局を退職されるのか、継続されるのか、それとも開業するとかどこかへ移られるとかいう部分についての回答はいただいておりますので、現時点ではわかりかねるところでございます。

○笹井委員

普通どこでも組織なり会社に退職願を出して、理由も一身上の都合になる場合もあるのですが、退職願は光総合病院の管理者宛てに出るものですか、それとも山大の医局宛てに出るものですか。

○田村事務部長

本人からは管理者あてに出ましたが、異動につきましても一応管理者には出るようになっていきます。大学の人事で異動されることもあります。その場合も光の病院局としては退職なので、退職願をいただくようになっています。

○笹井委員

退職願いが出たが、結局理由がわからないというように解釈できる回答ですが、退職は退職でこれは結果ですから仕方がないと思うのですが、それがやはり、医局人事なのか本人都合なのかというのがわからないと今後、私どももどこに医師を求めていっていいのか、その議論のベースがわからないわけですが、結局退職の原因というのは、病院では把握しなくてよいのですか。

○田村事務部長

医局からの正式な話ではございませんが、本人さんとかに確認をしたときには、一応やめられると。光の病院という意味ではなく、全体をやめられる。医者としてどこで働くかというのも決めてはおられないというように正式かどうかわかりませんがお聞きしています。

○笹井委員

わかりました。医局人事ではなくて、本人の都合なのかなと私は解釈いたしました。

それで、また病院のほうに話を戻しますが、消化器内科の先生がいなくなれるということですが、今、消化器内科は何人おられて、それが何名になるのか。そして、それによって診療の時間とか診療科目に変更はあるのかをお答えください。

○田村事務部長

消化器内科は現在3名ですが、2名の体制で4月からはやっていくことになります。外来診療は担当医師でやりますが、検査等をなるべく努力しながらやっていく。診療になるべく穴をあけないように職員もやっていくと考えています。

○笹井委員

わかりました。大変であろうかと思いますがよろしく願いいたします。

それでは、参考資料の11ページ中段、賃貸料の中に、これは光総合病院のほうですが、医師住宅、駐車場用地ということで予算が計上されています。この

医師住宅についての稼働の状況について教えてください。

○田村業務課長

光総合病院の医師住宅でございますが、医師住宅が今6棟ございます。そのうち3棟に入っておられます。また1棟は託児所に利用しております。昭和59年建てたものでございますから、かなり老朽化しております。

先生方に一応、着任されるときに医師住宅に入られる意思があるかどうか確認しておりますが、やはり老朽化という部分もございますので、アパートを借りられるという先生がいらっしゃると思いますので、そのアパートは病院が契約しまして、借り上げという形で賃借料をお支払いしております。その借り上げている軒数が今8軒ございます。

○笹井委員

わかりました。医師住宅として所有して建っているものは2部屋というか、2世帯分あいていて、ただ、アパートとしては賃貸料でこの中に計上されているということでよろしゅうございますね。

次にまいります。12ページで大和総合病院を聞きます。大和も同じ質問をしたいと思えます。大和の医師住宅は特に項目を上げられていないが、どうなっているのかと、そしてもう1つ、大和駐車場用地借上げになっていますが、これは大和のどの場所を借り上げでしょうか。

○小田業務課長

医師住宅につきましては、現在、医師住宅6軒ございまして、そのうち3軒が入居されております。

それから、駐車場用地につきましては、これは職員の駐車場が主ですが、借上げを行っております。どこかと言われますと、病院の近くに空き地があるところを貸していただいております。病院の周辺の建設会社の古谷組さんの横の所と、その上の所と、あと、池がございますが、池の手前側の所です。それから、古田工業さんの奥のほうの土地も借上げを行っております。

○笹井委員

わかりました。予算の積算根拠の説明ですから今の回答で納得いたしました。

それで、医師住宅についてお聞きします。今6軒あって3軒入っているということは3軒あきかなと思うのですが、ここの12ページの予算に医師住宅の借上げが計上されていないということは、大和では特にアパートを借りて住まわ

れているお医者さんはおられないのでしょうか。

○小田業務課長  
おられません。

○笹井委員  
わかりました。

では、また駐車場について聞きますが、ここに計上されているのはわかりません。職員の駐車場ということですが、大和の病院の駐車場等に、地域の方から問い合わせもあったのですが、車がいっぱいあり過ぎてとめられないが、地域の方がとめておられるのではないかというような話もされていましたが、実際今はどうですか。

大和総合病院は入院・外来の患者さんに対して十分な駐車場があるのか。そして、また、地域の方がとめられているというそういう実態があるのかどうかわかればお答えください。

○小田業務課長

現在、患者さん用の駐車場としまして、病院の敷地内に約50台、それから、山口銀行前の駐車場、山口銀行の横の駐車場合わせて180台程度、全部で230台程度の駐車場を確保しております。ですから、現在1日の外来患者数170名から180名程度の方が来られておりますが、十分駐車場は足りていると考えております。

実際、駐車場の利用状況ですが、もちろん敷地内の玄関前の駐車場につきましては、午前中はほぼいっぱいの状態でございます。それから、山口銀行前の駐車場につきましてもかなり最近、利用者が多くて、ほぼいっぱいのような状況でございます。

付近の方がとめられているのではないかという御指摘ですが、そのあたりはモラルにお任せして、特に注意とかは現在行っておりませんが、現在入院患者数も非常に増えておりまして、そのお見舞いの方がとめられているのではないかとも思っております。しばらく様子を見まして、余りにも駐車場が足りないというような苦情等がございましたら、注意とか、あと、看板等を立てて周知を行ってまいりたいと考えております。

○笹井委員

わかりました。原因はともあれ、とにかく駐車場がいっぱいでとめられないという状況が頻繁に発生するような傾向がありましたら、またしかるべき対処

をお願いいたします。

最後の質問にまいります。11ページに戻って、病院の職員数についてお尋ねします。11ページの上段に光総合病院の職員数がありまして、事務員さんが去年12.5で予算計上されているものが10名になっております。これはどういう変更でしょうか。それから、10名で事務的には問題がないのでしょうか。

○田村業務課長

事務員数ですが、昨年度予算計上しますときに1名増で予算を組んでおります。3月末に2名光市役所に異動がありました。1名は退職がございまして、1名増、3名減のマイナス2名となっております。0.5につきましては、経営企画課に再任用の職員がいらっしゃいましたので、それが異動になりまして0.5減っております。

平成25年度の予算でございしますが、1名増としております。3名減っておりますので、昨年1名増と同じ1名増で組んでおります。業務としては一応これでやっていこうと思っております。

○笹井委員

わかりました。頭数で言えば2人減ったということで、それでやられるということですので、頑張ってください。

それでは、12ページにまいります。大和総合病院について、19.5人、同じく事務員ですが、18人になっています。まず、これは今と同じような説明、どのような出入りでこういうことになるのか説明ください。

○小田業務課長

0.5名につきましては、先ほどの光総合病院の説明と一緒に、再任用の方が退職されたということです。それから1名は、正職員1名退職をしております。

○笹井委員

わかりました。

大和総合病院は、医師、看護師等は全部含めると153.5人、25年度予算でありまして、うち事務員が18名ということで、1割以上が事務員です。

昔、本会議でこの辺も聞いたことがあるのですが、ほかの病院と比べて人数だけ言うと随分事務員の方が多いという感じを受けるのですが、実態はどうか。また、業務的に何か特に光と比べても違うわけですが、こういうように違うからこうなっているという説明がありましたらお願いいたします。



○小田業務課長

大和総合病院の事務職員につきましては、昭和の時代から事務の正職員を多く採用をしております。現在18名ですが、昭和の時代に比べまして減っている状況です。何でこれだけ事務員が多いかといいますと、以前は各診療科、内科とか整形外科等の窓口業務につきましても正職員が対応をしておりました。そういうことで事務職員を非常に多く採用をしていたということがございます。

現在につきましては、退職された補充については極力委託及び臨時職員で対応をしている状況でございます。

ほかの病院さんの状況ということですが、光総合病院につきましては、医事課の職員についてはほとんど臨時や委託の職員さんで行っておりまして、現在の流れでいいますと、外来の医事課の職員については委託職員が多い状況と思っております。

○笹井委員

わかりました。過去の経緯など一応流れは理解いたしました。終わります。

○大樂委員

それでは、予算参考資料の7ページ、その中の医療技術員という、その中のPT・OT、すなわち作業療法士と理学療法士、2名ずつと説明があったのですが、これが反映しているのが予算の同じく1ページ、入院患者数、昨年と11名増える予定が書いてありまして、年間では4,015人、そこに反映していると思うのです。これは確認です。

○小田業務課長

給与費のところの医療技術員のところが減っているがということですか。

○大樂委員

いえ、プラス1でしょ。

○小田業務課長

そうです。

○大樂委員

その分の内訳は、PT・OTがそれぞれ2名増えているということは、理学療法士、作業療法士が2名ずつ増えるというわけですね、25年度は。それが1ページの入院患者数を、引き当てが今度増えてくるから、これに反映している

かという質問です。

○小田業務課長

P T・O Tが2名ずつ増えてまして、回復期リハビリ病棟、こちらのほうを増やす予定にしておりますのでその影響でございます。

○大樂委員

わかりました。それで、12月議会で質問させていただきましたが、病床予定数の、これでどのぐらい埋まる予定ですか。40数病棟あったと思うのですが、現状30何ぼになると思います。

○小田業務課長

回復期リハビリ病棟全部で44床ございまして、40名の入院患者数の見込みで目標にしたいと思っております。

○大樂委員

44床というのは、採用が難しかったから44床で、あと4床が埋まらなかったという理解でよいのですか。44床予定されておりました。しかし4床ほど埋まらないということは、理学療法士、また、作業療法士が採用できなかったからということでよいですか。

○小田業務課長

それもございまして、回復期リハビリ病棟2年目ということで、今年はP T・O Tの数も少ないですし、看護師の数もそこまで補充しておりませんので、2年目は40床でいきたいということで40床にしております。

○大樂委員

予算書の15ページを見てください。医療技術員の給与は、平均給与38万8,000円です。医師の給与は122万円、これ月額です。それは先ほど単位数で説明がありましたが、理学療法士なんかは2万6,000円ですか、1日が。お医者さんは3万幾らというようになっておりまして、すごく1人当たりの利益幅というのですか、ここで利益幅と言うとおかしいですが、非常に大きい数字になります。だから、この回復期リハビリテーションの患者さんを増やすことによって非常に利益が上がってくると思うのです。ということは、まだまだこの数を増やすように努力してほしいということです。その辺の御見解をお願いします。

○福野事務部長

一応回復リハ、そのように順調に運営させていきたいと思っております。

○大樂委員

よろしく申し上げます。以上です。

○田中委員

1点だけ、光総合病院についてお聞きします。

参考資料の1ページで、入院患者数が横ばいということで見られていると思うのですが、2ページの入院収益を見ると1億6,4250万円アップするということになっているのですが、これはどのような要因があるのかというところを教えてください。

○田村業務課長

今年度の実績に基づいて患者様1人当たりの平均単価をもとに計算しておりますが、平成24年4月に診療報酬の改定がございました。その改定の影響もございまして、今年度、昨年度に比べまして手術件数が増えています。診療報酬の改定が手術とかそういうものが大きくアップされておりますので、その影響もあるのではなかろうかと考えております。

○田中委員

わかりました。手術などがあるということで、高度な医療は必要になってくると思うので、お医者様の負担も増えてくると思うので、収益が増えるということによいと思います

**【討 論】**：なし

**【採 決】**：全会一致「可決すべきもの」

### ③議案第10号 平成25年度光市介護老人保健施設事業会計予算

**【説 明】**：高山介護老人保健施設ナイスケアまほろば事務長 ～ 別 紙

## 【質 疑】

○笹井委員

それでは、資料の8ページ、資本的収支の補助金の積算の考え方についてお聞きします。資料8ページで一般会計からの補助金が4,160万円計上されております。この補助金の積算というのは、この金額は固定で毎年同じで継続していくものなのか、それとも例えば赤字分に対しての補助をすとかいうように決まったのか、この金額の決まり方について教えてください。

○高山介護老人保健施設ナイスケアまほろば事務長

この一般会計補助金につきましては、企業債償還金の元金分でございますが、開設時に国のほうから借金しました企業債に対しての年次表というのがございまして、毎年これだけ返していくよという償還表がございまして、それに基づいた元金分の金額でございます。

○笹井委員

開設時に設置したとき、当然お金を借りて設置していますが、その元金は全部、会計上は1回この老人保健施設から出ていますが、その分は結局、財源は全部市の一般会計から出てお金を返しているという理解でよろしいですか。

○高山介護老人保健施設ナイスケアまほろば事務長

現状ではそのように理解していただいて結構でございます。

○笹井委員

わかりました。

それで、資料の19ページですか、ここに予定の損益計算書が出ています。予定ですからまだ確定ではないと思いますが、これを見ますと、ナイスケアまほろばは剰余金が6,784万円出る予定であるということです。収支的にプラスであるということで、これは結果的には大変よいことだと思うのですが、ただ、老人保健施設としてはプラスが出るとは、それは当然その会計の中に足されていくものだと思うのですが、一方で借金に対しては一般会計からとにかく最初の決め事だけもらうというこれでよいのですか。議論として黒が出ているのだったら、そこから返すという、そういった議論というか、方向というのは特にとられる予定はないのでしょうか。

○高山介護老人保健施設ナイスケアまほろば事務長

繰入れを、一般会計から補助金をいただいているから黒が出ている。赤字に

ならなくて済むというのも実際の話でございますので、補助金はぜひいただきたいと考えております。

○笹井委員

当然、特会を持っている責任者としてはそういう考え方になるのかなとは思いますが。あと、当初の一応市からの補助金も借入れたときのひとつ規則的なものなのかなとも理解いたしましたが、ただし、全体の財政を見たときに、こういうやり方がずっと先々も続いていってよいのかどうか、その辺私なりに今後勉強して改めてまた質問したいと思います。

○大樂委員

これは質問と違いますが、予算書をつくる時、昨年度の予算等も合わせて提出してもらおうとありがたかったかと思います。病院資料のように今後お願いします。

○高山介護老人保健施設ナイスケアまほろば事務長

今後努力いたします。検討していきます。

**【討 論】**：なし

**【採 決】**：全会一致「可決すべきもの」

以 上

#### 4 建設部局関係分（13：00～16：39）

##### （1）付託事件審査

##### ①議案第39号 光市道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例

**【説 明】**：田村道路河川課長 ～ 別 紙

**【質 疑】**

○笹井委員

本議案の298ページと299ページにA、B、Cで海商通りという看板があります。これはあくまでも例として挙げられているかと思うのですが、実際にこの市道の通称名を海商通りに限らずなぎさへの道とかつつじ通りなど、通称ついているところが何カ所かありますが、これを実際につけるような計画があるの

でしょうか。

それと、あるのであれば、どういうところにどういうものをつけるというの  
も教えていただければと思います。

○田村道路河川課長

これは寸法の例でございます。海商通りという名前が一つの例として出てい  
るものでありまして、現在設置する計画はございません。

○大樂委員

今、標識がありましたが、技術的なもの、色があせないもの、塗料の種類そ  
ういった記述がどこかにあるのですか。

○田村道路河川課長

標識に関しまして、色、形状につきましては従来どおり全国一律で国土交通  
省令で定めたものを使用することになっております。

○大樂委員

ということは国交省が定めた顔料とかを準用するということですね。

○田村道路河川課長

さようでございます。

○大田委員

道路の幅員についてお聞きしたいのですが、道路の幅員4メートルとか3メ  
ートルと書いてあったのですが、路肩幅は定めてあるのでしょうか。

○田村道路河川課長

定めております。

○大田委員

279ページの7条の2項のことですか。

○田村道路河川課長

さようでございます。

○大田委員

これ長さ50メートルもしくはと書いてあるのですが、一応道の幅員が6メー

トルとるとするですいいね。それで、道幅が4メートルとるとそしたら路肩が1メートルずつということですか。そしたら歩道がとれません。

それとも、それを片側に寄せて1.5メートルにされて、1.5メートルか2メートルの歩道はとるようにするということですか。

もう一遍言います。道路の道幅、幅員を6メートルの道路を新設とするでしょ。そして中央、真ん中寄りに両方から均等にとって4メートルの道幅を設けると路側帯が1メートルずつになります。それを片側に持ってきて、2メートルの歩道をとって片側に4メートルとれば、片方は路側帯が設けられんです。そうなったらちょっとというのがありますが、そのところはどうか考えておられるかお聞きします。

○田村道路河川課長

6メートルでは歩道はつきません。

○大田委員

つかないのですか。。

○田村道路河川課長

はい。6メートルに2メートル、歩道は概ね2メートル程度設けますので、そうすると8メートルの幅員が必要になります。

○大田委員

そうすると、今度新設の市道をつくるとなると、最低8メートルの道路幅で新設されるということになるのですか。

○田村道路河川課長

最低で言いますと、車道幅員で言いますと片方で2.75メートル、それから、路肩で0.5メートル、最低6.5メートルが車道になってまいりますので、それに2メートルの歩道をつければ8.5メートル必要になります。

○大田委員

だから、今後新設する市道においては、そういうような道路の幅員がとれるように用地買収していかれるということですかとお聞きしているのです。

○田村道路河川課長

歩道が必要な場合は、そのような幅員で設けていくことになると思います。

○大田委員

歩道が今、必要な場合と言われたのですが、新設する場合は大体歩道が必要とされるのではないですか。歩道を必要とされない道もあるわけですか。

○田村道路河川課長

交通量によりまして歩道を新設しない場合もございます。

○大田委員

そうすると、交通量というのは何台とかいう、基準が定められているわけですか。歩道をつけられる交通量とつけられない交通量を教えてください。

○岡田建設部長

今、大田委員さんの質問でございますが、道路の計画をする場合に、276ページの道路の設計基準交通量、そこからまず入ってまいります。地方部であれば3種、4種であれば都市部、そして、ここに1日当たりの交通台数が出てきます。幅員については、先ほど田村道路河川課長が説明いたしましたように、隣のページの車線幅員となります。

今の歩道ですが、282ページの第11条、第4種、4級を除く。だから、4級に該当する、第4種で言えば4級を除く、第3種で言えば5級を除くということは、それ以下の交通量であれば歩道を設置することはございません。したがって、全ての市道において歩道が設置されていない市道認定された道路が多くあります。

だから、ある程度決められた計画交通量の中で歩道の計画をさせていただくということになります。

○大田委員

わかりました。

**【討 論】**：なし

**【採 決】**：全会一致「可決すべきもの」



②議案第40号 光市準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例

【説明】：田村道路河川課長 ～ 別紙

【質疑】：なし

【討論】：なし

【採決】：全会一致「可決すべきもの」

③議案第41号 光市都市公園条例の一部を改正する条例

【説明】：末岡公園緑地課長 ～ 別紙

【質疑】

○笹井委員

それでは、325ページの使用料の改定についてお聞きします。

このたびは5%の値上げということで、これは他所管ともまたがって市全体の取り扱いかと思うのですが、その中で、建設部所管で今回、冠山総合公園のオートキャンプ場だけ値下げをされておられます。その説明はあったわけですが、ほかにも使用料が多い中、どうしてこのオートキャンプ場だけ特出しで値下げをされるのか。ほかの施設は値上げになるが、オートキャンプ場だけ値下げになるのかというところを、あるいは、ほかの施設についてはこういう検討はされなかったのか御説明ください。

○末岡公園緑地課長

オートキャンプ場でございますが、市内にあります観光施設の中の拠点地域と位置づけております。キャンプ場につきましては、ここ3年利用件数が減少しております。減少理由は多々あるとは思いますが、利用者が利用しやすい環境整備をするのも1つではないかということで、このたび減額ということにさせていただきました。

オートキャンプ場につきましては、周辺のオートキャンプ場との競争力の向上のため料金は下げ、皆さんが利用されることによって交流人口が増え、観光施設や飲食店などの地域経済への波及、活性化に貢献するものと考え、このた

び減額させていただいております。

○笹井委員

わかりました。全体では一律5%の値上げという中でも、このように個々の施設の実情等を勘案して、政策的に値下げがあったということについては評価をしたいと思います。

○土橋委員

今説明がありましたが、どのぐらいの人、あるいは団体がこういったところを利用しているのだろうか。利用回数はわかりますか。

○末岡公園緑地課長

オートキャンプ場でございますが、23年度実績で、宿泊409件、日帰り186件の595件サイトの利用をいただいております。

○土橋委員

それで、年間の総使用料というのは、昨年度でもよいのですが、どのぐらいになっているのですか、わかりますか。わからなければよいです。

○末岡公園緑地課長

済みません。合わせた数字は持ち合わせておりません。

○土橋委員

今回の値上げで影響額は幾らですか。

○末岡公園緑地課長

影響額でございますが、光のスポーツ公園関係でございますが、3万7,000円の増でございます。わかば公園夜間照明使用料で6,000円の増、冠山総合公園の使用料につきましては減額分がございますので、マイナスの38万3,000円、大和総合運動公園の使用料は18万円の増と見込んでおります。

○土橋委員

オートキャンプ場の関係ですが、値下げをすることが財政健全化とどう繋がるのでしょうか。

○末岡公園緑地課長

値下げをすることによりましてオートキャンプ場の利用件数が増える。利用者が増えると思っております。利用者が増えることにより、地域、光市全体への経済の波及効果があると考えております。

○土橋委員

そうすると、値下げをすると利用者が喜んで、利用者が増えると、どのぐらい増えると見積もっておられるのかお聞きしたい。

○末岡公園緑地課長

25年度当初予算の見込みであります、24年度に対し約2割増で見込んでおります。

○土橋委員

先ほど、値下げをすると利用の促進につながると、そして、かくかく的なものも増えるし、何も増えるというようなバラ色の話をされたのですが、それならいっそのこと無料にしたらもっとバラ色になるのではないかと思うわけですが、それはやられないのですね。説明は要らないです。

## 【討 論】

○土橋委員

この分だけではないのですが、全部関連をするわけですが、ずっと見ているのに、特に今年で考えるとデフレ不況からの脱却というようなものが、政府の大きな目玉になっているという状況があるわけでありましたが、現に安倍総理大臣は経済団体に対して給料を上げるようにというような要請も行っている状況の中で、直接ここには関係ないにしても職員の給料は減っていく。片一方では消費税を上げようかという、さらには、私もびっくりしたのですが職員の、最高で400万円ぐらい退職金が引き下げになる。そういう状況の中で、こういう一連のものも3年に1度というような形で上げていくということになると、私はデフレ不況からの脱却というのにどうも逆行するのではないかと思うし、単純に3年に1度というような形での財政健全化計画というのは、いかがなものかと思う。そういう意味で反対をするものであります。

○笹井委員

賛成の立場から討論に参加をいたします。

このたびの使用料の改定は、光市全体の使用料を財政健全化の観点や利用者

の適正な負担の観点から見直したもので、一般的には一律5%の値上げということになっております。ただ、他部局も含めて幾つかについては政策的な値下げが行われている。本所管においてはオートキャンプ場が値下げになっております。私は、使用料については、ある程度の負担は利用者がするという適正化の観点から、やむを得ないだろうと思っておりますが、そのコストだけの問題ではなくて、もう1つ、戦略上の競合施設の関係も考えていくべきであろうと考えております。

例えば、所管は違いますが、三島温泉の使用料については、よその温泉は幾らで、うちは幾らかという、そういう議論が市民的にも一番注目されたところでございまして、経営的にどうかという時限よりもそちらのほうが大事で、最終的に適正な値段になったと思います。本所管の冠山総合公園オートキャンプ場についても、これを利用する方は、やはり市外も含めた広域的な方がいろいろな施設の中のサービスや値段というのを総合的に勘案して決めるものでありと考えておりますので、このたび利用促進を図るために政策的に値下げをされたというのは、一律値上げをするほうが簡単ですが、やはり個々の政策的判断が入った料金改定というのは、私は高く評価をしたいと思います。ということで、本議案には賛成の討論をさせていただきます。

**【採 決】**：賛成多数「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### ④議案第43号 光市営住宅条例の一部を改正する条例

**【説 明】**：大富建築住宅課長 ～ 別 紙

**【質 疑】**

○大田委員

お聞きしますが、住戸の基準として、「適切な台所または浴室を設けることにより」と書いてあるのですが、すべての市営住宅に浴室または台所を設けられているのでしょうか。

○大富建築住宅課長

新しい住宅については浴室、浴槽もつけております。ただ、昔の住宅につきましては、浴槽がない住宅もございます。今からの新しい住宅については、浴

槽とかを整備していくということでございます。

○大田委員

既設住宅においては、その浴室、または台所というのはどのように今後されるつもりですか。

○大富建築住宅課長

この整備基準につきましては、新たに建設する住宅について整備基準をこういうようにしますということでございますので、今までの既設の住宅につきましては、今までどおりという形になろうかと思えます。

○大田委員

住民の快適な生活を求めるには、浴室、または台所をつけなければならないのではないかと思うのですが、それは、今までの既設住宅に関しては関係ないということですか。

○大富建築住宅課長

今までの古い住宅につきましては、その建設当時、当然今の風呂については、光市の場合は公衆浴場もございましたので、そういう点についてなかった部分はあると思います。ただ、既設の部分、浴槽については、入っていただくときに浴槽を入れていただくというのが条件で、古い住宅については入っていただいております。台所等については、基本的には全てついておりますので、浴槽についてはそういう形で対応をとらざるを得ないと思っております。

○大田委員

いや、浴室はあって浴槽がついていないという場合はわかるのです。浴室がない既設の住宅があるのではないですかとお聞きしているのです。

○大富建築住宅課長

古い住宅についてはそういうのも何軒かあるとは思っておりますが、それにつきましても、今入居者の方にそういう浴室については対応をとっていただいているということでございます。

○大田委員

それは資金的に余裕がある人だったらできるかも知れませんが、資金的余裕がない人が入られる場合が多分にあると思うのです。そういうときにはどう

されるのですか。公衆浴場は、昔はあったかもわからないが、今ごろ公衆浴場というのはほとんど光市では見かけません。

○大富建築住宅課長

浴室については個人もつくっておられますので、今浴室がない住宅はないものと考えております。

○大田委員

今、既設住宅に入っておられる方は全部浴室をつくっておられると、今そういう答弁だったです。空き家の既設住宅で浴室がないのは、100%ないと解釈してよろしいですか。そうなると、もしあったときに、入られる場合はどのようにされるのですかとお聞きしているのです。

○大富建築住宅課長

風呂がない住宅については、ありませんという条件の中で入っていただくという形で対応をとらせていただいております。

○大田委員

入るときの条件で、先に入居者にお知らせして入ってもらうということで、了解しました。

○大樂委員

それでは、336ページ、今同じ住戸の基準についてお尋ねします。住戸は今、光市におきましては $25\text{m}^2$ 以上ということになったと思うのですが、平均平方メートルがわかりましたらお願いします。平均面積です。

○大富建築住宅課長

全体の平均面積というのは出しておりませんが、部屋の大きさ、例えば3LDKであれば大体 $75\text{m}^2$ とか、3DKであれば $60\text{m}^2$ から $70\text{m}^2$ 、2DKであれば $50\text{m}^2$ から $60\text{m}^2$ という面積で整備をしております。

○大樂委員

わかりました。その6条の2のところですか。テレビとかの接続口がつけてあるとなっているのですが、これは1カ所でしょうか。

○大富建築住宅課長

基本的には、テレビについては居間とかを考えておりますので、部屋数によって変わっております。

○大樂委員

了解しました。

**【討 論】**：なし

**【採 決】**：全会一致「可決すべきもの」

#### ⑤議案第46号 光市土地開発公社定款の変更について

**【説 明】**：田村道路河川課長 ～ 別 紙

**【質 疑】**

○畠堀委員

この事業につきましては、公社の事業を一部除いて市のほうに譲渡するということで、それにまつわって土地等がいろいろと売却といたしますか、そういった手続が移ってくるわけですが、実際これまでもそういったものは担当した部署はあったと思いますが、これまで以上に公社で持っていた物件の処分といたしますか、売却を行うというものについてはどういう体制でそういった増えた業務を賄っていかうとされているのかについてお尋ねしたいと思います。

○田村道路河川課長

ただ今の御質問ですが、一旦普通財産としまして光市に譲渡を受けます。その後、体制につきましては検討をしてみたいと思います。

○畠堀委員

一般質問のときの行政改革の話の中においても市の資産については、不必要なものについては売却していくんだというようなお話がございましたが、こういった保有する土地等の売却に当たって今後どのような考え方でそういったものを進めていかうとされているのか、そういったものも今から検討されていかうとしているのか、その方向性について披瀝できる内容があればお伺いしたいと思います。

○田村道路河川課長

このたびの公社の土地に関しまして、公有用地は、事業の先行取得であり、位置や形状、用途等が特殊でありますことから、なかなか売却するのは難しいです。それ以外の完成土地につきましては、区画等も定まっておりますことから売却に努めてまいります。

○畠堀委員

御説明の中では、公有地につきましても市の買戻しの状況について今後見込めないということで、大きな事業の展開が今後難しいのではないかという見通しのもとに、こういうことが進められているわけですが、その辺のことを踏まえて、公用地についても引き続き今の状態でまだ持つておくというような考え方でよろしいのでしょうか。

○田村道路河川課長

そのとおりでございます。

例えば、川園線用地ですが、こちらは県道徳山光線になります。2ページです。こちらにつきましては、県事業でもございますし、これを売却しますと、事業ができないということになりますので、売却は難しいです。

○武居建設部次長

ただいまの御質問でございますが、道路河川課長から申しました2ページの公有用地、これが特定土地へ変わっているということでございますが、これはあくまで市のほうから先行して、公有目的であるから公社に買っていただいたという経緯がございます。

そういった経緯がございますので、今申し上げました川園線用地でありますとか、それは県道の拡幅部分に当たるとか、環境保全型自然公園ということで、潮音寺山と門蔵山とか、そういった目的のために購入をしている土地でございます。そういったこともございますし、あと、今後、島田の運動広場とか宮ノ尾太田線、道路整備の関係でもそういった事業ができるというのは、今の時点ではなかなか望めないのですが、そういったところで道路用地という形で利用するようになります。

そのほか、あと、完成土地、造成用地でございますが、これは、ひかりソフトパークを代表といたしますように、これは販売を目的にした土地でございますので、これはもちろん処分に努めてまいりますし、あと、虹ヶ丘の4丁目の宅地でありますとか新幸町の団地でありますとか、団地造成をしたところにつきましては、やはりこれは処分に努めてまいるというのが今の考えでございます。



す。

○畠堀委員

今、完成土地については売却していくという方向で御説明を受けました。公社の継続事業として、光虹ヶ丘西土地区画整備事業が進んでいるわけですが、こちらのほうもいずれ完成して売却という形になろうかと思いますが、そういった場合、公社の存続というものについて、これは公社、ここでお聞きしたほうがよいのかわからないのですが、所管部として、今の造成事業の終結に向けての業務の集約ということになるのかもしれませんが、どのようなお考えがあるのか、今披瀝できる内容があればお伺いしたいと思います。

○岡田建設部長

開発公社の存続でございますが、これにつきましては、光虹ヶ丘西土地区画整理事業、これが平成27年度完了予定で今事業を行っております。この事業完了後は、当然保留地処分、それをもって事業費に充てておりますから、それが確保された段階においては、全面廃止ということにはなろうかと思えます。

○笹井委員

資料の3ページ、これから進める事業と撤収する事業の考え方についてお聞きします。まず、資料3ページ上段は、虹ヶ丘西土地区画整理事業で、これはこれから続けるということですが、今回一応第三セク債で債務は、債務回収するために第三セク債を借りるということですが、虹ヶ丘西土地区画整理事業をこれから進めていくための新しい債務というのは発生しないのでしょうか。

○末兼用地技術担当課長

虹ヶ丘西土地区画整理事業についての債務についてお答えいたします。

公社では、市中の金融機関から借り入れを行っており、5億5,600万円の事業費についても借り入れを行なうもので、現在6,000万円強の借り入れをしているところでございます。これからまた事業が進むにつれ借り入れを行っていくこととなります。

○笹井委員

わかりました。虹ヶ丘西土地区画整理事業に関してはこれから借りるということで、また第三セク債では手当できない新しい債務が、この事業に関しては発生すると理解いたしました。

ここの虹ヶ丘西土地区画整備事業で、金額9,663万円は、ここの土地の取得

価格になるのですか。それとも、私が聞きたいのは、結局ここに何戸ほど家ができて、幾らで売り出せるのかというその見込みを聞きたいので、この9,600万円の説明と、それから、今後の面積というか、宅地数をお答えください。

○末兼用地技術担当課長

区画整理事業の宅地数、その前に、この事業の9,600万円は、23年度まで事業をした金額の合計でございます。

次に宅地数ですが、区画整理事業を行っておりますので、宅地数については、今、保留地ということで事業費に充て、販売する土地は、約6,000m<sup>2</sup>でございます。これにつきましては約30区画を売り出して、この事業に充てるものです。残りの土地につきましては皆さんに換地する土地ですので、個人さんの土地利用でどのような宅地にされるかというのはわかりませんので、それ以上は答えできません。

○笹井委員

わかりました。今のを私なりに要約しますと、虹ヶ丘西土地区画整理事業で公社が土地の取得にかかわったお金が9,663万円ということになるのですか。

○末兼用地技術担当課長

先ほど言いましたこの9,600万円につきましては事業費ということで、土地を購入したというものではございません。区画整理事業にかかる工事費についての金額でございます。

○笹井委員

わかりました。工事費ですね。それでは、事業をした後で30区画ほど売って、それは公社の収入になるということですね。わかりました。今後また債務がこの事業については発生して事業を進められるということで理解いたしました。

○大田委員

今、土地で、売れない土地、売れる土地と言われたのですが、売れない土地が金額にしていくらで、売れる土地がいくらですか。

今これ、2ページにあるのが売れない金額、そして3ページにあるのが売れる金額ですか。間違いはないですか。

○田村道路河川課長

それは、13ページにお示ししておりますとおり、25年3月末の簿価で申しますと特定土地で7億8,874万4,000円が売れない土地です。それから売れる土地完成土地ですが5億753万3,000円ということになります。

○大田委員

今、売れる土地が5億753万3,000円と言われたのですが、購入時の金額はどのぐらいになるのですか。

○田村道路河川課長

用地取得費だけで申しますと1億8,220万円です。

○大田委員

1億8,220万円を買ったのですね。

○田村道路河川課長

完成土地の用地取得費です。

○大田委員

売れる土地が時価評価の5億753万3,000円と言われた金額が、買われたときの価格は今言われた1億8,220万円ですか。

○田村道路河川課長

完成土地の用地取得費に関しましては、約1億8,220万円でございます。完成土地だけです。

○大田委員

それで売れるということは、それだけ第三セク債に回せるということですね。そういう理解でよろしいですか。

○田村道路河川課長

これは用地取得費だけですので、これに、例えば今まで払った利子や、工事費とかが入って簿価となります。第三セク債は、用地取得時に銀行から借り入れた額を償還するものです。

○大田委員

工事費なども含めて5億くらいになっているということでしょう。5億円で売れる。原価は1億8,000万円ということですね。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

**【討 論】**：なし

**【採 決】**：全会一致「可決すべきもの」

#### ⑥議案第1号 平成25年度光市一般会計予算（建設部所管分）

道路河川課所管分

**【説 明】**：田村道路河川課長 ～ 別 紙

**【質 疑】**

○笹井委員

それでは、道路の舗装についてお聞きします。最初の質問、171ページの下から5行目に市道舗装整備等工事ということで8,000万円計上されています。先ほどの説明で、これは舗装と側溝の整備と言われました。

173ページをめくっていただきますと、道路維持費の中にも、これも中段で道路施設補修工事2,350万円、これも維持工事ということで、舗装と理解したのですが、その辺どういった舗装がどのように、どの事業で対応するかというのを教えてください。

○田村道路河川課長

まず、171ページの市道舗装整備等工事につきましては、道路路線全体を舗装改修を行う舗装工事になりまして、維持補修につきましては部分的な補修を行う舗装になります。

○笹井委員

わかりました。そうすると、例えば自治会から、ここは悪いので直してくれというのは、173ページの対応になるかと思えます。

結構あちこちの自治会から、道路がめげたとか、悪いとか、そろそろ舗装をやり直してくれんかという要望は上がってくると思えますし、私も議員もその

一部分はかかわって一緒について行ったりもしているわけです。いろいろな自治会から上がってきた中で、実際に事業をされるのは優先順位があってやられていると思いますが、その辺の優先順位の考え方、どういうところからやるのか、あるいは、どのレベルだったらやって、どのレベルだったらまだやらないとか、その辺の考え方を教えてください。

○田村道路河川課長

緊急性、安全性等を現地で確認させていただきまして順次行っております。

○笹井委員

もう少しわかるように、例えば、このレベルならまだ大丈夫とか、これはすぐやらないといけないとかいうのが、私もよく市民から聞かれて答えにくいところなので、そこは私どもにわかるように、どういうものが緊急性があるのか、どういうものが安全性に問題があるのかというのを教えていただけますか。

○田村道路河川課長

口で申し上げるのは大変難しいですが、例えば、塗装が剥れているとか、剥れかけている場合、そういった所ですらつまづいてこけたりすることもございますので、早急に直す必要があります。簡易の補修の場合は、職員が出向いて補修をしております。口で申すのも難しいので、また現地を見ながら御説明をさせていただきます。

○笹井委員

なかなか難しいものだと思いますが、そうはいつでも私ども人と人である程度コミュニケーションをとりながら理解を深めていかなきゃいけないのかなと、だから、いろいろ上がってきた中で緊急性、安全性が高いものからやって、高くないものは後回しになる。もしくはやらない。その辺の仕分けというのは、課の中でされているという理解でよろしいですか。

○田村道路河川課長

さようでございます。

○笹井委員

わかりました。次の質問にまいります。175ページで下から2段目、機械器具借上料185万円計上されています。先ほどの説明ですと虹ヶ浜と室積海岸の河口部の切り開きと言われましたが、対象はその2カ所だけでしょうか。

砂がたまるのであれば、例えば、室積漁港の横の江の浦海岸もたまって、過去切り開きをされたりすることがあるのですが、そういうところでもこれはやはり砂がたまって、支障があればこの予算で対応していただけるものでしょうか。

○田村道路河川課長

さようでございます。

○笹井委員

わかりました。なかなか切り開いてもすぐ埋まって、また同じ問題が繰り返すというのは結構ありまして、これの事業の対応だけではなくて、いろいろまた考えていかなければいけないのかなと私どもも苦慮しているところでございます。

それでは、道路河川課ということで、河川の担当ということで、これ質問になっているかどうか聞きたいのですが、島田川、これ県管理河川ですが、これについてヨットとかカヤックとか、自由に通っていいのか。それとも何かしらの規制があるのか。その辺が市民からも質問があったりしているので聞きたいのですが、そういう規制というのはありますか。

○田村道路河川課長

規制は無いと認識しております。

○笹井委員

わかりました。では自由ということですね。

それから、あと、島田川で、これも県管理河川で事業のことを聞いても難しいかと思うのですが、一応、過去の災害とかで崩れたところとか、樹木が倒れて荒れているところ、そういうところは一応市から県に要望書が上がって、それで県事業として対応されるのでしょうか。それとも県管理河川だから市は関係ない。県が見て自分たちで箇所づけをするのでしょうか。

○田村道路河川課長

木々が倒れたりとか、そういったところにつきましては市から要望をさせていただき、県で確認していただいているという状況でございます。

○笹井委員

わかりました。終わります。

○大田委員

市長は当初予算の概要で、人と自然が共存するエコロジー生活創造プロジェクトの中で電気自動車の購入ということで73万円上げておられます。それで、土木では公用自動車購入で150万円上げておられます。これは電気自動車にしない理由というのはどういう理由でしょうか。

○田村道路河川課長

私どもの使用している公用自動車につきましては、現場に出て測量等も行い、資材等も積んで行きますことから、普通ライトバンを想定しております。したがってまして電気自動車ではなく、ガソリン車でございます。

○大田委員

軽のライトバンと思うのですが、これには資材を積めるはずですがどうか。

○森重副市長

公用車に電気自動車はどうかという委員からの御提言だと思いますが、それは購入します。

建設部が使う公用車について、どうして電気自動車を導入しないかということですが、公用車の用途については所管ごとで、いろいろな使い方があります。例えば建設部では、通常業務の他、災害時等緊急事態等々がありますし、電気自動車については御案内のとおり走行距離についてまだ一定の制約が出ております。また、電源の充電設備の問題もありますことから現時点で導入することは困難であります。

○大田委員

「電気自動車を一度に購入することは困難であります」と今言われたのですが、電気自動車を購入されるときには、充電施設も当然一緒に購入されるわけでしょう。

○森重副市長

そのとおりです。

○大田委員

そしたら電気自動車の購入に何ら支障はないでしょう。

○森重副市長

充電設備というのは、1車で1台必要になってきますから、当面今年度導入する予定の軽のワンボックスのそれ専用の充電設備を設ける予定であります。

○大田委員

わかりました。

6ページの債務負担行為、土地開発公社のことについて聞くのですが、確か27年度まで7億円の債務負担行為だったと記憶しているのですが、債務負担行為の7億円は終わったのですか。これ載ってないのですが、私の記憶違いだったら許してください。

○岡田建設部長

大変申しわけございません。改めて確認をして答弁させていただきます。

○大田委員

それはわかりました。

次に、171ページ、市道改良工事の待避所等設置工事で、今の御説明では大和地区と言われましたが、これは何カ所ぐらい設けるつもりですか。それと、その設置基準に対してはどのような基準を設けて設置されるのでしょうか。

○田村道路河川課長

来年度は2カ所予定しております。しかし地権者の方の御協力を得ないできませんことから、そちらが先になってくると思います。

設置基準につきましても大和地域の12路線を調査しておりまして、その中から選定しております。

○大田委員

そしたら、今のところ12路線を先に先行して住民の理解を得て、購入できたところから設置するということですね、そういう理解でよろしゅうございますか。

○田村道路河川課長

そうです。

○大田委員

それが終わったら順次また広げていく計画はありますか。



○田村道路河川課長

現在は計画を持っておりませんが、順次広げていくべきと考えております。

○大田委員

そしたら、今、12路線で1年に2カ所ということは6年かかるということですね。それよりも短縮される場合があるのですか。

○田村道路河川課長

先ほども申しましたように、地権者の方の御同意が得られないとなかなか進みませんので遅れる場合もございます。早くなるということは難しいと思われま

○大田委員

地権者の方が、極端な言い方をすれば、12路線あって、12カ所全部オーケーでいいですよと言われた場合は、そしたら短くなるわけでしょう。極端な言い方するとそうなるわけでしょう。

○田村道路河川課長

財政も厳しい折ですから、限られた予算の中で計画的に進めていくことになります。

○大田委員

だから1年に2件。了解しました。

## 都市政策課所管分

**【説明】**：吉本都市政策課長 ～別紙

## **【質疑】**

○畠堀委員

予算の項目の中身についてわからないところがありますので、教えていただきたらと思います。予算書の179ページにあります駐車場の委託料ということで893万6,000円計上されているわけですが、ただいま御説明がありました35ページの光駅北口、南口駐車場の整理料というもので今御紹介があった金額というのが、それぞれの駐車場の利用料金の収入と考えてよろしいでしょうか。

○吉本都市政策課長

仰せのとおりでございます。歳出のところは今、北口と南口で、地元の老人クラブ等に管理をお願いしておりますが、その委託料でございます。整理料というのが利用される方々の利用料に相当するものでございます。

○田中委員

179ページの光駅前駐車場等整備基本計画・基本設計委託料ということで500万円ありますが、これは2年間の事業ということですが、具体的にはどのような事業をされるのかももう一度お聞かせください。

○吉本都市政策課長

先日の一般質問でもほかの議員さんから御質問をいただいたところでございますが、本市の重要な交通結節点であるJR光駅の機能を強化、また、利便性を向上させようということで、駅前に駐車場、それから駐輪場を中心とした広場を整備することとしております。昨年秋に利用者を対象に利用実態・意向調査を実施し、現在それをもとに例えば機能配置、それから、機能の規模、利用動線等々を検討しております。今後それらをもとに25年度中に具体的な施設設計、いわゆる実施設計の前提となる平面図や横断図などを検討していこうとするものでございます。そのための委託料でございます。

○田中委員

駅前ということで市民の興味は高いと思いますし、駅前に駐車場は今、平で広い土地があるのですが、市民の皆様は駅前発展も含めて願いというのがすごくあるので、ぜひとも周知と、皆様の意見を聞きながら進めていただけたらと思います。

もう1点ですが、179ページで岩田駅周辺都市施設整備基本計画策定委託料とありますが、これとは違うのかもしれないのですが、市民懇話会ニュースを発行されていると思うのです。創刊号から次の号が出てないということを市民の方に言われまして、ぜひとも、これも市民の方にお知らせしながら一緒にやっていただけたらと思うのですが、そのあたりのお答えお願いいたします。

○吉本都市政策課長

今、準備を進めておりますので、できるだけ早くお配りしたいと思っております。

○田中委員

ありがとうございます。光駅前もぜひ市民にお知らせしながら進めていただければと思いますので、そちらもよろしく願いいたします。

○笹井委員

それでは、同じく光駅前、179ページお聞きします。前議会、2年前ぐらいですか、光駅前の整備計画を一応案ということで3パターンぐらい示されて報告された調査結果があったかと思いますが、今回のこの基本計画と基本設計の委託というのは、あの2年前に行ったものの流れを受けて、またさらに詳細を詰めるような形での調査になるのでしょうか。それとも、今回また新しくゼロから基本計画や基本設計を行うのでしょうか。

○吉本都市政策課長

仰せのように平成21年度に、光駅南口駐車場整備計画というのを作成しております。この計画は、南口のみを、しかも広場の一部だけを整備対象とした計画でございました。

その後、本市におきましては御存じのように、23年度に総合計画後期基本計画、そして、都市計画マスタープランというのを策定しまして、JR光駅については、先ほども少し御説明申し上げましたが、本市の重要な交通結節点として、駐車場、それから、駐輪場を中心とした駅前広場の整備が必要ということで、今回の計画は南口だけではなくて、北口も含めて、しかも広場全体を対象として計画をしているものでございます。

○笹井委員

わかりました。

それから、今説明で、平成24年に利用実態調査を行ったという説明がございました。それでお伺いするのですが、この光駅前の駐車場に関しては、今、有人のゲートとなっております。夜間は料金の回収する人がいないということで、一部の方がずっと何日も置かれて、それで夜出入りするというケースがあると聞いています。その辺の利用というのも把握されておられますか。

○吉本都市政策課長

なかなか1台1台を把握するというのは困難ですが、確かに今御指摘のように利用される方々から、整理料の徴収についてのそういう不公平感といった声は私どもも耳にしております。こういったことも踏まえて、今後きちんとした対応ができるような取り組みを進めていけたらと思っております。

○笹井委員

わかりました。そういう実態があるという認識はあるということでございますね。そういうところも今後新しく整備計画や基本設計をされるわけですから、そういった問題点の解消も含めた新しい計画の遂行されることを期待いたします。終わります。

○大田委員

179ページの岩田駅周辺都市施設整備基本計画策定委託料が500万円載っているのですが、今、懇話会やら設けているときにコンサルタントが来ておられるのですが、まだ2回しか開いていないのですが、その業者に対する委託料でしょうか。

○吉本都市政策課長

仰せのとおりでございます。

○大田委員

今年で2年目になるのですが、どのぐらい策定計画が進んでいるのですか。少し教えてください。

○吉本都市政策課長

これも一般質問で部長から答弁をさせていただいておりますが、現在、公共施設の再編・再配置、これについてはいろいろな課題もございますので、それに対応すべく公共施設を集約する方向で検討を進めていきたいと考えております。

一方、市街地整備については、何通りかの手法がございますので、専門的な見地からコンサル業者より知識、技術等も教えていただきながら、また、市民懇話会にそういった方法を御説明しながら理解を深めることに努力しているところでございます。

○大田委員

市民懇話会に、コンサルタントからの説明はよいのですが、この委員会に対して説明はあるのですか。

○吉本都市政策課長

仰せのように、そういう機会をぜひまたよろしくお願ひしたいと思います。

○大田委員

それはこの委員会ですか、具体的に教えてほしいのです。

○吉本都市政策課長

平成25年度中の策定を目標にしておりますので、そのスケジュールに沿って適切な時期に説明をさせていただいて、また議員の皆さん方からいろいろな御意見をいただきたいと思っております。ぜひよろしく願いいたします。

○大田委員

25年度中にまとめるという答弁でしたが、公共施設の再編・再配置で、溝呂井住宅なんかの移設、現地で建て替えをされるという計画があるのですが、溝呂井住宅なんかは5年以内にやるとうたってあったのですが、それも当然まとめてコンサルタントがやられるのだらうと思うのですが、その具体的な案というの25年度に出るのですか。それともその前に出るのですか。

○吉本都市政策課長

今回の2年で策定する計画は、主には先ほど申し上げましたが、公共施設の再編・再配置、当然その中には溝呂井住宅の建て替えにかかる考え方なり整備の方向性、こういったものはお示ししていくような形になろうかと思いますが、一方では市街地整備のこともあるのですが、この計画の中で、実際にどういったスケジュールで進んでいくかということもお示ししてまいりたいと考えております。

○大田委員

済みません。もう一遍お願いします。

○吉本都市政策課長

そういう取り組みの今後のスケジュールについては、今回の計画の中でしっかり検討をして、お示しをしてまいりたいと考えております。

○大田委員

それは、公共施設の建て替えと土地区画整理事業も一緒に含めて出ることですか。それとも公共施設等の建て替えだけが出るということですか。

○吉本都市政策課長

まずは、公共施設の再編・再配置、市営住宅の建て替えも含めて、これにつ

いての今後の取り組みスケジュールは、計画の中でお示しできようかと思いません。ただ、一方で市街地整備ということについては、御承知のように地元の皆さん、特に土地所有者の方々との合意形成ということと密接なかかわりがありますので、やはり相応の時間もかかるのではないかなと現時点では考えております。

○大田委員  
わかりました。

### 公園緑地課所管分

【説明】：末岡公園緑地課長 ～ 別紙

#### 【質疑】

○笹井委員

181ページ、公園緑地費にまいります。

まず、公園緑地費、上から10行目ぐらいに街路樹・緑地帯管理委託料というのがあります。これは街路樹の剪定とか緑地帯の管理になるかと思うのですが、管理をするところは年何回ぐらい実際に手を入れられるのでしょうか。

○末岡公園緑地課長

街路樹・緑地帯管理でございますが、剪定など年1回、低木の刈り込みといいますか、形を整えるものですが、これも年1回、あと草刈りを年2回行っております。

○笹井委員

わかりました。

あと街路樹の選定で、これはもしかしたら道路河川課に一部かかわってくるかもしれませんし、公園の植樹もあわせて聞きたいのですが、街路樹とか公園の木を植栽する場合に、どういう基準でどういう木を選ばれているのか。

特に市民の方から落ち葉が落ちるとか、鳥が来て実を落としたり、ふんをしたりして困るというような話も聞いているのですが、そういった街路樹の選定に当たっては、こういう理由でこういう木を選んでいるというようなものがありますでしょうか。

○田村道路河川課長

街路樹は主に、以前、アメニティタウン構想、快適環境都市づくりとものが

ございまして、車の排気ガスに強くまた、木の寿命、高さとか、そういったものを考慮して当時の風潮で選定して植えております。

○笹井委員

今は、例えばそういう新設とか公園設置はどういう木を植えられるのでしょうか。道路植樹にしても、あるいは公園の整備についてもどういう木を植えるのが今の事業なののでしょうか。

○田村道路河川課長

現在では美観や、道路環境の保全、それから、日陰の提供等を考慮しまして植樹しています。国道188号の電線地中化事業を行っております所は、現在植えておりません。街路樹の根が張ってきますと道路構造物に支障を来している状況もございます。そうしたことから樹木について最近では植樹しておりません。

○笹井委員

わかりました。では質問を変えます。181ページ、公園の管理委託料というのがありまして、草刈りだと思っておりますが、これ一般論としてお聞きしますが、草刈りのこの金額の積算方法、それから、その事業内容、年何回どういうように草を刈るのかと、さらにこの委託料をどういうように業者に発注するのかというのを一般論で結構ですからルールを教えてください。

○末岡公園緑地課長

まず、積算になりますが、各公園の面積が定まっております。草刈りの面積もわかっておりますので、草刈りが1回幾らという積算、また、剪定など行う樹木があれば、1本当たり幾らという積算をいたしまして設計書を作り、入札により業者に発注をしております。

○笹井委員

わかりました。確認ですが、公園の面積ではなくて、公園の中の草を刈る面積とか、あるいは木の本数で単価を掛けて決まっているということよろしいのですか。

○末岡公園緑地課長

そのとおりでございます。

○笹井委員

わかりました。それでは、高齢者福祉就労事業にまいります。先ほどの説明ですと、市内10カ所で75名の方が緑化に当たられているということでございます。まず、この市内10カ所というのは、これは固定なのか、それとも場所を必要性に応じて変えていくのか。そして、同じくこれも草刈りだと思うのですが、これも契約について同じようなルールがあるのか。そして、この事業の発注方法について教えてください。

○末岡公園緑地課長

高齢者福祉事業でございますが、場所については、10カ所というのは詰所等の関係上、固定でございます。作業範囲につきましては年々多少移動はございます。次に支出ですが、これは高齢者福祉対策の一環で、高齢者の皆さんの生きがい対策として行っているようでございますので、個人の方に報償費としてお支払いをしております。

○笹井委員

個人の方に報償費ということは、普通業務発注であれば入札とか随契とかあるわけですが、そうではなくて人が決まっていて、その方に払うということでしょうか。そして、その人というのはどういうように決まるのでしょうか。

○末岡公園緑地課長

この事業自体が福祉保健部が所管しておりますので、作業員の方をどのように雇い入れるとか、そういうことは福祉保健部で事務を行っておりますので、こちらではわかりかねます。

○笹井委員

ということは、この委員会ではそれ以上今の業務の中身とか人選について聞いても答えられないということでしょうか。そして、それは違う所管の委員会で聞かなければいけないということでしょうか、その辺わかれば教えてください。

○末岡公園緑地課長

こちら建設部といたしましてはお聞きしている範囲でしかお話をすることが難しいところでございます。



○笹井委員

わかりました。先ほど、目的は高齢者の生きがい対策ということですが、生きがい対策として、金額的には4,653万円出ているわけでございます。これ上段の公園の管理委託と考えると結構な金額が出ておりますし、生きがい対策という目的ではありますが、草刈りをやっていけば、その単価設定とか効率性、適正な箇所設定などは、私はきちんと精査された上で事業として遂行されるべきだと思っております。この辺の部分、ここで言っても実際の事業主体がこの課ではなくて、福祉部門ということでもありますので、私としても今後詳しく勉強をして追及していきたいと思っております。終わります。

○大樂委員

確認です。183ページ、誕生の森記念植樹というのがありますが、これ100名となっていると思うのですが、140万円ということになると、1人当たり1万4,000円、これは維持管理も含めての費用ですか。それとも植木だけですか。

○末岡公園緑地課長

誕生の森記念植樹委託料140万円でございますが、これは植樹をするまでの費用でございます、維持管理につきましては別途ということになります。

○大樂委員

それと符合するのは、35ページの参加料というのが1人1,800円になるのですかね。18万円ですから。これは100人が対象ですが、大体、今までの実績はどんな状態ですか。

○末岡公園緑地課長

昨年度は、24年の11月に行いました。このときが、参加が101名でございます。お子さんが101名ということでございます。このところ100名前後を推移しております。

○大樂委員

少子高齢化ということで、もう少し幅を膨らまして、予算、残るかわかりませんが、去年101名で100名というような現状維持ということになりますので、今後そういったことを勘案しながら予算どりをしたほうがよいのではないかと思います。この項は終わります。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

○萬谷委員

103ページの、児童遊園地維持管理委託料の中に、先ほど説明のありました、トイレの清掃というのがあります、181ページに公園トイレ等管理委託料76万円が上がっております。このトイレに関しまして、何カ所のトイレを委託しているのかお聞きします。

○末岡公園緑地課長

トイレの清掃委託でございますが、児童遊園地に関しましては今5カ所のトイレの清掃の委託を行っております。また、都市公園でございますが、35カ所の公園のトイレを委託しております。

○萬谷委員

181ページの公園トイレ等管理委託が35カ所ということによろしいでしょうか。

○末岡公園緑地課長

公園トイレ等管理委託は、35カ所でございます。

○萬谷委員

トイレに関しましては、これで年に1回か2回ぐらいの清掃という形になるのでしょうか。

○末岡公園緑地課長

児童遊園に関しましては月2回をお願いしております。都市公園に関しましては35カ所ですが、これは清掃をするトイレと、トイレトペーパーのみの補充も合わせて35カ所ということをお願いをしております。清掃につきましてはスポーツ少年団の関係者が行っている場合もあるし、地域自治会でやっていたところもございますので、すべて35カ所清掃も含めてということではございません。

○萬谷委員

わかりました。これ私ごとというか、地元ごとになってしまうのですが、虹ヶ丘に通称プリンヤマ公園というのがあるのですが、そのトイレが隅っこのほうにあって悪さをしようと思えばできるし、当然トイレなので目隠しとかが必要でしょうが、非常に「怖い怖い」と言われておりますので、御配慮をいただければと思っております。それと、103ページの児童遊園地遊具設置工事が

85万円あるのですが、ここはどこを予定しているか教えてください。

○末岡公園緑地課長

児童遊園地の遊具でございますが、市内8カ所で1基ずつの遊具の撤去を予定しております。伊保木でありますとか北町とか岩狩などもございまして、8カ所でございます。

1基のみの新設になりますが、これは新幸町でこの児童遊園地の遊具を、撤去して設置するという計画でおります。

○萬谷委員

それでは、撤去したところには新設はしないという理由をお聞かせ願いますか。

○末岡公園緑地課長

児童遊園地も都市公園も一緒ですが、遊具が多数設置してある公園もございします。6つとか5つある中の1つを撤去した場合は設置を見合わせております。2つか3つしかないところから1基を撤去するような公園につきましては、設置の方向で考えているところでございます。

あと、利用状況もあるところですが、お子さんが少ないから設置しないというわけではありませんが、多数の方が利用される公園は優先して設置を考えております。

## 建築住宅課所管分

【説 明】：大富建築住宅課長 ～ 別 紙

## 【質 疑】

○畠堀委員

予算書の185ページに記載されております住宅・建築物安全ストック形成事業についてお尋ねいたします。

これについては今年度、500万円の予算が計上されておりますが、先ほど24年度の実績について御説明があったかと思えます。実際に24年度の予算につきましては1,200万円の予算がついていたわけですが、これが約半減近くに少なくなっているということで、光市内のそういった補強が必要な物件といえますか、実績についてどのように評価されているのか。

それと、この1年間の推進によってこれだけ予算が減ったという背景についてお伺いしたいと思えます。

○大富建築住宅課長

まず、800万円の減額の理由でございますが、緊急輸送道路沿道耐震改修について、去年までは800万円計上いたしておりました。ところが件数も少ないということで、実績に応じて予算を計上してくるということで、今年度からこの耐震改修事業につきましては実施計画があるもののみを計上するという形になりましたので、800万円が減額になっております。

24年度の実績でございますが、無料耐震診断を行いました。その中で13件相談がありまして、6件耐震診断をしたところでございます。ただ、ほかの事業につきましては0件ということでございます。

○畠堀委員

光市内のこういった対象となる昭和56年5月以前の木造住宅建築物というのが今回対象として事業を進めたと思いますが、その中で、耐震診断をまだ行っていない物件だとか、行政の目から見て何らかの補修が必要だと判断せざるを得ないような物件についての把握は何かされておられるのでしょうか。

○大富建築住宅課長

まず、木造住宅につきましては、ある程度、56年以前の建物ということで、それも、その56年以降増築とかしてあれば対象にならないという形になりますので、単純に指導はできない部分はあるかと思えます。

それと、今の緊急輸送道路耐震改修につきましては、県のほうが把握しております。県のほうから耐震診断改修について指導がなされているというように聞いております。

○畠堀委員

了解いたしました。この事業についてはまだ今後とも長く継続していくという考え方でよろしいのでしょうか。

○大富建築住宅課長

この事業につきましては、国・県が実施しておりますので、それに対しましては国・県と協力をしながら実施をしていきたいと考えております。

○笹井委員

それでは、185ページ、市営住宅維持管理事業についてお聞きします。市営住宅維持管理事業の次にあります選考委員会委員報酬10人、11万3,000円というのがあります。この選考委員会委員というのはどういう人になっておって、大

体どのぐらいのペースで開かれているものなのでしょうか。

○大富建築住宅課長

市営住宅入居者選考委員会につきましては、民生委員、児童委員、母子寡婦連合会、在宅介護支援センター、建設部長、福祉保健部長、合わせて10名でございます。ペースにつきましては、去年は委員会を1回、それから、抽選会を2回実施いたしております。

○笹井委員

わかりました。終わります。

○田村道路河川課長

申しわけございません。先ほどの御質問に対しまして修正をさせていただきます。

大田委員さんから御質問がありました待避所でございますが、調査路線は12路線と申しましたが、28路線でございますので、修正させていただきます。

それから、予算書6ページ、債務負担行為におきまして、開発公社の債務負担行為が抜けているという御指摘がございましたが、これは債務保証を市が行っております借入金を、10億4,000万円で解消しますことから、25年度につきましては債務負担行為はございません。24年度は計上されております。

**【討 論】**：なし

**【採 決】**：全会一致「可決すべきもの」

以 上

平成 25 年 3 月 14 日 (木)

第 1 委員会室

10 : 00 ~ 16 : 48

## 5 環境部関係分 (10 : 00 ~ 14 : 16)

### (1) 付託事件審査

①議案第33号 光市墓園の設置、墓地の管理等に関する条例の一部を改正する条例

②議案第4号 平成25年度光市墓園特別会計予算  
(一括議題)

【説明】：松崎環境政策課長 ～ 別紙

### 【質疑】

○笹井委員

墓園特別会計について、お聞きします。

49ページです。欠陥補填収入ですか。歳出のほうでも繰上充用で上がっていますが、墓園特別会計は翌年度の予算から繰上充用するような形で運営をしてくております。今回の額を見ますとそれぞれの額は少なくなっていて、改善の方向にいつているようにも見えますが、単純に単年の事業収入と事業支出を見ると単年でも賄えてないのかなという気がします。

質問ですが、この歳入欠陥補填収入とか、繰上充用金が今後どういふようになっていくのか、もしくは、どういふように解消されていくのかという部分についてお考えをお聞かせください。

○松崎環境政策課長

今後の見通しですが、今、貸し出し区画がない状況が続いております。年間に約20件ぐらいの収入がないと、収支がとんとんにならないという試算をしておりますことから、なかなか難しい状況でございますので、これが区画の整備、造成をしないで、そのままずっと続くということであれば、なかなか改善は難しいかと思っております。

○笹井委員

墓園会計の場合は、とにかく新規貸し出しのときに、今変更の議案があつて永代使用料をとるといふことで、それで全墓園の管理を運営していくといふことで、今の説明で運営状況は困ったなといふのはわかるのですが、それであれば、新しい墓園をこれからまた開発するの、それとも今のままで、赤字では

あるが、手を広げずに粛々とやっていくのか、その辺は政策判断というのは求められると思うのですが、そこについてはどうのお考えでしょうか。

○松崎環境政策課長

先ほど申しましたが、今、慢性的な貸し出し不足が続いているという状況でございまして、なかなか民間でも、今から新規の造成等の予定も伺ってはおりません。こうしたことから、行政として、墓園の新規造成も考えていかなければならないのかな。新規造成というのは、新たに墓園をつくるというのでなしに、今あいている西部墓園の区画を少し広げるだとか、大和あじさい苑の区画の再整備といいますか、そういったところを踏まえてのことですが、そこら辺も考えていかなければならない。その時期、規模等について、今後改めて研究・検討をしてまいりたいと考えております。

○笹井委員

今後の検討課題ということはわかりました。これは、答えられれば、副市長さんあたりに答えていただきたいのですが、こういう特会に繰上充用があるというのは、形としては余りよろしい形ではないかと思えます。ある程度の段階で、ここはですね、一般歳出か何かして精算してきちんとした会計の姿に戻さなければいけないのではないかと思うのですが、それはすぐという話にもならないと思えますが、どうですか。この辺は先々ずっとこのまま繰上充用するような形でやっていくのか、それとも財政の規律を守るために、どこかで解消するというお考えがあるのかその辺をお聞かせください。

○亀井環境部長

全体的な経営状況を正確に公表するという事で、墓園は普通会計になりますので、決算統計上は一般会計と一緒に決算をして、実際の収支状況トータルでお示ししています。今お尋ねのあたりになりますと、やはり、一般会計、墓園会計、それぞれの経営状況でタイミングというのも、やはりあるかと思っておりますので、今、課長のほうから御説明申し上げました新規区画割の造成、そういったものと含めまして、中期的ににらみ合わせながらその時期を検討してまいりたいと現時点では考えております。よろしく願いをいたします。

○笹井委員

わかりました。

○土橋委員

確認のためにお聞きをするのでありますが、永代使用料と永代管理手数料は両方で上がるわけですね。両方がね。それで、いま一確認するのですが、永代使用料と管理手数料とは、何がどう違うのですか。

○松崎環境政策課長

永代使用料というのは、その区画自体を使用する使用料といいますか、貸出料でございます。管理手数料は墓園全体の管理、維持管理の費用と理解をしていただけたらと思います。

○土橋委員

維持管理とは、具体的にはどういうことですか。

○松崎環境政策課長

墓園の除草作業、剪定作業、そういったところでございます。

○土橋委員

上げなければならない理由というのは、何ですか。

○松崎環境政策課長

これは合併時までさかのぼるのですが、旧光市には西部墓園というのがありまして、大和町には大和あじさい苑という墓園がございました。それぞれ料金体系というのが違ってございまして、合併のときには料金を合わせなければならない。じゃあ、どっちに合わせるかということになるのですが、通常であれば、料金は安いほうに合わせよう、サービスは高いほうに合わせようというようなことが合併時に言われておりましたが、これを安いほうに合わせると、御承知のとおり、墓園会計というのは赤字でございます。歳入がどんどん、また減っていく可能性もございます。歳入が減るということは、それだけ市民サービスにも影響が出てくる。じゃあ、市民サービスは高いところに合わせようということと矛盾が出てくるということで、申しわけありませんが、高いところに合わせていただくということで、西部墓園のほうを平成28年度まで、3年ぐらいをローテーションとして金額を上げさせていただくということになった経緯がございますので、そこら辺で御理解をいただきたいと思っております。

○土橋委員

今、そういうように課長がおっしゃったので、私の勘違いでなければいいの



だかと思うのですが、公共料金の場合、当分の間、大和と光の料金が違っていても問題はないと私は認識していたのですが、今課長がおっしゃるのは少し考え方が違うので、それはどうでしたかね。確認のためにお聞きします。

○松崎環境政策課長

違っていても仕方がないという部分はあるのですが、この墓園に関しては、やはり、大和のあじさい苑は旧大和の人しか利用できないわけじゃない。旧光市の例えば、室積、浅江に住んでいらっしゃる方も利用できる。反対に西部墓園については大和の方も利用できるということで、双方で金額を合わさなければ、不公平感が出てくると判断をしております。そうしたことで、急に上げるのもかなりの額になりますから、それは順次年度をまたいで上げていこうということになったのではないかと考えております。

○土橋委員

それと、さっき、もう西部墓園のほうは満杯の状況だというような話を聞いたので、その辺のところでお聞きするのですが、あじさい苑のほうがかなりの広さを持っているわけですね。御承知のように、あそこは本来なら売れるのですが、ただ、一点だけ弱点があるのは、道路幅が狭いというのが一番の弱点なんです。そうすると、西部墓園のほうではなかなか大変だけでも、じゃあ、あじさい苑のほうは大丈夫だよというようなことも考えられると思うのですが、その辺の計画みたいなものもあるのでしょうかね。

○松崎環境政策課長

今おっしゃいますように、大和あじさい苑は、向かって右側の区画が約300ぐらい今造成をすれば、区画割をすれば、とれるような状況になっております。おっしゃるように、上がる道路がかなりの急勾配、それから狭いということで、車が上がれない。歩いて上がるのも非常にお年寄りがつらいというようなこともございます。今後、整備につきましては、西部墓園の整備、それからあじさい苑の整備、あわせて整備方針を今後決めていかなければならないと思っております。それがいつになるかというのはわかりませんが、近いうちには、そうしたものもお示しをしていかなければいけないと、私どもも十分思っておりますので御理解いただきたいと思っております。

○土橋委員

最後に、管理手数料ですか、管理手数料が上がったら、きのうまでと何か違うのですか。

○松崎環境政策課長

新たに貸し出す方に対して上げていこうということでございますので、上がったことによって、サービスがどう変わるかということとはございません。ただ、財政健全化計画ということで、赤字を少しでも解消していこうということでの増額ということになりますので、御理解をいただきたいと思えます。

### 【討 論】

○土橋委員

前回も言いましたが、やはり、一連のこの値上げ、これを見てもと財政健全化という名のもとに、どのような状況であろうとも、機械的に3年に一度は値上げをするんだというようなことについては、私は反対をいたします。

○笹井委員

賛成の立場から討論に参加いたします。

やはり、合併した後に、市内にそれぞれ同じ機能を持つ施設があつて、値段が同じ4平米でも違うというのは、これは問題があると思えますし、その辺、合併の事前の協議の段階や合併協定の段階で、やはり同じ市内のサービスは均衡なものにしていくという詰めは当然あったと思えます。それに向けての今回改定であると理解いたします。また、この墓園特別会計自体を見ましても現在、繰上充用があるという形で、会計的にはきれいな形にはなっておりませんが、それが今回の使用料改定、あるいは今後の運営によって、改善の方向には向かっているというように判断いたしますので、このたびの議案には賛成をいたします。

【採 決】：賛成多数「可決すべきもの」

③議案第42号 光市下水道条例の一部を改正する条例

④議案第 5号 平成25年度光市下水道事業特別会計予算  
(一括議題)

【説 明】：松本環境部次長 ～ 別 紙

### 【質 疑】

○大樂委員

それでは質問させていただきます。所管に行きますと、予定路線図が載って

いると思います。向こう何年間の予定の地図が見せてもらえると思うのですが、来年度、再来年度、今出しておられるのは何年分ですか。5年分ぐらいですか。地図が色塗りしてありますね。

○松本環境部次長兼下水道課長

予定として、今から先7年分を作成しております。

○大樂委員

なぜ、聞いたかといいますと、今までは確か5年分が計上してあったと思います。12月議会でしたか、当分工事が見込めないとか、7年とかいうのがありましたから、7年以降でないとそれが適用されませんから、7年という地図が必要だと思いますのでよろしく整備のほうをお願いします。

それと108ページの予算説明書ですね。中央住宅付近の工事が進んでおりますが、この道路の幅員は何mですか。

○松本環境部次長兼下水道課長

5m程度だったと記憶してます。

○大樂委員

わかりました。それでは、もう1件質問します。

今の終末処理場ですか、予算書の167ページの処理場の施設の運営について、資料説明がありましたか、その中に水質分析とか、いろいろされておりますが、終末処理場での放流水の今の状況なり教えてください。

○松本環境部次長兼下水道課長

持ち合わせた資料が少し古いのですが、分析項目ごとに申し上げますか。

○大樂委員

放流水のBODぐらいでよいです。BOD、CODと透視度とがわかれば、その程度でよいです。

○松本環境部次長兼下水道課長

CODにつきましては、基準が20mg/l以下でございますが、放流水につきましては、14mg/lでございます。BODにつきましては、20mg/l以下ということになっておりますが、7.7mg/lという数字でございます。

○大樂委員

非常によく処理されておりますが、現在高圧処理なんかされているのですか。それとも、そのまま今までのとおりの処理方法でやっておられるのですか。確認します。

○松本環境部次長兼下水道課長

処理につきましては、開設以来行っております標準活性汚泥法ということで処理をしております。ただ、県のほうに確認しますと、浄化センターの運転上の工夫、エアアの送り方等によって、窒素等については、高度の基準をクリアしているとは聞いております。

○大樂委員

クリアしているというのは、装置を別につけているわけではないんですよ。現在の活性汚泥法によって、処理されているということですよ。

○松本環境部次長兼下水道課長

詳しい内容はよくわかりませんが、エアアの送り方によって基準がクリアされていると聞いております。

○大樂委員

多分、エアアで調整されて、よい状況に持って行っておられると思います。ということで、高圧処理、別に装置をつけてないということは理解できましたのでこの質問は終わります。

○笹井委員

七、八点質問したいと思います。

予算説明資料の108ページ、室積の中央町の工事ですが、ここは確か、去年幹線を敷設したような覚えがあるのですがどうですか。一回掘って幹線を埋めたところにもう一回掘ってまた管を埋めるのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

ここの現場につきましては、今まで、室積の中継ポンプ場にするのに今深い管を先に推進工法で入れ、今度、宅地の汚水を取る面整備管を今から整備しようというところでございます。

○笹井委員

仕組みはわかりました。ただ、地域の方からすると去年掘って、また今年も掘るのかというような見方もされるかとも思うのですが、どうなのかそこら辺は深い本管と上の集める管というのは、一緒に施工というのは技術的には難しいのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

推進工法でいきますと、立坑等、深い位置に入っまいります。面整備管は浅いマンホールを設置します。一緒に整備をすると深い立坑にマンホールを作り、面整備管をそこにつなぎ込むという格好になります。やはり、方法としては、推進工法で深く入れといて、面整備管を入れるということになります。同時にやりますと、余計長い期間地元の方に御迷惑をかけるようになりますので、年度を分けて施工をしております。

○笹井委員

理屈はよくわかりましたが、ただ、これから工事に当たって、通行止めの周知などもされると思いますし、その辺の説明をまずされないと、近所の人は、去年下水道の管を埋設し、また埋めているとしか見えないと思いますし、その辺が難しいとは思いますが、御理解いただけるような周知をしていただければと思います。

次に、107ページに行きます。漁協の中に下水道管を埋めるということですが、何の施設につなぐ下水道管でしょうか。そして、その施設というのは、いつでもできるという予定が立っているのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

これは経済部で行っております漁協の立て替え移転に伴って、事務所やトイレ等の下水管を引っ張ろうということでございまして、事務所、支店の移転につきましては、来年度には引けると聞いておりますが具体的なその時期については、はっきりと申し上げることができません。

○笹井委員

どこからの要望に基づいて、この管は引くのですか。

○松本環境部次長兼下水道課長

当然、計画区域内でございまして、そういった施設ができますと、下水管を整備して処理するというので、施設の移転に伴う下水道処理ということで

ございます。

○笹井委員

別に環境部を責めるつもりもないのですが、経済部で漁協の移転について質問したときに、道路工事の補償金は払うが、いつ、どこで、何をつくるかは、市当局は関知しないというような経済部の答弁がありまして、それは移転補償の考え方からしてはそうなのですが、もう一方で、今何もないところに管が引かれるのを見ると、基本的に計画というのは進んでいるのかなということで、環境部が悪いというわけではないのですが、経済部が議会に説明するのと市役所の中で説明するのが何か違うのではないかなというような、少し疑問を持っています。そうはいつても、いずれ1年か、2年のうちにはきちんとできるのかなとは思いますがこの話はこの辺で終わります。

次にまいります。特会資料の71ページにまいります。繰上充用金が22億円あります。この下水道特会も単年度ではおさまらなくて、翌年から繰上て充用するその額も22億円という膨大な額でございます。私もよく勉強させていただきまして、下水道というのは、先に浄化処理センターの整備をし、本管を埋設し、そのあと小さい管を引いて集めてきて、そこから料金が発生するというものですから、最初に多額の設備投資が必要であるということは、理解はしておりますし、また、今回の予算書を見ますと、繰上充用は22億円、前年度24億5,000万円ですから、これは縮小傾向になっているというのは把握ができると思います。ただ、繰上充用、人によっては、次年度予算先食いという人もいるかと思いますが、これはいつごろ解消されるのでしょうか。先ほどの説明だと、大体債務の解消は平成30年か、31年に解消されるという話でしたが、この繰上充用も解消されるのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

下水道会計は累積赤字を抱えておりますので、前年度までの赤字額を次年度の予算に繰上充用を行っている状況でございますが、使用料の改定を認めていただきますと、平成30年度に累積赤字が解消されますので、この補填も平成30年度になると考えております。

○笹井委員

わかりました。次の質問にまいります。

予算書の69ページ上段の真ん中辺に、周南流域下水道維持管理費負担金というのがあります。これは4億円ほど浄化センターの分であって、維持費が2億3,000万円、資本費が1億8,000万円という説明がございました。この負担金の

金額の算出方法について、何に基づいてこの4億円というのが決まっているのかを教えてください。

○松本環境部次長兼下水道課長

これは県との協定によりまして、立米当たりの単価を決めております。

○笹井委員

立米当たりの単価が決まっているということになりますと、単価の改定があったら、この金額も上下するのでしょうか。それともしないのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

流域の維持管理費負担金につきましては、浄化センターを指定管理で行っておりますので、指定管理料、また流域浄化センター自体の機械器具の修繕料等、また、資本費の県への返済金等で成り立っております。ですから、そういった必要経費にかかる費用でございますので、維持管理費と資本費の関係で増減をしております。

○笹井委員

一応、わかりました。だから、最初に契約管理の負担の分があつて、その分は払うと。だから、単価というのは実質変わっても、ここの額は変わらないという理解でよろしいのですかね。それから現在の単価を教えてください。

○松本環境部次長兼下水道課長

23年度からは77円ということになっております。

○笹井委員

一応、その前の単価も、教えてください。

○松本環境部次長兼下水道課長

18年度から91円でございます。

○笹井委員

わかりました。単価は変わっているが、この維持管理負担金の総額は変わっていないという理解をいたしました。

この流域下水道浄化センターについては当たる部分がこの金額ということで、少しお聞きするのですが、浄化センターの設置主体と運営主体はどこになるの

でしょうか。そして、その運営経費であるこの金額は、そのままそこに行っているのでしょうか。それとも、どこかを迂回して行っているのでしょうか。さらに、この浄化センターの施設というのは、どこの所有になるのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

設置主体も管理運営も山口県でございます。負担金がそのまま維持管理費であり、施設自体も山口県の所有でございます。

○笹井委員

この4億2,948万円が、一回山口県にあって、それから浄化センターにあって、それで運営されている。そういう理解でよろしいのですかね。

○松本環境部次長兼下水道課長

はい、そういうことでございます。

○笹井委員

わかりました。この下水道の県・市の負担割合について、お聞きするのですが、過去何回か協定があって、変動していると聞いております。お尋ねですが、まず、この事業自体が昭和52年度に着手したということなので、少し段階を分けてお聞きしますが、昭和52年以前の県・市の負担割合について、そして昭和52年の事業に着手した後の県・市の負担割合、そして、ちょうど昭和61年に供用開始をされておりますので、その後の負担割合、そして、さらに、平成13年に管理協定変更を行ったと聞いております。その後の負担割合についてお答えください。

○松本環境部次長兼下水道課長

周南流域下水道事業に着手しまして、現在まで建設費に対する県と関係市町の負担割合は、国の補助金を除きまして、それぞれ2分の1の割合で負担をしてきております。

それから、流域下水道の維持管理費につきましては、昭和61年に供用開始しておりますが、関係市町が実績流量の割合に基づいて負担をしてきております。ただ、平成13年度の協定変更後に県の起債に係る元利償還金、いわゆる資本費を関係市町が建設負担割合により負担することになりましたので、通常維持管理費に加えて、資本費分の負担が増えております。



○笹井委員

この県・市の負担割合というのは、他県と比較するとどうなのでしょう。過去の委員会でも、山口県が他の都道府県の流域の下水道事業を行っているところにアンケート調査をして、さらに光市からも追加調査までしたと聞いております。一応、その結果とそれに対して、この光市の負担割合というのはどうなのかというのをお答えください。

○松本環境部次長兼下水道課長

山口県で、平成21年度末に全国の流域下水道を実施しております東京都を除いて、42都道府県を対象にアンケート調査をしております。大阪府を除いて、40都道府県のうち33県中31県が山口県と同様に関係市町が負担するという考え方であったという報告を受けております。

○笹井委員

33県のうち31県が本県と同様と。本県が別に特殊ではないと私なりに理解をいたしました。この費用負担について、建設省は県・市、どのような負担でやるべきという、そういう見解というのは建設省は出しているのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

この流域下水道の費用負担につきましては、県と関係市町の協議によることということで、明快な見解というのは、まだ示されておられません。

○笹井委員

下水道事業の費用負担というのは、これは関係自治体、当然市民も含めてですね、関係自治体と、それから下水道をつないで、下水道に流すというのは利用者であると思うのですが、私も勉強が足りないので教えていただきたいのですが、例えば、それ以外に、工業用水の利用企業とか、農業者とか、観光客から下水道事業負担金を徴収しているというそういう事例がよそにあるのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

下水道事業にかかわる費用につきましては、公費で負担すべきものと私費、すなわち受益者が負担すべきものとがございます。一般的に雨水は公費と言われております。また汚水は私費、利用者が負担するものとして取り扱われております。汚水に係る費用の中でも水洗便所の設置の促進に係る費用と公共性

の高い費用につきましては、公費で負担するべきであるとされております。しかしながら、汚水につきましては、基本的に私費ということで、工業用水の利用の企業とか、農業者、その他の方々から、下水道の事業の負担金を徴収している例はございません。

○笹井委員

わかりました。終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

昭和61年に流域下水を開始されてから、26、7年になるのですが、管の耐用年数はどのぐらいあるのですか。

○松本環境部次長兼下水道課長

下水道管の耐用年数ですが、管自体は大体50年と言われております。

○大田委員

50年だから、50年ぐらいは、管渠の漏れなどが無いから、修繕しなくてもいいよという感じで今おられるわけですか。

○松本環境部次長兼下水道課長

いろいろな条件、腐食の度合いでありますとか、荷重のかかりぐあいとかによっても、多少前後してくると思いますが、通常耐用年数は50年ということで我々としても考えております。

○大田委員

了解しました。

○大樂委員

それでは、要望ということはないのですが、記入の仕方についてお願いしたいと思います。

先ほど工事区間に図面が出ておりましたが、平面図なので、先ほど、開削工法と推進工法で、地域の説明というのがいろいろあると思うので1枚でよいので、開削の場合は何mぐらい、推進の場合、例えば深さ何mということがわかれば地元説明もよくできると思います。推進工法でしたら立坑だけ上げて、あ

と下水道管を差し込んで入れますから全部掘りませんからね。そういったことをぜひ1枚でもよいので入れといてください。

○松本環境部次長兼下水道課長

それでは来年度から、推進工法の上に開削工法をする場合は、断面図を載せさせていただきます。

○大樂委員

よろしく申し上げます。終わります。

○西村委員

それでは、下水道料金の値上げについて、若干質疑をさせていただきます。まず、この手元資料を見る前に、今回の下水道料金の改定について、平成18年の下水道料金改定の資料を参考にしながら、少し確認をさせていただきたいと思います。

資料改定の考え方について、光市独自の経営に基づく料金改定を始めて、平成18年から行っているということでございます。財政健全化計画の趣旨を踏まえて、料金改定の期間を3年ごとということでございますが、今回の改定は、それに基づいたものであると考えてよろしいですか。

○松本環境部次長兼下水道課長

下水道事業の財政健全化計画に基づいて、18年度に定めましたものを21年度及び24年度についてはという明記がございますので、それにのっとった改定でございます。

○西村委員

そうですね、具体的にはということで、21年度並びに24年度は改定率は約3%を計画していると明記もされてございます。

それで、質問が後先になってわかりにくいかもしれませんが、24年度以降は、そうするとどうなるのかと。3年ごとの改定という設定が生きていて、次、28年になりますかね。それはどのような考え方になるか教えてください。

○松本環境部次長兼下水道課長

18年度の財政健全化計画に基づきまして、使用料等をアップさせていただきますと、目標でございます30年度には累積赤字が解消するということになっております。3年後につきましては、また、新たに使用料等について検討させて

いただきたいと考えております。

○西村委員

それは、新たに財政化健全計画にのっかってということですか。確か去年、24年度に財政化健全計画の方針が発表されたと思いますがそのあたりはいかがですか。

○松本環境部次長兼下水道課長

今後の見通しにつきましては、一般会計の繰入金とか、また、使用料収入の増減等々ございます。その辺かみ合わせながら、再度また検討してまいりたいと思っております。

○西村委員

財政当局の問題もございましょうが、その辺は責任者の方いかがですか。

○森重副市長

環境部次長のほうから御答弁をさせていただきましたとおり、今委員から御紹介があったとおり、平成18年に下水道事業の財政健全化計画を策定させていただきました。その中で、一定の計画の中で、平成30年を目標に累積赤字の解消を目指していくんだということで、市民の皆様方にも、その御負担をお願いさせていただくという計画を立てさせていただいて、3年に一度、今委員が仰せのとおり、3年に一度の改定をさせていただいているところでございます。計画はあくまでそれでございますが、やはり、我々といたしましても、市民の方々に少しでも御負担は少ないほうがいいとも思っておりますし、そのためには経費の節減もしなければなりません。また、工事についても、一定の工事料を確保しながら市民の皆様方の環境の確保はしていかなければならないと考えておりますので、目標は平成30年の赤字解消を目標に財政の適正な一般会計からの支援も考えていかなければならないというように考えております。

○西村委員

28年はどうなるのかというのが、私の質問だったのですが、計画を達成した後、改めて、きちんと計画を立て直すという理解でよろしいですね。いや、いいですよ。今そういうように理解をします。

それでは、料金の改定の考え方の中で、繰入金ですね。12億円の繰入金のことについて、中身を少し確認をさせていただきたいと思います。

18年当時の資料には少し難しいことが書いてございますが、この12億円の繰

入金のうち、いわゆる国からの総務省からの通達された一般会計の繰出金、いわゆる基準分ですね。これは、今回は幾らになりますか。

○松本環境部次長兼下水道課長

平成25年度では、約8億7,000万円です。

○西村委員

そうすると、12億円から8億7,000万円を引くと、残りの3億3,000万円分が光市からのルール分、いわゆる繰り出し基準外の光市ルール分の繰出金と考えてよろしいですね。

○松本環境部次長兼下水道課長

そのとおりでございます。

○西村委員

当時は、いろいろ経営の支援だとか、それから高度資本化対策としてというような取り分けもあったようですが、ここは細かいので飛ばすとして、ちなみに、この説明資料を拝見しますと、32年度までの収支予測が書かれています。改定あり、改定なしの一覧表を拝見しますと、25年度分までは最低限の12億円の繰り出し、それ以降は12億5,000万円の繰り出しとなっていますが、これはどのように理解したらよいか、当局の説明を求めます。

○松本環境部次長兼下水道課長

この繰出金でございますが、18年度に計画を定めまして、19年度からずっと12億5,000万円の繰り入れがありましたが、23年度、24年度、25年度が12億円ということでございます。12億5,000万円というのは、現在下水道課で総務省へ届けている繰出金でございますので、来年度以降も財政当局へ、担当課としては強く要望してまいりたいと考えております。

○西村委員

それでは、次の質問をいたします。

平成13年度の改定時、これは設定の条件として、18年には条件を変更されています。その中で建設改良事業、13年当時は22年度に建設改良事業を完了すると。18年の改定当時には、平成55年度に建設工事を完了するということが計画を立てられてございます。今回この設定について、条件の変更があったのか、どのようになったのか、御説明をお願いいたします。

○松本環境部次長兼下水道課長

改良事業費につきましては、18年度の改定時、そのまま移行させております。

○西村委員

それでは、次の質問をさせていただきたいと存じます。

そこには収支期間というのもございますので、18年当時の条件が改定されなければよいですね。

それでは、繰り入れの分も説明聞きましたし、流域下水道の管理負担金のことについてお尋ねをいたします。

先ほど先行委員からの質問もありましたが、今、平成23年から27年まで、一応協定が新たに結び変えられました。それに基づいて、4億数千万円あたりが維持管理費と資本費として出されているということになります。これが27年度に終わったという時点で、例えば、今、光市は立米単価が77円の処理単価に基づいて維持管理費を支払い、県を通じて2市になるのですか、今ね。5億円の資本費をお返ししているという計画になっていますが、これは27年が終了すると、一旦それは完了になるのか。以後も、いわゆる2市に借りているお金があるので、お金が借りているという考え方がよいのかどうかわかりませんが、それ以後、どのようなことになるのか、見直しをお尋ねしたいと思います。

○松本環境部次長兼下水道課長

言われますように、現在23年度から27年度まで2市に借りているというか、その支払いをしております。27年度で精算が終わりますので、それ以降は通常の資本費の支払いということになります。

○西村委員

そうすると、その金額というのは、この32年度までの収支予測表の中に表現がされてございますか。

○松本環境部次長兼下水道課長

流域への管理委託料ということになりますが、これは、一般管理費の中を含めたものでございますので、予定したもので書いております。

○西村委員

予定されたものというのは、一応減額というか、協定がないわけですから、どうなるかわかりませんが、でも一応27年度で他市に対する資本費の負担は終

わるという理解を今いたしましたので、そうすれば、一般管理費の中、いわゆる周南流域下水道に繰り出している資本費、1億7,000万円ぐらいですかね。それが減るという理解でよろしいですね。

○松本環境部次長兼下水道課長

そういう御理解で結構でございます。

○西村委員

それでは、いただきました資料について、もう少し説明を求めたいと思います。一応、この25年度値上げをした改定があるものとなないものの一覧表がありますが、この単年度についての形式収支見込みでしようが、一応黒字で出ております。25年度は形式的収支、改定のないものであれば、1億6,500万円、改定があるものであれば、1億7,600万円となっております。この単年度黒字が出ているというところの考え方でお伺いしたいのですが、単年度に黒字が出れば、料金の値上げは必要ないのではないかという考え方もないことはないと思います。ただし、私の理解としては、それ以上に実質収支の累積赤字が大きいのので、黒字分はそちらの解消に回しているという考え方でよろしいかどうか、お伺いをしたいと思います。

○松本環境部次長兼下水道課長

委員、言われるとおりでございます。

○西村委員

それでは、少し後先になりますが、下水道使用料改定、プラス3.3という表がありますが、県内順位のことについて、当局の説明資料は触れていらっしゃいます。今回の改定をすれば、光市がいわゆる20m<sup>3</sup>の使用料、これが3,255円になって、県内で一番高い下水道料金になるという説明をされていますが、この料金の順番のつけ方について、光市では、確か、下水道をつなぎ込んだ場合には、負担金がないということ、それから最終柵の設置についても無料で負担、いわゆる負担がないということの理解をしておりますが、そういうサービスの市民に対して料金的なサービス、これはかなりの金額になると思うのですが、している点について考慮された表なのかどうかをお伺いしたいと思います。

○松本環境部次長兼下水道課長

言われますように、旧光市では受益者負担金はとっておりません。取り付け管、また、宅内の第一公共柵までは光市負担ということになっています。これ

につきましては、柵、また取り付け管については、工事費のほうにかかってまいります。その辺含めたもので、使用料ということで計算はさせていただいておりますが、他市に比べますと、負担金とか、そういったことでいくと、使用料が高いのかなとも考えております。

○西村委員

説明は、なかなか他市とのシステムが違いますので、一遍に比較することはできないと思いますが、光市の場合には、いわゆる取りかかりのイニシャルコストが非常に安くついている。ぜひ、次回からは、他市ではどれだけ負担金があるのかということと比較の一覧表の中にも載せて、私どもの下水道料金がそんなに高いというイメージだけを植えつける資料というのは、いかがなものかなと思いますので、そのイニシャルコストについて、それから、合併したときには、大和町のほうには、そういう受益者負担金はあったと思いますが、光市はなかった。合併協議会でないほうを選択したということになりますので、そういうお金が全体の収支の中に、この長い期間、61年から供用開始をしているわけですから、どれだけの影響があったかということも、ぜひ、細かくお示しをしていただきたいということを要望いたします。

それで、今度は単純な質問になりますが、この平成25年度の値上げにより、いわゆる総額で影響額は幾らになると見込まれていますか。

○松本環境部次長兼下水道課長

1年通してでございますと、2,250万円程度。ただ、25年度につきましては、7月1日からとなりますので、1,600万円程度だろうと考えております。

○西村委員

承知しました。それでは、次のページの裏側の一覧表のほうに、戻りたいと思います。

新聞でも報道されましたが、平成26年、平成27年からは、消費税の値上げが予定されてございます。予定ですから、わかりませんが一応26年度は8%、27年度は10%ということで聞いております。この改定料金のありの一覧表に、その影響額が勘案された計算になっているかどうかお伺いしたいと思います。

○松本環境部次長兼下水道課長

一応、26年度、27年度に、それぞれ消費税が上がってくるということで、加算をさせていただいて表を作らせていただいております。



○西村委員

了解しました。影響額を見込んで計算が収支予測の中にあるということですね。それでは、この一覧表で拝見しますと、改定がない場合には、累積の赤字の解消は平成31年、改定がある場合は30年と、この1年の違いは、長いスパンで見れば1年しか違わないように見えるのですが、計画どおりの30年をどうしても達成しなければいけないこの理由が何かあるのかお尋ねをしたいと思います。

○松本環境部次長兼下水道課長

現在、光市の下水道事業については、地方債の発行等につきまして、国の許可が必要でございます。そのため、現在こういった財政健全化計画をつくって、目標年度を30年度に定めて健全化を図っておりますことから、30年度の累積赤字の解消というのが、先送りができないというか、ぜひ、解消したいということでございます。

○西村委員

その30年度の解消というのは、達成しなければいわゆる地方債を発行できないと考えてよろしいですか。

○松本環境部次長兼下水道課長

そのように指導を受けております。

○西村委員

説明はよくわかりました。それでは、事務方の説明はよくわかりましたが、最後に、執行責任者としていわゆる今回の値上げは、全体で25年度は1,600万円、3%の値上げですから、26年度も2,250万円。金額的には下水道会計からの金額からしたらそんな大きな金額ではない。何とか、どこからかお金を引っ張ってくれば、先に送ることもできる値上げかとも理解できますが、やはり、下水道会計の健全な状態を達成するために、30年度の累積赤字の解消を目標とするということでどうしても市民の方をお願いをしなければならないと説明で聞きましたが、当局責任者の意見をお考えをお伺いしたいと思います。

○市川市長

ただいま委員の質問に環境部次長が答えましたように、もし、30年で赤字が解消しないということになりますと、先ほど申しましたようにいわゆる借金が難しくなる。できないというこれは必ずどうしても避けたいという思いがあり

ます。先ほど委員から御指摘がありましたように、値上げしなくてもいいじゃないかというような単年度黒字は3年前からあるわけではありますが、私どもとしましては、どうしても市民の方々に御負担を願う。これをぜひお願いしたいと思っております。

○西村委員

よく理解できました。下水道事業は、健康で快適な生活の確保、それから公共用水域の水質の保全を図るためにどうしても不可欠な事業であると、いわゆるお金にはかえられないと理解をしております。このたびの値上げ、わずかな金額であります、市民の方には大変心苦しゅうございますが値上げの方向ということで理解をいたしました。ありがとうございます。質問を終わります。

○土橋委員

多くの質問を同僚委員がもう言われましたので、なるべく、かぶらないような形でお尋ねをしてみたいと思うのですが、昭和62年に一部供用開始がされたその時点で、お聞きするのですが、この下水道工事は何年に終わるという計画だったのか、それをまず最初にお聞きをしておきたいと思えます。

○松本環境部次長兼下水道課長

61年度の供用開始時点では、平成22年度であったと思えます。

○土橋委員

その供用開始区域は、区域の中で平成22年度には100%終わるというそういう計画だったのですか。もう一遍お聞きします。

○亀井環境部長

当初の計画では、認可区域内を平成22年度までとしておりました。18年の3月の先ほど来申し上げております下水道事業会計、財政計画をつくった時点で54年度に変更しております。これがすなわち現在の工事費2億4,500万円に変更されたことで、期間もそれだけ延長したということでございます。

○土橋委員

そうすると、平成22年度までにやりますよという区域というか、延長というか、これはもうクリアしていると考えてよいのですか。

○松本環境部次長兼下水道課長

供用開始計画区域内が22年度の完了予定でございましたので、それを54年まで延ばしたということは、まだ、やっておりますように、室積地区とかが未整備ということです。

○土橋委員

値上げの影響額は先ほど同僚委員聞かれましたので、物すごく単純な質問で申しわけないのですが、下松市の下水道料金が2,100円、光市が3,250円、単純に見ると3分の1ぐらい下松が安い。何でこんなに違いが出るのだろうか。同じくらいの人口でというような、極めて単純な質問ですが、何がどう違うのか教えてください。

○松本環境部次長兼下水道課長

言われますように、大体下松市と光市、人口も市街地面積もほぼ似通った規模でございます。ただ、違いとしましては、1点目として、下松市のほうが昭和28年に事業着手しております。光市が53年ということで、25年早く事業に着手しておりますことから、当時の建設自体にかかる費用も安価であったこと。また、それに伴い元利償還金なども少ないというのが1点ございます。

また、2点目として、光市は国道188号を軸に東西長い市街地でございます。それに比べまして、下松市は比較的市街地がまとまっているということで、管渠延長等も下松市のほうが短こうございます。また、まとまっているから、建設コストも安くついているということ。それから3点目として、使用料収入となります有収水量といいますが、使用量でございますが、下松市のほうがかなり多うございます。ということは、使用料が多く入ってきているということと、先ほどもございましたが、下松市は旧光市では受益者負担金を取っておりませんが、下松市のほうは、1m<sup>2</sup>当たり250円の受益者負担金を取ってきているということが使用料の差になってきているのではなかろうかと考えております。

○土橋委員

今の受益者負担金、私、うかつにも、大和は受益者負担金取っていると思ったのですが、今取ってないのですか。

○松本環境部次長兼下水道課長

大和につきましては、旧光市は都市計画税を取っておりますが、大和は都市計画税のかわりに、250円の受益者負担金を取っております。

○土橋委員

そうですね。そうすると、単純に考えると、大和のほうが分が悪いと。料金で言うならば分が悪いなと思いました。

それで、予算書を見てみると、12億円の繰り入れと使用料の7億幾ら、これから借金を払って、流域の負担金も払って、そして、その残りで工事をやろうというのが、この下水道会計の中身だと思ってもいいわけでしょう。どうです。

○松本環境部次長兼下水道課長

言われるとおりです。

○土橋委員

そうすると、さっきから出ているように、繰入金は30年以降も続けるとおっしゃいましたかね。

○松本環境部次長兼下水道課長

繰入金につきましては、先ほどもありましたが、25年度は12億円ということで、来年度からは12億5,000万円を課としては要求してまいりたいと思いますが、30年以降は、累積赤字が解消されますので、繰入金の額は減少してまいります。繰入金としては続いてまいります。

○土橋委員

何でそんなことを言うかという、実際には、平成22年度には終わってなければならなかった地域でさえも現実には終わっていない。今言ったように、12億円と7億円の関係で、引いていった残りを工事費に持っていくっていうことになってくると、まさに、あと二、三十年はかかってしまうよと、こういう論法になるので、30年の時点でゼロになったときの、それ以降もやはり2億円、3億円というような、そういう工事費でやっていこうとしているわけですか。

○松本環境部次長兼下水道課長

基本的には、18年度の財政健全化計画では、完成を平成54年度と定めておりますのは、通常、今事業をやっております合計で2億4,500万円という計算でございます。ですから、30年以降も今のペースで事業をやっていこうということでございます。

○土橋委員

わかりました。

○西村委員

済みません、質問忘れておりました。先だつての議会報告会で質問がありましたが、いろいろ、この周南流域下水道のことについての御質問でした。維持管理費に剰余金があるとか、会計の決算の点検とかのことだったと記憶しておりますが、今、下水道のほうは指定管理者にお任せをして、県のほうが業務をされているようですが、これは市のほうではもう人は出してないということの理解をしておりますので、私どもが周南流域下水道センターのほうに現状の様子を拝見したいのだがと申し出れば受け入れをしていただけるかどうかお伺いしておきたいと思ひます。

○松本環境部次長兼下水道課長

受け入れは可能だと思います。

○西村委員

承知しました。ぜひとも委員会でそのように委員長にも御要望して、現場の、いろいろセンターのことをお伺いしてみたいなど、私も随分長いこと行ってないものですから、様子が変わったように聞いておりますので了解しました。ありがとうございます。

## 【討 論】

○土橋委員

昭和60年ぐらいから平成の十二、三年ぐらいまでにかけて、大々的というか、下水道工事が進められてきたと。ここでは、それこそ経済対策であったり、何であったりというようないろいろな考え方もあろうと思うわけではありますが、現時点で考えてみますと、値上げみたいな問題が出ますと、計画性というのに、少し乏しかったのではなかろうかと、そういうふうに言わざるを得ないのかなと。同時に、平成13年の協定変更、これも値上げに拍車かけているのかなと。そう考えてみますと、しかも先ほども言いましたように、ただ3年ごとの、3年たったからというようなものも含めて値上げということについては、残念ながら賛成するわけにはいかないというのが私の討論であります。

○西村委員

それでは、議案に対して賛成の立場で討論に参加をいたします。

下水道整備事業は、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全などを図るために必要不可欠な基盤整備事業であります。水循環における重要な構成要素となっておりますし、先ほど執行部より詳細な説明がございました。今回の料金値上げ改定は3.3%と小幅なものでございます。何もかも値上げで、市民の皆様には本当に心苦しいところでございますが、下水道会計の財政健全化を一刻も早く達成する観点からやむを得ないと判断をいたしました。よって、議案に賛成をいたしたいと存じます。

**【採 決】**：賛成多数「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### ⑤議案第49号 第2次光市環境基本計画の策定について

**【説 明】**：松崎環境政策課長 ～ 別 紙

#### **【質 疑】**

○笹井委員

それでは、お尋ねいたします。

今回の環境基本計画は、前議会でまず素案が出てきて、一応私どもとしても、それをよく見させていただいた上で、今回出てきとるわけですが、今、追加部分の説明が課長さんのほうからありました。追加部分というのは担当課が加わっただけでしょうか。例えば、今、43ページ、44ページの説明がありました。44ページでメガソーラーの発電所、環境政策課と商工観光課が加わったというのありましたが、ほかのページもそれにあわせて記述が新しく追加になっているのか、それとも担当課だけの追加なのかその変更を教えてください。

○松崎環境政策課長

この表の例えば44ページでありますと、具体的な施策事業の展開例という表の中のメガソーラー発電所の進出促進、それから商工観光課、環境政策課が加わったというだけのものでございます。文章的には変更はございません。

○笹井委員

理解いたしました。終わります。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

#### ⑥議案第1号 平成25年度光市一般会計予算（環境部所管分）

【説 明】：松崎環境政策課長、岡本環境事業課長、大成深山浄苑長、松本環境部次長 ～別紙

#### 【質 疑】

○畠堀委員

光市の当初予算案の概要という資料の中の19ページに記載されておりました、今年度の新しい事業の取り組みとして掲げられております自然エネルギーの活用に関する調査・研究事業というのが上げられておりますが、これは予算書の中では、どこに予算配分されているのか額は小さいのですが教えていただけたらと思います。

○松崎環境政策課長

予算書で言いますと、113ページの中ほど、環境衛生総務事務費の中の高速道路使用料2万5,000円、この中に入っております。

○畠堀委員

高速道路費というのは、よくわからないところもあるのですが、この事業は新規の事業でありまして、自然エネルギーの活用については、世間的にもかなり注目を集めていると思います。その中で先進的な取り組みを施行した事業だという説明を受けておりますが、今年度の取り組み予定と今後の目指すべき方向性について御説明いただけたらと思います。

○松崎環境政策課長

この事業につきましては、現在進めております太陽光発電システムの設置補助ですが、自然エネルギーの活用ということで、市民の皆さんにも設置をしていただいて、地球への環境の負荷を軽減していこうという目的でやっているのですが、これ以外にも、何かしら光市の地域特性を生かした自然エネルギーの活用というのができるのではなかろうかということは今考えておりまして、例えば、風力であるとか、これは例えばの話ですが、ほかにもですね、太陽光以

外にも何かあるのではないか、太陽光を活用するのも、ただ、補助をするだけではなしに、ほかにも何か普及方法があるのではなかろうか。例えば、メガソーラーだとか、話題になっておりますが、そういったものの誘致だとかも、ひっくるめて、自然エネルギーを光市内で伸ばしていくのか、普及させていくのかということ、今から調査・研究をしてまいる事業でございます。ですから、すぐに結論が出るとは思っておりません。何年かかけて、将来的にそういった新しい活用方法が見出させればということでございます。それで新年度につきましては、とりあえず、今、私どもとつながりがあります北九州市立大学の教授がいらっしゃるのですが、そちらのほうにもお話を聞いて、日本の新しいエネルギーの動向あたりも調査してみたいし、あるいは、その先生から紹介を受けまして、例えば、違う大学の教授にこういう方がいらっしゃいますから、そちらのほうに話をしてみたらどうですかというような紹介を受けて、いろいろなお話を聞きながら、どんどん、つながりを広げながら、新たな施策はできないかなというのを探してまいる事業でございます。

#### ○畠堀委員

今からの事業ということで、我々の例えば環境もそうですし、技術的にもどんどん進歩していきますので、研究するにしても、ある程度の目安をもって、結果を出していくということも必要ではないかと思っておりますので、しっかり新しい取り組みとして研究いただきまして、新しい方向性について、早く打ち出していただけたらと思っておりますので、よろしく願いをしておきたいと思っております。

それから、次に、予算書の127ページにございます不燃物、可燃物ごみ等収集事業につきましては、臨時収集職員などによって、自前によるものと、ごみ収集委託というものがそれぞれ予算化されておりますが、このあたりの業務のすみ分けについては、どのような考え方ですみ分けされているのかお尋ねしたいと思っております。

#### ○岡本環境事業課長

臨時収集員の賃金でございますか。

#### ○畠堀委員

賃金ではなくて、臨時収集職員というものと収集に対する委託と、2つの収集に関する項目が掲げられておりますので、その辺の収集に当たっての臨時職員、自前でやる分と委託をお願いしてる分の業務のすみ分け、どういうものを委託に出して、どういうものを自前で処理されているのかということについてお願いします。



○岡本環境事業課長

失礼しました。今、光地域可燃ごみ直営分は、パッカー車3台で行っております。委託につきましては、4台で行っております。それから光地域の不燃ごみは全て委託でございます。そして、大和地域につきましても、全て委託で行っております。

○畠堀委員

不燃物と大和の収集については委託でやっている。可燃物については、委託と自前の併存でやっているということで理解しました。

続きまして、予算書の127ページでございますリサイクル推進事業補助金ですが、これは先ほど回収単価が少し下がったという説明をいただいたのですが、あわせて、生ごみのリサイクル促進事業についても、昨年と比べて、若干減額になっているのですが、そのあたり、両リサイクル事業の減額について、先ほどの御説明が全てなのか、ほかにも何か要因があるのか、リサイクル事業そのものとして、取り組みの経緯として、全体的にかなり成熟してきているのか、そのあたりのリサイクル事業の動向についても、あわせて御説明いただけたらと思います。

○岡本環境事業課長

リサイクル推進事業補助金、今年度は事業所へ向けた奨励金の単価を減少したわけでありまして。その資源回収につきましては、登録団体が141団体、そのうち実際活動されているのが105団体ということで行っております。このたびは事務事業の改善に伴った奨励金の単価の見直しということで行っております。生ごみの減量に向けても、今、ダンボールコンポストとか、堆肥化について普及啓発に努めているところでございます。

○畠堀委員

両事業の予算額を減少、両方とも傾向にあるということで、リサイクルの取り組みそのものが市民の皆さんに定着してきて、増えていく方向にあるのかなとは思ったのですが、下がっているということについて、リサイクルが市民の皆さんの活動の中で、どのように取り組まれているのか。リサイクル事業そのものの動向は、どのような状況になっているのでしょうか。

○岡本環境事業課長

リサイクル推進事業につきましては、22年度全体で794トンの回収がありまして、23年度が836トンで増えております。それから、24年の12月末現在で680

トンの実績でございます。若干量については増えてきている状況でございます。

○亀井環境部長

若干、私のほうから補足をさせていただきたいと思います。

資源回収のほうは業者単価を下げただけで、今課長が申しあげましたように、実際やっておられる団体数や資源量は堅調な状態だと考えております。生ごみリサイクルのほうは、確かに予算書上は減額になっておりますが、これは予算要求の議論をしていく中で、「里の厨」の商品券でありますとか、電動生ごみ処理機、これの普及の状況とか、そういった市民の皆様の御利用の実態を詳しく精査した上で、そういった経費の削減に努めたということでございます。実態としては、大体浸透が進んできているものについては、ほかのところにシフトをして、さらに進めるというような考えでやっておりますので、予算書上、その1つの項目では減っておりますが、そういった推進に当たっては、着実に効果が出るような取り組みをしているところでございますので、御理解いただけたらと思います。

○畠堀委員

リサイクルについては、使う、出すのを減らすというのがありますが、出たものをうまくリサイクルしていくという考え方が大事ではないかと思っておりますので、そういった観点からの啓発もぜひお願いしたいと思っております。

もう1点、129ページの適正処理推進事業の魚アラ処理事業補助金ということで、これ恋路で処理できないものを処理するという御説明がありましたが、具体的にどのようなものが恋路で処理できないもので、こちらで処理をお願いしているものなのか教えていただけたらと思います。

○岡本環境事業課長

この魚のアラは多量に排出されるわけございまして、塩分を多く含み、強い臭気と不燃性のために恋路クリーンセンターでは焼却できません。また、近隣にそういう施設もないということで、今、下関の山陽ハイミールというところに搬入しております。これは山口県の漁業協同組合光支店が光鮮魚小売商組合加盟店とか、光鮮魚仲買組合加盟店が排出されたアラを1箇所にとめて、下関の山陽ハイミールという専門業者に搬入して、飼料化とか、肥料化のリサイクル処理をしているものでございます。

○畠堀委員

理解しました。

○田中委員

1点だけ質問いたします。129ページのまちかど環境美化推進委託料についてですが、先ほど説明の中で、山とか、海にあるパーキングエリアの不法投棄などの回収を行っているということだったのですが、大体それが何箇所ぐらい場所としてはあるものか、またどれぐらいの量を回収されているのか教えていただければと思います。

○岡本環境事業課長

まちかど環境美化につきましては、島田川周辺とか、光井川周辺、あるいは室積、虹ヶ浜両海岸、それから幹線道路沿いのパーキングエリアを作業員6名が週2回実施しております。

また、平成18年度からは大和地域の農道、それから石城山周辺も実施しております。年間、23年度で言いますと、可燃ごみ、ペットボトルとか、廃プラスチック、瓶、缶、その他合計しますと、5,596袋の回収がございました。そのほかテレビや消火器等の回収もございます。

○田中委員

ありがとうございます。これから協働の町を進める中で、これがどうか、地域の人たちとか、自治会と一緒にできなかったらなという思いがあったのですが、量をお聞きして、厳しいかなという思いがしました。ありがとうございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○笹井委員

それでは、121ページ環境衛生費からまいります。

121ページ、環境衛生費の中段、薬剤散布委託料があります。先ほどの説明で、道路側溝の薬剤散布ということはお聞きしましたが、これの発注方法は随契約でしょうか。入札でしょうか。随契約の場合は、その理由を教えてください。

○岡本環境事業課長

薬剤散布委託料につきましては、消毒の機械の取り扱いとか、業務の対象地域に精通しているために随契でワーカーズコープ山口さんに委託しております。

○笹井委員

わかりました。次に、127ページにまいりまして、上から3行目、ごみ分別下敷作製委託料です。これはずっと何年も計上されてやっているのですか。それとも何年かで終わるものでしょうか。

○岡本環境事業課長

これは環境学習で、小学4年生を対象に行っておりますが、そのときに下敷きを配っております。今後も続けていく予定ではあります。

○笹井委員

わかりました。次に、その六、七行下、海岸清掃等委託料1,016万円です。これは委託、随契でしょうか、入札でしょうか。随契の場合、その理由を教えてください。

○岡本環境事業課長

海岸清掃につきましても、随契で現在はやっております。

この本事業は平成4年の7月からビーチクリーナーによる清掃事業を実施しております。光市の一般廃棄物収集運搬許可業者でありますサンケンクリーン工業さんに委託しております。当初から作業を受託して、清掃場所や機械の操作に精通しております。また、作業員単価及び諸経費が通常積算に対し、安価であるということと、また、市が貸与している海岸清掃に使用するビーチクリーナー及びゴムクローラーキャリーの虹ヶ浜、室積間を回送する運搬車輛を保有しているということで、随契という形で委託しております。

○笹井委員

ビーチクリーナーというのは、当初は何か難しい形をしたトラックというか、キャタピラーがついたような機械だったと思うのですが、現在はどうなっていますか。特殊な機械ですか、それとも普通のバックホーでやっておられるのでしょうか。

○岡本環境事業課長

今のビーチクリーナーは、油圧式のショベルの汎用機械で、何でも挟めるように対応できる機械となっております。

○笹井委員

わかりました。では次に同じく127ページの不燃物・可燃物ごみ等収集事業をお聞きします。

ごみステーションから住民の方が出されたごみを持ち去られることを防止する条例というのはつくっておったかと思いますが、なかなか罰則がなく、有効性がないのではないかというような意見も出てきております。実際、持ち去られるという事件が今起きているのか。そして、それに対して市として何ができるのかということについてお尋ねしたいと思います。

○岡本環境事業課長

まず、光市のこの条例でございますが紹介しますと、光市の廃棄物の減量、適正処理等に関する条例第7条2項にあります。所定の場所に排出された資源物の所有権は市に帰属する。この場合において、市または市長が指定する者以外のものは当該資源物を収集し、また運搬してはならないとなっております。これは今市内の不燃物置き場から、トラックによる資源物の持ち去りが発生しているとの情報がありまして、昨年12月と年明けの1月に早朝と夕方にかけて、ごみステーションのパトロールを実施しまして、抜き取りの実態を調査いたしました。また、警察と協議・検討しまして、その結果、まず、ごみステーションへ持ち去りが禁止されていることの周知をすることが必要であるとの指摘を受けまして、持ち去りの禁止看板を作成いたしました。この2月に開催しました市内10地区のごみ減量等推進会議で持ち去り禁止看板を各自治会のごみステーションに掲示していただくようお願いと不審車両を発見したときの通報方法等を記載したチラシを配付して周知を図ったところでございます。現状の条例では、罰則規定がないということから、犯人をつかまえても、事情聴取後に指導して釈放するということとなります。警察によると、こういったごみが置き場に出ていて、その中のどの資源物を持ち去ったかが特定できない状態では、窃盗罪での立件は難しいということでございます。警察等の指導である程度の抑制はできるのではないかと考えております。今後、持ち去りが減少しないときは、他市では条例に罰則規定を設けている自治体もあることから、罰則規定を設けることのメリットやデメリットを精査して、慎重に検討していきたいと考えております。

○笹井委員

罰則規定がないということですが、罰則規定を設けてもやはり実際適用は難しい部分だと思いますし、持ち去りに対しての十分な対応はとられているというように理解いたしました。

次、まいります。先ほど先行委員も聞きましたが、ごみの収集処理委託について、パッカー車で、直営の分は直にやっとするから、別に発注にはならないと思うのですが、委託の部分について、これが入札が何台で、随契が何台なのか、可燃物、不燃物、大和、それぞれ教えてください。

○岡本環境事業課長

可燃ごみにつきましては、4台委託しておりますが、入札は2台でございます。そして随意契約が2台、そして大和地区の収集業務でございますが、随契が2社ということでございます。

それから、不燃ごみ、旧光地域の不燃ごみにつきましては、全て随契で行っております。

○笹井委員

可燃ごみについて入札と随契がありますが、それぞれ金額の決め方が違うので変わってきているかと思えます。やる内容は一緒だと思います。その辺の金額に差があることについて、今後入札は入札結果ですから、これはその金額はきちんとしたものだと思うのですが、随契との金額に差がある場合、やはり、随契の金額も見直していかなければいけないのではないかと思うのですが、その辺の取り組みというのは今後ありますでしょうか。

○岡本環境事業課長

このあたりの契約方法につきましては、入札監理課と協議しながら今後どうするかというのは、今、検討しているところでございます。

○笹井委員

この辺は入札業者とか、金額については、また決算で詳しく聞いて、その上でそちらの検討状況もさらに聞いていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

最後です。129ページにまいります。先ほど先行委員も聞きましたが、ましかど環境美化推進委託料です。これも入札なのか、随契なのか、随契の場合は理由について教えてください。

○岡本環境事業課長

まちかど環境美化の委託につきましては、随契でシルバー人材センターに委託しております。これはシルバー人材センターということで、地方自治法施行令の167条の2の第3項に当てはまります。高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に関する規定ということで、シルバー人材センターに委託しております。

○笹井委員

今、お聞きするとやはり随契が多くて、それぞれ理由がついているとは思いますが、その理由が現在の社会情勢、あるいは自治体としての契約として、過去のままでよいのかどうかというのは、私としては、幾つか疑問に思っているところもあります。また、決算などでも聞きまして、今後の業務発注のあり方について、幅広くいろいろな方が参加できる機会を持つべきだという考えを持っておりますので、引き続き質問をしていきたいと思っております。終わります。

**【討 論】**：なし

**【採 決】**：全会一致「可決すべきもの」

以 上

**6 経済部関係分**（14：20～16：48）

（1）付託事件審査

- ①議案第34号 光市周防多目的集会所条例の一部を改正する条例
  - ②議案第35号 光市農村婦人の家条例の一部を改正する条例
  - ③議案第36号 光市農産物加工センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- （一括議題）

**【説 明】**：田中経済部次長 ～ 別 紙

**【質 疑】**

○萬谷委員

この料金の改定によりまして、収益にどのような変化があるのか御説明いただければと思います。

○田中経済部次長兼農業耕地課長

使用料を前回23年度、28万1,000円としていましたが、予定では、29万円となる予定です。

○萬谷委員

了解でございます。

○田中委員

済みません。一つお聞きしたいのですが、例えば、周防多目的集会所の使用料で言うと、研修室、和室、実習室とありますが、調理実習室、加工実習室、農産加工実習室とかだと、光熱費が別途ほかの部屋に比べてかかると思うのですが、その辺の費用については、この使用料以外の部分で何か徴収しているというものがございませうか。

○田中経済部次長兼農業耕地課長

この使用料で全て賄っております。

○田中委員

わかりました。そしたら、加工実習室とその健康管理室とか、多目的研修室で、実際どちらの使用料が多いか、教えていただけますか。

○田中経済部次長兼農業耕地課長

周防多目的集会所では、実習室以外の使用のほうが多いです。

○田中委員

わかりました。

○土橋委員

先ほどの影響額のところで、28万円という話があったのですが、今回の値上げによって、幾らの影響があるのかというので、28万円ですか。

○田中経済部次長兼農業耕地課長

23年度の収入が28万1,000円でございますが、今回25年度の使用料予定は29万円となっております。



○土橋委員

そうすると、影響額は9,000円という勘定ですね。それと、多目的集会所、あるいは農村婦人の家、農産物加工センターというのがありますが、大体1年間にどのぐらいの利用者がいるのか。集計は出ていますか。

○田中経済部次長兼農業耕地課長

農村婦人の家では、264件で17万8,560円、周防多目的集会所では248件で11万5,200円、加工センターは148件で4万6,200円となっております。23年度決算でございます。

○土橋委員

これは個人が多いのですか、それとも団体が多いのですか。

○田中経済部次長兼農業耕地課長

ほとんど団体です。

○土橋委員

248件ということになってくると、2日に一遍ぐらいは使っているという勘定になるが、そういうことでよいのですか。

○田中経済部次長兼農業耕地課長

目的外利用の方が結構いらっしゃいますので、そういうことで結構です。

## 【討 論】

○土橋委員

私は他の市町村を見てみるのに、もちろん光もそうですが、例えば、子供の政策で非常に優れたところだとか、あるいは医療だとか、一般質問のときにもありましたが、空き家対策だとか、住宅対策、若者定住など、みんなそれぞれの市町村のところで頑張っておられる。もちろん光も頑張っているのですが何か、そういうようなものの中で、文化運動だとか、スポーツ活動だとかというようなものに、ただ単に3年に一遍、とにかく値上げをせんといけんからというような、そんなのが私は残念でならないということで今回もこの案件については反対をいたします。

○萬谷委員

それでは議案34号、35号、36号について、賛成の立場から討論をさせていた

だきます。

市内の施設の利用料金を改正する議案でございますが、財政状況が厳しい中、安定した市民生活を維持することが地方自治体の使命であると考えております。光市財政健全化計画に基づく受益者負担的成果の観点、そして維持管理費の一部を負担することは公正公平の観点から見ても、利用者に負担増をお願いすることはやむを得ないと思っております。財政健全化計画を着実に実行することが市民満足度を向上させることになると考えます。このような観点から、この議案に賛成いたします。

**【採 決】**：賛成多数「可決すべきもの」

#### ④議案第37号 光市事業所設置奨励条例の一部を改正する条例

**【説 明】**：杉岡商工観光課長 ～ 別 紙

**【質 疑】**：なし

**【討 論】**：なし

**【採 決】**：全会一致「可決すべきもの」

#### ⑤議案第1号 平成25年度光市一般会計予算（経済部所管分）

（商工観光課所管分）

**【説 明】**：杉岡商工観光課長 ～別紙

**【質 疑】**

○笹井委員

それでは、予算書の135ページからまいります。

135ページ、労働諸費の中に勤労者福祉事業補助金が180万円あります。これは先ほどの説明で労福協への支出と言われましたですかね。その確認と、具体的に何が行われているのか。その実績に関して確認されているのかお尋ねしたいと思います。

○杉岡商工観光課長

ただいまお尋ねの労働福祉協議会の補助金でございますが、先ほども申し上げましたが、セミナー関係、それと、いろいろな福祉作業等もやっておられますが、そういったものに対する補助金で、実績報告書もいただいて、それを精査しながら支払いをさせていただいております。25年度につきましては、昨年度から1割減ということで、180万円とさせていただいております。

○笹井委員

わかりました。次に161ページにまいります。バスに関してですが、市営バス運行事業、ほかのバスの補助事業もあわせてバス関係の予算が計上されてます。私ども議員も委員会で先進地などの視察へ行って、いろいろ勉強をさせていただいているところですが、バスに関して、利用の実態調査とか、今後路線の再編等する場合、どうも国や県の補助事業で大分お金をいただいて、詳細な調査をした上で地域地域の路線なり、交通計画の見直しをしている先進自治体が結構あるのですが、光市においてはどうですか。そういったバスについての利用の実態調査とか、アンケートを補助金を受けて過去に調査をされたことがあるのか。あるいは、これからそういう取り組みがあるのかないのか、その辺のお考えをお聞かせください。

○杉岡商工観光課長

ただいまの御質問の光市でのアンケート調査についてでございますが、平成17年に実施しております。事業名としましては、光市バス交通可能性調査事業というもので、一定の調査をいたしているところでございます。現在の市営バスについては、その調査をもとにルートの設定とかをしておりますが、新たに、そういったアンケート調査並びに実態調査の実施につきましては、市内にはいろいろなバス路線がかなりあり、現状では費用対効果等もございましてことから困難であると考えております。

○笹井委員

バスについては、過去決算のときにいろいろ数字を聞いてきましたが、事業者側の数字しか出てこなかったりとか、あと、路線の数字は出るが、光市と周南市の内訳が出てこなかったりというようなところがあって、私どもも実態をつかみかねているという悩みがございます。光市に限らず、どこの自治体でも過疎化に伴うバスの再編というのは先々逃げていかれない課題でもありますので、この辺また優位な補助事業等あれば、とっていただいて実態調査をした上で、また議論を深めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたしま

す。

163ページにまいります。163ページ、上からにぎわい創出事業のうち地域力活用強化事業補助金でございます。今の説明では、光商工会議所への400万円と大和商工会への20万円が入っているということで、これ運営費補助、事業費補助に振り返られたというお話ございました。事業費補助ということであれば、目的があって、それが終わった段階で見直しなり、また組み直しがあるのかと思います。それから、今の説明でなかったのですが、浅江商店会や室積商店会への補助金も過去あったと思うのですが、その辺はどこに再編されたのでしょうか。

#### ○杉岡商工観光課長

今の御質問でございますが、地域力活用強化事業補助金という形で、事業補助をさせていただいていますが、400万円が商工会議所ということになります。これにつきましては、商工会議所が実施されます地域のにぎわい事業として、浅江商店会、並びに室積商店会の補助金が含まれております。ほかには、人材交流育成事業というものも、この活用強化事業の中には入っておりますし、地域資源を活用した事業もあります。詳細につきましては、今後、商工会議所から予算の公表等もあると思われまますので、そちらでも御確認もいただけるかと考えております。

#### ○笹井委員

わかりました。周南市で大手店舗が閉店する中、光市としても、そういうことがないように、また経済対策もやっていかなきゃいけないし、にぎわい対策もやっていかなきゃいけないということであろうと思います。にぎわい創出事業という名前自体は、すばらしく大変よい名前だと思うのですが、ただその中身にですね。これはすばらしいという中身があるかどうかと。今聞くと、何となく補助金、運営補助金の名前を変えただけのようなニュアンスを持ちました。実際に、これから紹介した中で取り込まれるのかもしれませんが、過去に光市が計上された予算でも、新規プログラム支援事業ですかね、これは固い名前だったのですが、実際にコミュニティタクシーの運営などで、地域で物すごくにぎわい、取り組みがあったというようなよい事例もありますので、具体的に市民から見て、こういう可能性があるのと、なんか楽しくなるような話題づくりというのは、この予算の中で盛り込まれてしかるべきであると考えまして、今の徳山を見ると、光もこういうところをですね、金額が少なくとも、新しいメニューやアイデアがくみ取れるようなものにしていただきたいと思います。

それから、その段から8行ぐらい下に行きまして、新規事業チャレンジ支援

補助金ですが、先ほど説明でも4件ぐらい予定されていると、具体的にどういう業種のどういう内容というのが、これ中身がもう決まっているのでしょうか。決まっていれば教えてください。

○杉岡商工観光課長

中身でございますが、これにつきましては、中小零細企業等の方がいろいろな商品開発とか、新しい事業を展開されるということで、業種を区切ったわけではございません。まだ、内容的には、こういったものが出るというのは、わかりかねます。

○笹井委員

ということは、今から募集をするということでしょうか。それから、今、中小零細企業と言ってきましたが、例えば、女性起業家とか、新規就業とか、そういう今から新しく始める方というのは、この補助金の対象になるのでしょうか。

○杉岡商工観光課長

既存の中小企業で、事業されている方が新たに事業展開をされると考えていただけたらと思います。

○笹井委員

そうすると、この項目の補助金の名前と実際が違うのかなと。新規事業チャレンジというと、何かいかにも若い人が新しく今からチャレンジしようという人のための補助金なのかなと思ったのですが、今の話ですと、中小零細で企業の苦しい方が他分野に進出するための事業なのかなと思います。この辺、まだ決まっていない。今から募集するということですし、その募集要項とか、場合によっては、パンフレットなどもつくられるのかなと思いますが、その辺で誤解のないように周知をしていただきたいと思います。次に、165ページにまいります。165ページに、夏季海水浴場管理運営事業が計上されております。海水浴場を営業されているときは、そこを海水浴場として管理されているわけですが、遊泳区域に水上バイクやカヤックが侵入するような、そこに関しての規制があるのか、あるいは、その管理に対しては、どのように取り組まれているのかというのをお聞きしたいと思います。

○杉岡商工観光課長

遊泳区域内の水上バイク等のお尋ねでございますが、水上バイクにつきまし

では、県条例の小型船舶等による危険な行為の規制に関する条例で、海水浴場の遊泳者等の付近での危ない行為について、例えば、急回転とか、蛇行という行為でございますが、そういったものは規制しております。虹ヶ浜海水浴場につきましては、陸から沖合200m、幅300m区域につきましては、遊泳区域として設定をさせていただいているところでございます。

○笹井委員

わかりました。次に165ページ観光PR事業、新市誕生10周年観光PR推進事業で、新しいパンフレットをつくるということですが、これはどういうパンフレットを、今の観光パンフレットも、私は大変すばらしいものをつくっていると思うのですが、それとはまた別に新しい物をつくられるのでしょうか。

○杉岡商工観光課長

現在のパンフレットは、旧光市と大和町の合併後の17年10月につくったものであり、地域ごとのパンフレットになっておりまして、この度つくりますのは、10周年を向かえるに当たりまして、新たな観光客を呼び込むために、テーマ別とか、ルート別といった外向けのパンフレットにリニューアルしたいと考えております。

○笹井委員

わかりました。その3行下。岩国錦帯橋空港利用促進協議会負担金ですが、これ企画で計画されたのが回ってきたという先ほどの説明だったと思いますが、これは具体的に何をするのか。そして、もう一つルート188協議会というのがある、これも前予算計上されておりましたが、今回されておられません。その辺どうなったのか、あわせて御回答お願いいたします。

○杉岡商工観光課長

岩国錦帯橋空港利用促進協議会負担金でございますが、このたびの開港に伴って、所管が変わっておりますが、会費として、通常の事務関係並びに情報発信事業として1万円、その他利用促進対策事業として、3万円、計4万円を組ませていただいております。

次に、ルート188協議会の負担金がなくなったがというお話でございますが、これにつきましては、ただいま申し上げました、岩国錦帯橋空港利用促進協議会の会員とルート188協議会の会員が重複しておりますので、岩国錦帯橋空港利用促進協議会に移行させていただくということとしております。ルート188協議会のホームページはやっておりますが、負担金は必要なくなったとご理解いただ

いたらと思います。

#### ○笹井委員

ルート188協議会について、確か設立のときは、予算書にも、概要にも載って、新しい取り組みなのかなと期待したところですが、実際に私が知っている限り、協働で市町村紹介みたいな地図が1つできただけと思います。ほかにあったら御無礼ですがやはり、ルート188協議会であれば、柳井と光と大島あたりが頑張ってやらなきゃいけないし、やるべきだと思って期待したのですが、結果、その現状であると。今回、錦帯橋空港にあわせて負担金という形で、予算が計上されているということでございます。私は、こういう他市も絡むものに関しては、自分の市だけでどうこうできないところもありますが、やはり、やるべきところは力を入れてやる。やらないところは、最初からやらないという仕分けをしないといけないのではないかなと思っております。岩国錦帯橋空港も今の話ですと4万円これは負担金ということで、取られる部分かなと思っております。ルート188協議会の反省も踏まえて、どこまでやっていくのか、あるいは、もう最低単位で済むのかという仕分けをお願いします。さっきのパンフレットの作成でもそうですが、役所がつくるパンフレットというのは、そのとき、そのときではつくってますが、なかなか民間の人がぜひ欲しいというところまでいかない。一方、民間がつくったものであると、例えば、今、室積では地図を歩くパンフレットとかですね。これは県のほうも絡んでますが、過去、室積の観光の協議会でつくった漫画絵のパンフレットなんか、今でもあれが掲示してあると、欲しい、欲しいと言われているし、実際、物すごい人気があったもので、古くて、今は使えないんです。本当その辺がですね、つくるのであればやはり見る人が欲しくなって、楽しくなるようなつくり方ができないのかなと。こうして協議会つくって負担金で、できました。やりましたというのでは、私は力不足であると考えております。

最後の質問まいります。167ページでございます。梅まつりがここで計上されておまして、今年度の梅まつりも終わって、実績も出たところで一応それなりの反省も出ているのではないかと思うのですが、今年の梅まつりを見ますと、梅まつりの日程期間が2月の第3週からですが、売店屋などは、もう1週間前から、3連休のときからやっていたのではないかと思います。梅まつり期間中は、土日は入場料を取るということで、これは2月の第3週からやっていたと思いますが、その辺の梅まつりの期間が結局、今回3月第2週までだったのですが、これが結局よかったのか、悪かったのか、そして、梅まつりの期間前に売店をやっていると、その辺の整合性とかとっておく必要性があるのかどうなのかというのをお聞きしたいと思います。

○杉岡商工観光課長

梅まつりの開催時期でございますが、一概にいつからと決めるのは、なかなか難しいと考えております。天候にもよりますが、昨年は寒かったことから、来場者が少なかった状況でございました。今年度につきましては、好天にも恵まれて、かなりの集客がありましたが時期を特定するという事は困難と考えております。

それと、売店を早目にあけたというお話ですが、売店の開店と梅まつりとは離して考えているところでございます。

○笹井委員

売店が純粋民間であればそうですが、結局、観光協会がバックでやっているということで、観光協会といえばそれは経済部から助成金出してやっているところですから、その辺が売店は2月第2週からやるが祭りは3週だよというのが、どうも、これが一般の来人に対してそれで説明になっているのかなという気がいたします。今回の梅まつり自体は日程も日柄もよくて、お客さんも多かったです。3月第2週までやったというのは、大成功であったと思いますが、やはり、外向きに祭りをするときには祭りの実施日と売店の営業日というのは、そろえてやらないと、お客さんに対して御無礼になるのかなという疑問を持っておりますので何かありましたらお願いしたいと思っております。

○山本経済部長

少し補足させていただきます。今年は、昨年までと体制も変わりましたが、開園日を2週間おくらせて実施いたしました。終わりは1週間長くしたのですが、これは昨年まで、開園しても梅が全く咲いてないというお叱りを相当いただきました。やはり、それは開花に合わせて開くべきだろうということで、そういう期間を今回設定したというところでございます。来年以降については、その辺を見極めながら考えてまいりたいと思っております。

先ほどお話がございました、いろいろ売店とか、そういったお店でございますね。そこについては、入園料を徴収する区域外でございますので、開園期間中の土日であっても、そこだけであれば、料金はいただいているということで、先ほど課長が申しましたように、梅まつりと切り分けて、先行して店がオープンしたというところで御理解いただけたらと思っております。

○笹井委員

終わります。



・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○畠堀委員

167ページにあります観光協会助成事業ですが、こちらについては、説明資料の80ページにも観光協会への補助金ということで、内訳的なものが記載されております。観光協会の機能強化分というようなことで、80ページの予算の中には、370万円という金額が記載されておりますし、事業分ということで600万円、これは先ほど花火大会とか、いろいろな話があったので、そういった事業のことかと思いますが、これまでずっと続けてこられた補助金ということで、昨年までは1,027万円のものが773万6,000円という形で減額になっております。先ほど申し上げたように、機能強化分ということで、370万円上げられているわけですが、これトータルしてみますと、昨年と同じ金額を振り分けたようにもとられるわけです。せっかく機能強化として、事務所等も新しいところへというようなこともあるのであれば、そのあたりの今回の予算の振り分け、昨年度からの振り分けの考え方について、お伺いしたいと思います。

○杉岡商工観光課長

機能強化を含めました観光協会の補助金ということでございますが、事業分として、花火大会は600万円が変わっておりません。一般分につきましては、1,027万円から773万6,000円と減額となっております。これにつきましては、職員体制を減員するというところでございます。それに加えて、機能強化分として370万円増額させていただいておりますが、内容は、先ほども申し上げましたが、移転に伴い土日にも観光案内所をあけて、来られた方に観光案内をしていくということから、コンシェルジュ機能の強化と新たに情報発信機能の強化としてホームページの充実を図ります。それと新たに、地旅商品の開発などを含めまして、これらに伴う人件費も含めて、370万円を機能強化分として計上させていただいております。

○畠堀委員

特に今年度は、25年度計画の中では、いろいろ新しい事業に取り組みもありまして、観光にかかわるような事業も、幾つか新しい事業で取り上げられておりますが、その中で観光協会への補助金、昨年は1,027万円、25年度が770万円ということで、かなり大がかりなといいますか、金額としては大きな減額ではないかと思いますが、そのあたりは観光協会の事業運営について、大きな影響を来たすようなことはないのでしょうか。

○杉岡商工観光課長

今までの体制から減員となります。機能強化部分を含めて、その人員が観光協会の一般部分も兼務する形になりますので、事業運営への影響はないと考えております。

○畠堀委員

いずれにいたしましても、観光協会の役割がますます大事になってくると思いますので、そのあたりのフォローもよろしく願いまして、遺漏のないような対応をお願いしておきたいと思います。

続きまして、予算書の個別項目についてお聞かせ願えたらと思います。

まず、1点目が説明書の74ページにございます若者自立支援ネットワーク事業ということで、今年度初めての予算がついている。金額的には少ないのではないかと思います。新しい事業として掲げられておりますが内容について、お聞かせ願えたらと思います。

○杉岡商工観光課長

若者自立支援ネットワーク事業補助金でございますが、これはしゅうなん若者サポートステーションが実施、おおむね40歳未満の無職者、いわゆるニートと言われる方に対して、光市のあいぱーくを会場としまして、年2回程度、そういった御家族の方とか、御本人さんが見えられて、就職に向けたいろいろな相談や支援をさせていただいているところでございます。24年度の状況で申し上げますと、2回実施され、9月8日に6名の方、3月2日に5人の方が参加をしております。主に、ニートの方に対するカウンセリングであるとか、また臨床心理相談や就職体験への奨励などをやっているところでございます。

○畠堀委員

そういった方へのカウンセリングが主な支援業務ということで、予算規模からして、どのような内容かということでお聞きしたのですが理解することができました。それからもう1点、先ほど先行委員から質問もありましたが、光市の10周年記念行事ということで、観光パンフレットをつくるということで、これは一部の部分ではなくて、光市として10周年記念行事の全体像をどのように考えていくのかということをお考えになっているのか。個別の事業を部門でばらばらにやっていくというようになるのか、そのほかにも、光市全体として、その10周年記念行事を総括的な考え方をもって進めていくのか、そのための基本的な考え方についてお伺いできたらと思います。

○森重副市長

平成26年10月に新市が発足いたしましたして、満10年を迎えるわけでございます。その1年前という今年度の予算ということで、早くから着手をしなければならない事由につきましては、先ほど来から御説明を申し上げているとおり、今年度と翌年度の2カ年で事業を行うというようなスタンスをとっております。基本的に、この10周年の記念事業につきましては、今後25年度において、一定の方向性を出していかなければならないと思っておりますことから、関係各課集まりまして、協議・検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○畠堀委員

10周年という大変大きな節目でございますし、いろいろな意味で転換期にある中で、新しい方向に向かっていくということのよいきっかけになるのではないかと思いますので、ぜひ、そのあたり、光市としてよい方向に向かうような形で取り組みをお願いしておきたいと思えます。

○大田委員

何点かお聞きします。まず予算書の中の135ページの説明欄の上から3行目の中小企業勤労者小口資金預託金で、今説明で、大手企業者離職者のみと言われたと思うのですが間違いないですか。

○杉岡商工観光課長

先ほど申し上げましたのは、この中小企業勤労者小口資金預託金でございますが、これは、離職後1年以内に再就職をし、勤続1年未満の方を対象としたものでございます。大手の事業所と言いましたのは、昨年5月に大手事業所が工場閉鎖されまして、新たに再就職をされた方がかなりいらっしゃいます。そうした方が、中小企業に勤めておられて、生活資金等を借りる場合に必要な支援をしようというものでございます。

○大田委員

だから、大手企業だけではなくて、中小企業の人も含めてということでしょう。そうですね。わかりました。

それと163ページの説明欄の一番上の欄で、ソフトパーク整備事業交付金が347万6,000円ついているんですね。これはどういう交付金かわからないのですが、説明資料の中の78ページにソフトパーク雇用奨励金とソフトパーク企業立地奨励金の計260万円が25年度は落ちているが、ソフトパーク整備事業交付金はそのままついている。この理由について説明をお願いします。

○杉岡商工観光課長

ただいまの御質問でございますが、さきにソフトパーク整備事業交付金を説明させていただきます。

これは、ソフトパークを造成した当時、開発公社が当然お金を借りております。借り入れた事業費の残額に対する利息を市が公社に補填しているものでございます。

○大田委員

今、残っている利子を補填しているというのが347万6,000円。そしたら、売れ残ってる土地をまだソフトパーク企業立地奨励金として出して、企業が立地してもらおうように努めるのではないかと思うのですが、これが落ちているんですよね。

○杉岡商工観光課長

今言われましたソフトパーク企業立地奨励金でございますが、これにつきましては、ソフトパークに進出された事業所に対し、固定資産税相当部分を課税された翌年度から3カ年交付しているものでございますが、そういった事業所の、該当がなくなりましたので、今年度につきましては、奨励金はございません。今後新しく進出される事業所があれば、改めて奨励金は発生しますが、今のところ、進出企業がございませんので奨励金は必要ないということでございます。

○大田委員

そしたら、売れ残っている土地はそのまま置いておくということですね。

○杉岡商工観光課長

市としましても、ひかりソフトパーク企業立地推進協議会や県を通じまして、ソフトパークへの企業誘致に向け、企業訪問などいろいろなアプローチをしまして、できるだけ早期に進出していただけるような活動はしているところでございます。

○大田委員

だから、新しく入れたら、またこれがつくと予算が戻るということですね。そのように理解しました。

それから、163ページ下の周防工業団地埋設管改修工事3,300万円がついているんですよね。周防工業団地は、確か土地開発公社が造成されたと思うのです

が、何年に造成完成されたのですかね。

○土橋委員長

大田委員、その何年かというとのが大きな問題ですか。

○大田委員

要するに、埋設管を改修しないといけないほど、土地が沈むような造成をされたのかとお聞きしたかったわけです。

○土橋委員長

そういう質問のほうがよくわかりやすいです。

○山本経済部長

委員も御承知のとおり、周防工業団地は一部埋め立てをして工業団地をつくっております。その関係で、もともと水路がありましたことからその中に大きな1.5mですかね、コルゲート管を入れまして水を排水しています。そのコルゲート管が潰れかけているという状態にあることがわかりまして、一昨年から調査事業ということで、24年もですが一応中の状態を調べました。その辺の状況が把握できましたので、新年度におきましては、そこの改修工事に入らせていただきたいということで、この金額をお願いしているということでございます。

○大田委員

了解しました。

それと、説明資料の78ページ、光商工会議所、大和商工会、商工業振興で、180万円、320万円、70万円が落ちているんですね。それは説明で、163ページの中へ、小規模企業経営支援事業補助金と中小企業育成支援事業補助金が大和商工会と光商工会議所に事業目的で補助金を出すという話をお聞きしたのですが、事業目的で出すわけであって、商工会議所とか、商工会に補助金は出さないということで理解してよろしいですか

○杉岡商工観光課長

ただいまの御質問でございますが、当然のことながら、商工会議所等が事業を行いますので商工会議所、並びに大和商工会に補助金を支出します。

○大田委員

そしたら78ページの交付金が、団体に補助金が落ちているのはどこか載っていますか。

○杉岡商工観光課長

再度の御質問でございますが、24年度では光商工会議所に対しまして、光商工会議所補助金、これは運営補助でございますが180万円、次に商工振興補助金ということで、これは「愛loveひかり」関係の補助金70万円、商工業イベント対策事業補助金としまして、浅江、室積地区のイベントに対する補助金90万円、中小企業総合支援強化対策事業補助金として、265万円、加えて、中小企業相談委託料として232万8,000円、合計で837万8,000円の補助をしておりました。25年度につきましては、そういった事業、運営補助並びに委託料等の抜本的な見直しを行いまして、光商工会議所につきましては、地域力活用強化事業補助金、これはいろいろなイベントも含まれておりますが、400万円、それと中小企業育成支援事業補助金として、420万円。トータルで820万円に組みかえさせていただいたということでございます。

○大田委員

了解しました。終わります。

#### (農業委員会所管分)

**【説明】**：西岡農業委員会事務局長 ～ 別紙

○笹井委員

今の農業委員会の視察について、1点聞きます。

四国の馬路村というと、結構距離もあるのですが、これはバスで行かれるのですか、鉄道で行かれるのですか、鉄道の場合、グリーン車に乗られるのでしょうか。

○西岡農業委員会事務局長

自動車借り上げ料で予算化しております。バスで行きたいと思っております。

○笹井委員

わかりました。終わります。

(農業耕地課所管分)

【説明】：田中経済部次長 ～ 別紙

【質疑】：なし

(水産林業課所管分)

【説明】：藤井水産林業課長 ～ 別紙

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

【質疑】

○笹井委員

それでは、5点質問したいと思います。

まず、予算参考資料の48ページ、光漁港海岸保全施設整備事業、戸仲地区にまいます。戸仲地区、今予算では東護岸ということで、平成25年施工ということですが、この考え方をお聞きしたいのですが、22年に外側の突堤をできて、一応外側は守られて、23年あてこの突堤の中をやられているのですが、外側をやったら、さらにその外側かなと思ったら、ここ中をやる理由というのは何かあるのでしょうか。

○藤井水産林業課長

検討委員会で考えました結果の一つが突堤でございます。突堤は、ここに書いてございますように、平成21年度から23年度で完成いたしました。今、施工中のところでございますが、ちょうど、ここに新宮川という川がございまして、これから戸仲の漁港に向かうところまでですが、この間がこの海岸保全施設整備事業における、まず高さが足りないということがございます。それで、今、最終は、漁港のほうの、戸仲漁港のちょうど角になります。全部で215mの実設計としておりますが、このところまで、今まで護岸のない区間がございまして、この区間が新設区間と、あとは改良区間で途中は波が入ってきますので、この真ん中あたり部分については、消波ブロックを施工して、波を抑えるというようなことになります。これだけをやらないと安全が確保できないということでございます。

○笹井委員

わかりました。では、参考資料の49ページ行きます。

松原地区の整備事業でございまして、先ほどの説明ですと、まず、養浜工で

長さ520mのところは、これは海水浴シーズン前に土を入れられるということで、これは理解いたしました。毎年のごとでございしますが、その下、図面と言うと、養浜工で体積が1万 $\text{m}^3$ ですかね。これは島田川の河口から砂を持ってこられるという説明だったと思いますが、これは室積漁港保全対策で、30万 $\text{m}^3$ 土を入れるという、これの一番最初の着手の工事に、もうそれに着手するというあらわれになるのでしょうか。それとも、とりあえずここ1回入れてみて、様子を見るという調査的な取り扱いでしょうか。

○藤井水産林業課長

それでは、1万 $\text{m}^3$ の養浜工事について御説明いたします。

これも検討委員会で出た対策でございしますが、大型養浜として、13万5,000 $\text{m}^3$ の養浜が必要だと。今回の施行は、実際には、秋口を今予定しておりまして、というのは、今、島田川河口の砂を採取することを予定しており、既に事前協議等を県とも行っておりまして、県は港湾課、また河川課等の協議になりますが、この採取許可をもらって着手ということになりますので、順調に行って秋ごろになろうかと思えます。考え方として、この1万 $\text{m}^3$ は、もちろん13万5,000 $\text{m}^3$ の一部でもございしますし、この1万 $\text{m}^3$ の中に着色の砂を一部入れて、砂の動きを観察するというのもございします。今まで机上でやっているとおりに、現実には砂が動くかどうかの確認をするとともに、その結果をもって、今後の養浜の施工を考えていくということになっております。

○笹井委員

わかりました。室積海岸保全整備は随分長い時間をかけて、県庁や著名な先生の御協力も得て、検討を進めてきたところでございます。しかしながら、事は、相手は自然でございまして、やってみないとわからない。それに対して、事業着手前にこういうような実験的な取り組みをして、その情報を公開した上で、また今後の方針を、その結果を受けてまたきちんと立てていただきたいと思えます。この事業については理解いたしました。

○藤井水産林業課長

済みません。補足させていただきます。なお、島田川の河口の砂でございしますが、今年1月の環境基準においては全く問題がないという報告を委託業者から受けております。

○笹井委員

理解いたしました。



では、次、予算書の157ページの説明で、家屋等補償金が出てきました。これも今の地図の松原の地区だと思うのですが、1棟が計上されているということですが、とすると残るところは、あと何棟で用地購入の進捗の状況はどのようなになっているのでしょうか。

○藤井水産林業課長

それでは、今、高潮堤防予定地の用地購入と家屋等の補償の進捗状況についてお答えいたします。

24年度末見込みで、筆数で言いますと、全体の20筆に対しまして、7筆で約35%、面積比でいきますと、全体約3,400㎡ございますが、その約23%の進捗となっております。内容といたしましては、建物が4戸、土地が7筆、借家人補償を1件行っております。25年度については、用地購入を2筆、建物補償を1戸、建物調査を4戸程度予定しております。

○笹井委員

これも困難な仕事かと思いますが、何とぞよろしく願いいたします。

それでは、同じく予算説明資料の78ページにまいります。

予算説明資料の78ページに、補助金、負担金などの前年度分の比較がありまして、78ページ中段に魚まつり実行委員会、これ24年度は50万円計上されてますが、25年度はゼロになっています。その下、漁協婦人部も前年1万8,000円がゼロになっています。これについては、今年度、どのような状態で計上しないということになったのでしょうか。

○藤井水産林業課長

まず魚まつりでございますが、今漁港整備を行っております。この中で、光支店の事務所と市場等も移転をしなければならないということで、25年度の魚まつりの開催については困難との判断を致しました。よって、予算計上を見送ったところでございます。

それから漁協女性部の補助でございますが、昨年まで1万8,000円を補助しておりましたが、これは女性部の活動内容と収支の実績等から判断いたしまして、今年度の予算計上を見送ったものでございます。

○笹井委員

ということは、魚まつりは、今年度は工事があるから困難だが、来年度は、また復活するということでしょうか。そして、過去、魚まつりは、2年に一遍で、室積で魚まつりをやって、また、牛島では牛島朝市などをやるというよう

に繰り返しておりましたが、このローテーションでやるのでしょうか。26年度以降はどうなるのでしょうか。

○藤井水産林業課長

魚まつりのほうは、平成23年の11月に第9回目を開催いたしました。それから牛島については、平成18年度までで6回を牛島朝市として開催し、20年と22年度に牛島の海体験教室として開催いたしましたが、牛島につきましては、漁業関係者の高齢化が進む中で、このイベントの継続は負担が大きく、もう実施が困難ということで、23年度以降は行っておりませんし今後も難しいと考えております。

光の魚まつりにつきましては、先ほども申し上げましたように、光支店等のこの建物移転等が整った時点では、開催に向けてまた考えるということは今時点で聞いております。

○笹井委員

わかりました。今年度は工事があるからということで、仕方がないというのは理解いたしましたが、やはり、これは来年度ぜひ復活していただいて、魚まつりも漁業関係者だけではなくて、商店会なども随分積極的に参加して、取り組みが変わってきておりますので、水産業振興、あるいは室積の振興の面から、毎年開催をしていただくようお願いをしたいと思います。私も関係者、地元の一人として御協力したいと思います。

○畠堀委員

1点だけ、お伺いしたいと思います。予算書の153ページに記載されております水産業振興費として、漁場開拓事業費補助金430万円計上されておりますが、光市においては、漁場というのは非常に重要な産業ではないかと思えますし、特に同じ補助金、振興事業として、新規就労者の増員の働きかけを一方ではやっているわけですが、やはり、漁場資源の確保というのも大事ではないかという思いで伺いたいと思えます。

この事業については、昨年度も同じ額の補助金が出てるわけですが、実際にそのあたりの実績と評価について、どのようにお考えなのか教えていただけたらと思えます。

○藤井水産林業課長

この事業につきましては、漁場の保全ということで、海底に堆積しておりますプラスチックであるとか、ビニールであるとか、空き缶というような生活の

廃棄物につきまして、漁業者が操業にあわせて、光では、小型底曳きとあって、鉄の桁を引くような漁が主でございますが、そのときにどうしても一緒にごみが増えるので、その処分費用について、2分の1以内の補助ということで、毎年同じ金額を計上しております。これが適正かどうかについては、事業評価シートの中にもこういったごみは増え続けている状況もございまして、現時点では、こういった漁業者の生活向上につながるものという考えで、適正と判断しているところでございます。

○畠堀委員

説明いただきまして、内容についてはわかりましたし、やはり、特に漁場資源の確保という観点から必要な取り組みではないかと思えます。事業効果が上がる取り組みについても、市として主体的に取り組む必要もあるのではないかという思いもありますのでそういった意味も含めて、今後の取り組みをよろしく願いしておきたいと思えます。要望として、以上でございます。

**【討 論】**：なし

**【採 決】**：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報 告

第2次光市地産地消プラン（案）

**【説 明】**：田中経済部次長 ～ 別 紙

**【質 疑】**：なし

以 上